

東北圏広域地方計画に関する
広域連携プロジェクト検討状況

令和6年12月
東北圏広域地方計画協議会

本資料は、東北圏広域地方計画協議会や、東北圏広域地方計画有識者懇談会における議論等を踏まえ、令和6年12月時点での検討状況を整理したものであり、今後、これを基礎として、広域連携プロジェクトに関する記述内容を追記・更新し中間とりまとめに加えていくものである。

目次

第4章 戦略的目標の実現に向けた主要な施策（広域連携プロジェクト）	3
第1節 新しい未来を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト	3
(1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	3
(2) 原子力災害被災地域における安全・安心な生活環境の実現	6
第2節 レジリエンスの実践を通じて効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクト	8
(1) 圏域全体の防災・減災、強靱化の推進と震災経験の伝承	8
(2) 過酷な条件と対峙する東北圏のインフラの戦略的メンテナンス	16
第3節 東北圏の自然環境・水環境や景観の保全・継承プロジェクト	18
(1) 人と自然が育んだ美しい自然環境の原風景の継承	18
(2) 陸域・海域の水環境の保全・再生と豊かな水の恵みの享受	19
(3) 自然環境の持つ多面的な機能の活用	20
第4節 地域と共生した脱炭素社会の実現へ挑戦する構造転換プロジェクト	22
(1) カーボンニュートラルに貢献する社会づくりへの挑戦	22
(2) 地域と共生した多層的なエネルギー供給構造への転換	24
(3) 地域の持つ資源と特性を最大限活用して循環させる社会の構築	27
第5節 次世代産業の研究・集積による産業振興の推進プロジェクト	29
(1) 国際競争力を持つ産業クラスター及び先端産業拠点の形成	29
第6節 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト	33
(1) 豊かな資源を活かした次世代の農林水産業の展開	33
第7節 「四季の魅力溢れる東北圏」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクト	40
(1) 地域資源の付加価値を高め、新しい需要に対応したビジネスモデルへの転換と観光関連産業の拡大	40
第8節 東北圏の発展をけん引する日本海・太平洋2面活用による交通ネットワークとグローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト	46
(1) 圏域全体の交流・連携を支える高速交通網の形成	46
(2) 日本海・太平洋2面活用による国際競争力強化	48
第9節 国内交通・情報通信ネットワーク強化・高度化プロジェクト	52
(1) 生活と産業を支える圏域内外を結ぶネットワークの形成	52
第10節 東北圏の未来を創る次世代人材育成プロジェクト	56
(1) 東北圏の将来を担う次世代の多様な人材の創出	56
第11節 多様な主体との連携・協働と地域コミュニティによる地域活性化プロジェクト	60
(1) 多様な主体の協働による地域運営の実現	60
(2) 地域を支えるコミュニティの活性化	62
第12節 人口減少社会に対応した東北圏民総活躍プロジェクト	64
(1) 女性、若者、高齢者の活躍を支える環境づくり	64
(2) 関係人口の活躍を支える「デュアルライフ東北・新潟」の実現	66
第13節 誰もが恩恵を享受できる東北圏版地域生活圏形成プロジェクト	68
(1) 地域が互いに支え合う広域連携の枠組みの構築	68
(2) 地域生活圏を支える持続的なモビリティ社会の実現	69
(3) 「東北圏まるごとデジタル」で誰もが安心・便利な暮らし方・働き方の実現	71
(4) 東北圏の荒廃を防ぐ持続可能な地域の実現	74
第14節 他圏域との連携プロジェクト	78

(1) 他圏域との二地域居住等による暮らしの充実	78
(2) 観光振興に向けた他圏域連携	78
(3) 農林水産業の成長産業化に向けた他圏域連携	78
(4) 交通・物流基盤の高質化に向けた他圏域連携	79
(5) 防災力向上に向けた他圏域連携	79
(6) 多様な再エネ供給基地の形成	79

第4章 戦略的目標の実現に向けた主要な施策（広域連携プロジェクト）

第1節 新しい未来を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト

被災地の発展と地方創生施策などの連携の充実により、安全・安心で活力ある社会・生活基盤の構築を図るため、復興を支える公共施設などの整備や産業創造に向けた拠点形成、原子力災害を克服する取組を推進する。

（1）東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

東日本大震災の被災地において、地域特性に応じた①安心して暮らしやすいまち・地域コミュニティづくりに引き続き取り組みつつ、②被災地における産業復興に向け、農林水産業や観光産業等の復興を推進し、地方創生につなげるための取組を進める。また、沿岸地域の再生に当たっては、③自然環境を活かした被災地の再生に取り組む。

①安心して暮らしやすいまち・地域コミュニティづくり

（地域課題に応じた安心して暮らしやすいまちづくり）

被災地では、公共インフラなどのハード整備は概ね完了しているが、原子力災害被災地域を中心に、残る基幹インフラ事業の早期完了を目指す。あわせて、造成宅地・移転元地等の活用や高齢者などの見守りや心身のケア、コミュニティ形成の支援等を復興のステージに応じて今後も継続し、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援することで、安心して暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく。

また、東日本大震災による人口減少が大きかった被災地だからこそ、人口減少・少子高齢化の更なる進行などの社会構造の変化を踏まえ、安心して暮らしやすいまちづくりに取り組む。具体的には、病院、学校、商店、住宅等を結ぶ地域公共交通の確保・維持を支援することにより、高齢者や子ども、女性、障害者等に配慮した利便性の高いまちづくり、全ての人々が安心して快適に生活できるユニバーサルデザインを取り込んだまちづくり、東北圏の持つ豊かな自然環境や景観、風景に配慮した美しいまちづくり、三世帯同居・近居等を促進するなど多世代が交流するまちづくりを推進する。

（「地域コミュニティ」の防災力を向上する地域づくり）

地域コミュニティ機能は、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす。復興期間を通じて培ってきた NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画等の多様な視点を最大限活かしつつ、国内外に誇れる防災先進圏域としての地域コミュニティの形成を目指す。また、防災 DX を推進し、デジタル技術を活用した地域防災力の向上を図る。

地域人口の急減に直面している地域においては、地域おこし協力隊制度の更なる推進を図るなど、地域防災の担い手として地域外から新たに地域づくりに参加する人材の拡大を図る。

②被災地における産業復興

(被災地における創造的な産業復興の推進)

全線開通した復興道路・復興支援道路¹を活用して、東日本大震災及び原子力災害によって大きな影響を受けた産業の復興や再生を促進し、新たな産業の誘致や創出を図る。また、いまだ残る風評被害への対応が地域経済の再生には不可欠であるため、引き続き、農林水産業、中小企業等の生産基盤施設の復旧支援を進め、産業全体の復興・再生を図る。あわせて、ニューツーリズム²や復興ツーリズム³を推進し観光産業の振興を図る。

また、被災した企業の再生に向け、職業指導を通じて雇用を確保するとともに、資金面の支援のみならず、経営ノウハウなど、企業の経営能力向上に向けて、ものづくりを支える産業人材や伝統的産業における後継者の育成、起業家の育成等の取組を進める。加えて、国内外における展示商談会の開催、マッチングの創出を行い、被災企業の販路拡大を促進する。

あわせて、福島県の浜通り地域⁴などにおいては、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積に向けた取組が進められてきたところであり、2023年4月に「創造的復興の中核拠点」を目指して設立された福島国際研究教育機構（F-REI）により研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていく。加えて、風評被害の払拭に向け、引き続き、放射線の正確な情報発信、地場産品の商談会の開催による販売拡大やPRを実施する。

(被災地の農林業復興の推進)

農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械の導入、鳥獣被害対策等これまで行ってきた被災農業者への支援を継続するとともに、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、原子力災害被災12市町村⁵における被災直後に休耕していた農地についても営農再開を目指す。また、営農再開に当たっての新たな担い手の確保や被災地産品への風評被害の払拭等にも引き続き取り組む。あわせて、ICT（情報通信技術）（以下「ICT」という。）などの先端技術を活用したスマート農業⁶や「デジ活」中山間地域⁷の取組を推進する。

被災地での農業経営の多角化、農産物の高付加価値化を通じた農業の成長産業化を図るための

1 政府の東日本大震災復興構想会議において、地域活動を支える基盤強化として緊急整備に関する提言を受けた「三陸縦貫自動車道」などの沿岸部の縦軸を「復興道路」、沿岸部と内陸部を結ぶ「東北中央自動車道（相馬～福島）」などの横軸を「復興支援道路」という。

2 従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行のこと。旅行商品化としても地域の特性を活かすことが必要で、ニューツーリズムは地域活性化につながるものである。

3 観光客が現地で災害・津波の経験や教訓、震災からの復興状況などを直接体験することで減災・防災意識を高めるとともに、水産業と並び商業・観光が主要な産業である沿岸部の被災地にとっても、交流人口の拡大や地域経済の復興に貢献するもの。

4 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の15市町村を指す。

5 避難解除等区域または特定復興再生拠点区域をその区域に含む市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）をいう。

6 「ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用する農業」のこと。

7 中山間地域などの基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししている。

1 農商工連携や6次産業化⁸の取組、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大、植物工場などの
2 施設園芸の導入を推進する。さらに、HACCP（工程管理システム）⁹など、食品・農産物の品質など
3 を的確に管理する取組を実施し、安全・安心な食品・農産物の生産拠点の構築を進める。

4 また、被災地におけるバイオマス、中小水力等の再エネを活用した自立・分散型エネルギーシス
5 テム¹⁰（スマートビレッジ）の構築、省エネルギー（以下「省エネ」という。）型農業の積極的な推
6 進及び地震災害に強い農業インフラの構築のための農業水利施設などの保安全管理、整備を推進す
7 る。

8 あわせて、森林・林業の再生に向けて森林整備を進めるとともに、地域材を活用した木造住宅
9 の建築を積極的に推進するほか、木質バイオマス資源の利活用を進める。

10 11 （被災地の水産業復興の推進）

12 地震・津波被災地域では、中核産業である漁業の水揚げ量の回復や水産加工業の売上の回復が
13 引き続き課題となっている。また、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、2021年
14 4月から本格操業へ移行したが、2023年8月からの東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理
15 水¹¹の海洋放出にともなう風評被害の懸念など、被災県のみならず東北圏全体に及ぶ喫緊の課題も
16 ある。このため、被災地の水産物の安全性や魅力に係る情報発信や販路拡大支援等を通じて、漁業
17 と水産流通加工業の一体的な復興を推進する。さらに、冷凍技術の開発による市場や加工施設等
18 の品質及び衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大、被災地での雇用創出等につなげ
19 る。

20 沿岸漁業については、小規模漁業者が多く、個別経営としての復興には課題もある。加えて、東
21 日本大震災後、解雇された従業員や失われた販路が戻っていない被災地の現状を踏まえ、漁業者
22 などの意見を十分に取り入れ、漁業者による共同事業化、漁船や漁具等生産基盤の共同購入、共同
23 利用システムの活用や集約化を図るとともに、漁港の機能の集約や役割分担を踏まえた漁港の整
24 備を推進する。また、協業体の育成などを通じた水産業の担い手の確保や育成等を推進する。

25 沖合・遠洋漁業については、水揚げ量や市場の取扱量が多く、関連産業の裾野も広いことから、
26 漁船、船団の近代化や合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な水産流通業、水産
27 加工業の効率化や高度化を推進する。また、拠点漁港については、流通、加工機能や防災機能の高
28 度化を推進する。

29 30 （観光産業復興の推進）

8 農林漁業者が農畜産物・水産物の生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）を総合的かつ一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

9 Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

10 再エネを始めとした地域に賦存するエネルギー資源を有効に活用するための、再エネ設備、蓄電設備、自営の送電線等からなるシステム。

11 東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。

1 旅行業では、ワーケーションや復興ツーリズム、ホープツーリズム¹²、ブルー・ツーリズム¹³等
2 の多様な旅行ニーズに対応し、アフターコロナにおける外国人観光客の誘致、インバウンド回復
3 に向けた官民連携の取組を進める。あわせて、旅行会社と連携し、首都圏などでの誘客キャラバン
4 の実施、海外での観光プロモーション、メディア・エージェントの招請等に取り組む。

5 また、東日本大震災の経験と教訓を次世代へ伝承する施設として復興祈念公園及び震災遺構を
6 始めとした震災伝承施設や三陸復興国立公園等を活用し、教育旅行の誘致を進め、被災地からの
7 情報発信を兼ねた国内外のコンベンション、国内外からの積極的な観光客の誘致活動を行う。

8 原子力災害被災地域においては、根強く残る観光業などにおける風評を払拭し、観光振興を最
9 大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を
10 支援し、国内外からの誘客に取り組む。

11 このほか、被災地域の特性を活かした観光産業の復興を図るため、風景、食そして文化等の地域
12 資源の再発掘など、ほかの産業との連携を通じた地域ビジネスの展開を図る取組を推進する。

13 14 ③自然環境を活かした被災地の再生

15 被災した沿岸地域の再生に当たっては、グリーン国土¹⁴の考えを踏まえ、多様な機能を有するグ
16 リーンインフラ¹⁵や Eco-DRR¹⁶として、津波からの緩衝地域となる緑地などの配置、そして自然環
17 境の保全または復元、創出に配慮する。あわせて、必要な施設整備とともにエコツーリズム¹⁷や環
18 境教育等の取組を実施して、地域を活性化させる。

19 20 (2) 原子力災害被災地域における安全・安心な生活環境の実現

21 ①原子力災害被災地域においては、引き続き、福島県や自治体等と緊密に連携しながら、除染
22 やインフラ整備、帰還・移住等環境整備を進める。

23 24 ①原子力災害被災地域における除染・インフラ・生活環境整備

25 (原子力関連施設の徹底した安全確保の継続)

26 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「福島のような事故を二度と繰り返して
27 はならない」という強い決意の下、原子力発電所や関連施設については、放射線などの影響から人
28 の健康と環境を保護する必要がある。また、新規制基準¹⁸や原子力規制委員会等による原子力防災
29 対策の検討を踏まえ、徹底した安全確保を図る必要がある。

30 加えて、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置などに向けた中長期ロードマップを踏まえ、
31 国が前面に立って、安全かつ着実に事故収束（廃炉・処理水対策）に向けた取組を実施するととも

12 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びのこと。

13 海の魅力を体験する海洋レジャーなどを目的とする旅行。

14 多様で恵み豊かな自然環境からなる国土の美しさに磨きをかけ、自然資本を保全、拡大するとともに、その持続的な活用が図られるよう、人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる国土のこと。

15 自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本整備手法。

16 生態系の保全・再生によって、生物多様性の確保とともに災害に対するレジリエンスを高める取組。

17 自然環境や歴史文化といった地域固有の魅力を、地域ぐるみで観光客に伝えるとともに、観光客が地域固有の魅力とふれあいながらその価値や大切さについての理解を深め、魅力の保全に責任を持つ観光のあり方。

18 原子力規制委員会によって2013年7月8日に施行された原子力発電所の新しい規制基準のこと。

1 に、放射性物質による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を低減するための取組
2 を進める。

3 4 **（住民の帰還意向を踏まえた除染の推進、特定廃棄物などの処理と適切な管理）**

5 帰還困難区域の避難指示解除を目指し、住民の帰還意向を踏まえ、帰還する住民が安心して生
6 活できるよう、特定帰還居住区域¹⁹において、十分な除染に取り組む。

7 福島県内の特定廃棄物などは引き続き地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保
8 に万全を期し、処理を進める。また、福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方
9 公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組みなど
10 も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

11 12 **（地域住民の健康管理の継続）**

13 福島県の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県による「県民健康調査」
14 の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした
15 放射線不安へのきめ細かい対応を行う。

16 17 **（医療・福祉サービス確保のための施策）**

18 帰還・移住等の促進・生活再建に向けて、医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、地域医療体
19 制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、
20 医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行
21 う。

22 23 **（食品などに関する規制の検証と情報の提供）**

24 食品などに関する規制などについて、科学的・合理的な見地から検証する。あわせて、その検証
25 結果などについて、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケー
26 ションを進める。

27 インターネットなどの様々な媒体を活用した情報発信や、放射線副読本の更なる活用を図った
28 教育の充実により、放射線に関する科学的な知識や復興が進展している被災地の姿について理解
29 を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。

30

¹⁹ 将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域（特定復興再生拠点区域を除く。）に、2020年代をかけて
帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な箇所の除染を進め、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とす
るものとして定められる区域のこと。

第2節 レジリエンスの実践を通じて効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクト

あらゆる災害に備えた総合的な対策を講じて安全・安心な圏域の形成を図り、東北圏が一体となった取組を推進する。また、東日本大震災を経験した東北圏の使命として、次世代に災害の経験と教訓を伝承するとともに情報発信を行う。加えて、積極的に国内外から人を呼び込み、被災からの復興の軌跡や技術力を伝える取組などを推進することで、防災先進圏域として国内外における防災力の向上をけん引していく。

あわせて、建設から50年以上経過するインフラの割合が今後、加速度的に増加することから、維持管理・更新を戦略的・計画的かつ適切に進め、安全・安心な東北圏を形成する。

(1) 圏域全体の防災・減災、強靱化の推進と震災経験の伝承

東日本大震災のような広域的な巨大災害においては、初動期に被災地へのアクセスを確保するための道路などの広域交通基盤の啓開のほか、遠隔地からの迅速な支援が被災地救援に有効であったことを踏まえ、①広域的な地域間連携を構築する取組を推進するとともに、縦割りや分野の垣根を越えた省庁間や官民の横断的な連携などにより、柔軟な協力体制を構築する。また、そのための社会基盤としての広域交通ネットワークの多重性・代替性を確保した上で、DXを活用した②情報通信ネットワークの強靱化を推進する。さらに発災以降、部品供給などの途絶による企業の生産停止が日本経済に大きな影響を与えたことから、③災害時における企業のサプライチェーンの強靱化に向けた取組を推進する。

加えて、地震、津波、水害等といったあらゆる災害の被害を最小化するため、④ハード・ソフト・土地利用一体となった取組を推進するとともに、同震災の⑤経験と教訓の伝承や「自助」「共助」の強化を⑥国内外へ発信する。

①広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進、協力体制の構築

(広域的な地域間連携の促進)

東日本大震災の教訓を踏まえ、広域的な大災害に備えるため、同時被災リスクが小さい遠隔地の地方公共団体間の連携体制の強化、防災協定の締結等の取組を推進するとともに災害時の市町村間BCP²⁰策定の推進、災害廃棄物の広域的な処理体制の構築や広域避難者の受入等も想定した広域合同訓練の実施等連携の実効性を高める取組を推進する。また、災害時にも活用可能な高付加価値コンテナ²¹の「道の駅」への設置を進めるなど、「道の駅」に災害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、地域の避難行動・復旧活動を支える防災拠点化や、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ機能分担を明確にしておく。また、複数県にまたがるような広域災害発生時においては、国の現地災害対策本部など、政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう調査・検討を進める。

20 企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

21 運用場所を柔軟に変更できるよう可動性を備え、従来の活用方法を越えた、トイレ・シャワー施設、医療活動の拠点といった新たな価値を付加し、平常時・災害時に有効活用できる空間としてのコンテナのこと。

1 (多様な主体と連携した災害時の協力体制の構築)

2 東日本大震災からの復興の過程で培った東北圏の知恵をもとに、地域住民のいのちと暮らしを
3 守る人材を育成する。また、東日本大震災では民間企業、NPO 及び NGO (非政府組織) といった多
4 様な主体による広域的な支援が行われたことを踏まえ、災害時における行政と民間企業、ボラン
5 ティア団体、大学等との連携を進め、仮設ハウスなど備蓄が困難な資機材や緊急物資の供給、受
6 入、保管、仕分けそして配送、通信基盤の早期復旧、民間賃貸住宅の提供、応急仮設住宅の建設、
7 燃料供給、帰宅困難者の受入、観光客などへの支援等多様な分野での協定の締結などを推進する。
8 また、近年激甚化・頻発化している水害に対しては、河川協力団体²²や水防協力団体²³等の連携体
9 制を構築することで、地域の水防力を強化し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。

10 (非常時の対応に備えた平時からの備えとバックアップ体制の構築)

11 大規模災害時には、リエゾン (災害対策現地情報連絡員) や、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊
12 (エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む)、TEC-FORCE²⁴ (緊急災害対策派遣隊) 等を迅速に派遣
13 し、被災地のニーズを把握するとともに、応急復旧作業への支援を行うことが重要である。また、
14 発災直後の行方不明者の捜索や公共施設の迅速な啓開を図るためには、衛星通信車や排水ポンプ
15 車等の災害対策機械を被災地に迅速に導入することが効果的である。このような非常時に円滑か
16 つ迅速な対応が可能となるよう、平時から災害対応に習熟した人員応援体制の充実、強化を図る
17 とともに、資機材などの点検や検証を進めるほか、地域の道路・河川・港湾等の維持管理機能を支
18 える地域建設業者と協定を締結するなど必要な連携を進める。さらに、発災直後から時間の経過
19 とともに必要となる支援内容の把握に努めるほか、避難が長期化する場合も想定して物資調達訓
20 練の充実を図る。

21 あわせて、国土全体での機能や役割分担等を考慮しながら、首都直下地震や南海トラフ地震が
22 発生した場合に、東北圏が他圏域のバックアップに向けて果たす役割を視野に入れた取組を進め
23 る。

24 (災害時における医療体制の確保)

25 大規模災害時にも機能する医療体制の構築を図る観点から、医療施設の耐震化や医療機器の停
26 電対策を講ずるほか、医薬品や燃料等の確保・備蓄を進めるとともに、災害時に強いクラウドシ
27 ステムを活用した診療情報のバックアップに向けた取組を推進する。また、医療施設間の連携協
28 定の締結や平時における実践的な防災連携訓練を実施し、災害時の医療人材や看護師の育成確保を
29 図る。さらに、災害時における要配慮者の救助体制の確立に向けた関係機関での情報共有を図る
30 とともに、患者の症状に応じた適切な搬送体制を構築する。また、災害発生時に医療体制が不足す
31 る事態を回避するため、DMAT (災害派遣医療チーム) について、医療法に基づく養成・登録を着実
32 に行う。

22 河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体。

23 地域の水防力を強化するため、水防団などが行う水防活動と連携して、巡視、土のう運搬等の後方支援を行う団体。

24 国土交通省緊急災害対策派遣隊のこと。大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防
止、被災地の早期復旧等に取り組み、地方公共団体を支援する。

1
2 **(災害廃棄物などの広域処理)**

3 今後発生し得る大規模災害に備えるため、災害廃棄物処理については、既に締結されている相
4 互応援協定に基づき、平時からの連携体制の構築、仮置き場の確保等により、確実に実施できるよ
5 う準備する。また、し尿処理などを災害時でも継続できるように、例えば地震に強い下水道の整備
6 や、避難所などの防災拠点に設置できるような災害に強い浄化槽の普及等の取組を推進する。

7
8 **(地理的・気候的特性による条件不利地域における災害対策の構築)**

9 能登半島地震では、主要中心都市から遠く、宿泊施設の不足なども相まって、復旧に時間がかか
10 るなど、半島地域独特の課題がみられた。本圏域においても、津軽・下北・男鹿・牡鹿半島のほか、
11 飛島・粟島・佐渡島等の離島、さらには中山間地域等の条件不利地域があることから、これら地域
12 の道路啓開体制などの再構築や、日本海側の冬期荒天時における離島・半島支援のあり方等につ
13 いて改めて検討することで、防災・減災、強靱化に資する即地的対策を進める。

14
15 **②災害時の通信環境の確保、バックアップも含めた情報通信システムの構築**

16 **(災害時の通信環境の構築)**

17 災害発生時の緊急情報連絡手段を確保する観点から、災害時における通信基盤の早期復旧に向
18 けた官民の連携・協力体制の整備など通信インフラの強靱化に取り組む。無線通信ネットワーク
19 の整備などを推進するとともに、有線・無線系、地上・衛星系、移動通信系等による伝送路の多重
20 化を推進するほか、これら情報通信システムの整備状況や使用方法の普及、浸透を図る。また、携
21 帯電話災害用大ゾーン基地局の増設、耐震化、非常用電源の容量確保や非常用電源設備の導入支
22 援等による物流施設の災害対応能力の強化などを図る。さらに、自然災害や通信障害等の発生に
23 より、利用者が携帯電話を長時間利用できなくなる事態が生じないようにするため、事業者間の
24 ネットワークを相互利用する「事業者間ローミング」の実現に向けた取組を進める。

25 加えて、災害時に孤立するおそれのある集落などでの情報通信手段の確保について、衛星携帯
26 電話などの災害対策用移動通信機器の無償貸与を進める。

27
28 **(行政情報のバックアップ)**

29 災害発生時に行政などが保有する戸籍情報が消失しないよう情報を遠隔地へ保存するバック
30 アップ体制の整備や、データを分散保管するクラウドサービスの普及を促進する。

31
32 **(災害情報の収集・提供・管理の構築)**

33 道路やライフラインの被災・復旧状況、支援物資やボランティア情報等の各種災害情報を効率
34 的かつ効果的に収集、提供することができるように、一元化する仕組みづくりを推進する。また、
35 各自治組織や民生委員、地元消防団、行政等の関係者間において、情報の共有を図る体制を構築す
36 るとともに、避難者を含む被災者同士及び被災者と支援者が効率的・効果的に互いの情報を交換
37 できるような仕組みづくりを推進する。さらに、民間団体などと道路管理者との協定締結などに

1 よる道路啓開体制の強化、官民の所有するプローブ情報²⁵や観測衛星等を活用した災害覚知や被害
2 状況の早期把握を行い、初動強化を推進する。

3 加えて、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ
4 届くよう、防災行政無線などの拡充・機能強化を進めつつ、地方公共団体が発する災害情報を集約
5 し、既存の多様なメディアを通じて住民へ伝達する共通基盤であるLアラート（災害情報共有シ
6 ステム）情報の迅速かつ確実な伝達を推進する。

8 （災害に強いデータベースシステムの構築）

9 災害発生時に金融システムの機能維持や情報発信体制の継続性を確保できるよう、金融システ
10 ムのバックアップ機能の確保や、複数の金融機関による横断的な合同訓練の実施等実効性の高い
11 取組を推進する。

13 ③災害時にも強いサプライチェーンの構築と円滑な物流の確保

14 （災害に強い生産・物流のシステムの構築）

15 東日本大震災では物流インフラの被災などにより、商品の確保や部品の調達が困難になり、生
16 産活動そのものが停止したことから、災害に強い生産・物流システム構築の必要性が明らかとなっ
17 た。

18 このため、高度な物流システムを構築し、商品などの供給が途切れない企業間の協調体制の構
19 築や、経済活動が維持できる輸送システムの整備、物流インフラ間を切れ目なくつなぐシステム
20 の構築、災害に強い物流施設整備に引き続き取り組んでいく。また、シームレスネットワーク²⁶の
21 構築や高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化を進め、リダ
22 ンダンシー²⁷の確保を図り、サプライチェーン全体の強靱化・最適化を図る。さらに、外航・内航
23 海運などの輸送モードの安定的な維持が可能な災害に強い物流体系の構築、日本海側と太平洋側
24 の連携による輸送ルートの多重化等の対策を推進する。加えて、頻発する集中豪雨に対処するた
25 め治水機能への道路ネットワーク²⁸を活用する。

27 （BCP 策定の推進）

28 東北圏の製造業は、国内外の製造業のサプライチェーンの中でも重要な役割を果たしてきたが、
29 東日本大震災では、多くの企業が操業停止状態となり、その影響が我が国のみならず、世界に大き
30 く波及するなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなった。

31 地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、関係企業などと連携した
32 災害発生以降の物流機能の確保に向けた BCP（事業継続計画）の策定を進める。

25 GPS センサを搭載したスマートフォンなどの携帯情報端末から一定時間間隔で取得した位置情報をつなげた移動情
報。

26 道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的に形成する交通ネットワークの
こと。

27 自然災害などによる障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予
め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質。

28 自動車の道路から、多様な価値を支える多機能空間へと進化させる取組として、頻発する集中豪雨に対処するため、
高速道路と放水路の共用トンネルの導入などを想定。

④ハード・ソフト・土地利用一体となった総合的な災害リスク低減の推進

(災害リスク低減のためのハード・ソフト対策の推進)

地震、津波、高潮等の災害から人命や資産を防護するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」により防災・減災、強靱化を図り、被害を最小化する取組を推進する。

ハード対策として、治水・治山施設、海岸保全施設等の整備、緊急輸送道路の強靱化、格子状骨格道路ネットワーク²⁹整備、道路・鉄道交通網の多重性・代替性の確保、災害に強い道路ネットワーク構築に向けた橋梁の耐震性能向上、道路の法面・盛土対策等や港湾・空港施設の耐震化、無電柱化の推進、ヘリポートの整備、港湾・空港の災害対応力の強化、DXを活用した情報通信ネットワークの強靱化、災害時機能維持が必要となる主要な公共施設、行政施設、医療機関等における安全性の確保と自家発電設備や衛星携帯電話の配備等の防災機能の強化、老朽化施設などの防災水準の確保や施設の更新を推進する。

減災に資するソフト対策として、GIS（地理情報システム）を活用したハザードマップの整備・普及、事前防災行動計画（マイタイムライン）³⁰の普及啓発、緊急復旧資機材や食料・燃料等の備蓄、防災関連の研究、緊急速報メールやソーシャルメディアの活用等を含む多様な手段による災害・避難情報発出体制の整備、災害時における要配慮者の避難対策を推進する。また、官民それぞれの立場から、甚大な災害による経済的・社会的被害の軽減に向けて、土地利用計画の見直しや建築規制の見直し、住まい方の工夫等の水災害リスクを踏まえた防災まちづくりや、事前防災・事前復興の観点も踏まえ、災害に強い地域づくりのため措置を総合的に実施する。

(広域交通基盤の防災機能強化)

災害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、広域的な防災拠点機能を持つ「防災道の駅」の取組を進めるとともに、副次的機能が期待される道路法面への避難路の設置や緊急避難場所としての活用を進める。また、基幹的な交通施設の耐震化を推進するとともに、主要なサービスエリア及びパーキングエリア（以下「SA/PA」という。）に非常電源や充電機器、災害時トイレ等を設置し、交通施設への防災機能の付加を推進する。さらに、道路施設点検データやハザードマップ等の組み合わせによる道路リスクマネジメントの実施などにより、道路の防災対策を効率的・効果的に推進する。

加えて、東日本大震災その他の近年の大規模災害において、ガソリン不足や交通渋滞の状況下等における移動手段として自転車が有効に活用されていることなどを踏まえて、自転車が有する機動性を活かすことにより、災害時、特に大規模災害時における地域の安全・安心を向上させる取組を推進する。

港湾については、港湾の拠点性を活かした災害対応力の強化に向けた取組を推進するとともに、

29 特定の地域内で、主要な道路が格子状に配置されている道路ネットワークのことで、交通の流れを効率化し、災害時の代替路としても機能することを目的としている。例えば、東北地方では、三陸縦貫自動車道や東北横断自動車道などの高規格道路が格子状に配置されており、地域の連携や交流を支える重要な役割を担っている。

30 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

1 その機能を最大限活用する「命のみなとネットワーク³¹」形成に向けた取組を進める。

2 空港については、滑走路などの耐震対策や護岸嵩上げなどの浸水対策を推進するほか、各地方
3 空港へのアクセス性強化に努める。

4 災害時における物資などの輸送拠点として、港湾・空港を計画的に活用するため、あらかじめ関
5 係機関が災害時の運用計画などについて調整、情報共有等の充実を図る。

6 7 (地震対策)

8 東日本大震災を踏まえた今後の大規模地震対策として、最大クラスの地震を想定し、あらゆる
9 被害の可能性を考慮した必要な対策を推進するとともに、発災以降の揺れ、液状化、津波といった
10 時間の経過とともに連鎖的に発生する潜在的災害リスクへの対応を意識した対策を推進する。

11 また、公民館や学校等地震時に避難所として利用される建物、堤防などの防災施設、基本的な交
12 通施設、通信施設、電気・ガス・上下水道等のライフライン施設の耐震化、耐液状化や代替性の確
13 保を進めるほか、無電柱化を図る。特に能登半島地震では最大約14万戸で断水が発生し、上下水
14 道施設の重要性・公共性を再認識したことから、上下水道一体での地震対策を推進する。国、県、
15 市町村等との間で連携体制を構築するとともに、耐震化・多重化に向けて計画的に取り組みを進
16 める。

17 加えて、高齢化率の高い地域などに多く見られる、耐震基準見直し前³²に建築された住宅・建築
18 物の耐震化・不燃化を促進する。このほか、急傾斜地の崩壊対策、住宅地の地盤沈下や液状化等の
19 対策を推進する。さらに、緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や河川・運
20 河の整備、緊急物資の輸送拠点となる港湾・空港の耐震化対策、防災活動拠点ともなる防災公園の
21 整備、狭隘道路や危険な密集市街地の解消、避難路・避難地の確保、延焼遮断帯の設置、水面・緑
22 地帯の計画的確保等により、地震に強いまちづくりを進める。

23 大規模地震の発生に備え、道路寸断などにより交通機関が途絶した場合の帰宅困難者対策とし
24 て、事業所における食料の備蓄などを進める。加えて、不特定多数の者が利用する商業施設・観光
25 施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、訪日外国人や障害者等にも配慮した
26 利用者への情報伝達体制、避難誘導體制の整備を図る。

27 28 (津波対策)

29 東日本大震災を踏まえ、今後は、最大クラスの津波、最大クラスに比べて津波高は低いものの発
30 生頻度が高い津波の双方を想定して対策を講ずる。特に発生頻度が高い津波については被害を防
31 止・軽減するため、計画的に防波堤、海岸堤防・防潮堤、海岸防災林、河川堤防等の整備や管理を
32 行い、あわせて河口部や低平地での道路や地盤の嵩上げ、水門・陸閘³³等の操作の遠隔化等といっ
33 た多重的に津波を防御するための対策を推進する。

34 最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、津波ハザードマップの周知、地域や事

31 災害時の支援物資輸送拠点などとして港の機能を最大限活用するネットワークのこと。

32 1981年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築されている。

33 堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能ないように設けた門扉であり、高潮などの異常時には閉鎖し、堤防など同様の防災機能を有する施設。

1 業者における避難計画の策定や避難訓練の実施等のハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重
2 防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

3 なお、海岸防災林の津波に対する被害軽減や飛砂害の防備等の機能を発揮させるためには、広
4 い森林幅の確保が必要であるが、近年は、松くい虫による被害（マツ材線虫病）が全国的に蔓延
5 し、機能低下が懸念されているため、適切な防除の実施により被害の更なる拡大を防止する。

6 ハード対策としては、避難場所・避難ビル、避難路・避難階段等の避難関連施設の整備や確保を
7 図るとともに、行政施設や要配慮者に関連する施設等の浸水リスクの低い場所での整備などを進
8 める。さらに、避難者の収容、復旧活動の拠点となる防災公園などの整備、緊急輸送道路ネット
9 ワークの整備、河川・運河を活用した緊急輸送のための整備を推進する。

10 ソフト対策として、津波による浸水が想定される区域については、被災しても人命が失われな
11 いことを最重視し、災害リスクを考慮した土地利用や建築規制を行う。

12 13 （風水害、土砂災害、高潮災害対策）

14 近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者などが主体
15 となって行う治水事業などを強力に推進するとともに、流域治水³⁴の取組を推進する。流域治水で
16 は、地域の特性に応じ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として河川・ダム等治水施設の
17 整備や既存ストックの有効活用、雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、災害
18 が発生することを前提とした対応（タイムラインに沿った対応）の更なる強化、治水協定に基づい
19 たダム事前放流の実施体制強化、利水ダムなどの洪水調節機能の強化等を行う。また、被害対象を
20 減少させるための対策として、より災害リスクの低い地域への居住の誘導などの対策を図る。さ
21 らに、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、水災害リスク情報空白地帯の解消や各種
22 ハザード情報の提供等を行う。また、流域治水の実効性を高め、推進するため、特定都市河川制度
23 ³⁵を活用する。

24 加えて、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害対策、河川、海岸及び港湾における高潮・波
25 浪・高波対策、道路斜面や盛土等の防災対策、沖合航行船舶の避泊水域確保のための整備、暴風・
26 土砂災害や高潮等に対する鉄道の安全対策を推進する。また、土砂災害警戒区域などの指定、各種
27 ハザードマップの作成、周知等の警戒避難体制の充実・強化、安全性の高い土地への誘導、災害情
28 報などのシステム構築及び情報発信体制の強化、災害に強い森林づくりを通じた「緑の国土強靱
29 化」の推進、最大クラスの洪水、内水、高潮等のハザードマップの整備・普及を図ることなどによ
30 り、地球温暖化にともなう河川流量や地下水賦存量の変動等の災害リスクを視野に入れつつ、気
31 候変動適応策の一環としてもハードとソフトが一体となった減災対策を推進する。このほか、局
32 所的な集中豪雨や津波等への迅速かつ安全な対応のため、河川管理施設の操作の遠隔化・無動力
33 化・自動化さらに耐水化等を進める。

34 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあら
ゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めること。

35 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、ハード整備の加速に加え、国、都道府県、市町村、企業等のあらゆる
関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進
するもの。

1 (渇水対策)

2 多目的ダム建設や既設ダム群の連携運用等により安定的な水資源を確保し、関係者が連携して
3 渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）を作成するよう努めるとともに、渇水リスク情報を共
4 有し、協働して渇水に備える。あわせて、節水などの地域住民への啓発や関係利水者間の調整に取
5 り組み、渇水に強い地域づくりを推進する。

6 (火山噴火災害対策)

7 栗駒山や岩手山を始めとする火山噴火災害対策として、火山防災協議会における検討などを踏
8 まえ、火山噴火時に発生が想定される溶岩流、融雪型火山泥流、土石流等による被害を軽減するた
9 めの砂防施設の整備の推進、火山噴火時の降灰にとまなう土石流などによる災害防止のため必要
10 な治山事業の推進に加えて、監視体制の強化や噴火警報などの伝達、火山防災マップの作成・普
11 及、噴火警報などに対応した避難体制の確立を図る。

12 また、火山噴火に起因する土砂災害を可能な限り軽減するため、火山活動の推移に応じた緊急
13 対策を迅速かつ効果的に実施するほか、火山噴火時の緊急対応や準備事項等のハード・ソフト対
14 策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定・改定や迅速で分かりやすい災害情報の提供
15 を推進する。加えて、観光客などへ正確な情報を発信し、風評被害の防止に努める。

16 ⑤災害の経験と教訓の伝承と「自助」「共助」の強化

17 (防災訓練・教育の充実強化)

18 地域防災力を強化するため、自主防災組織³⁶やNPO等と連携・協力し、災害への応急対応や広域
19 対応を含めた、より実践的な防災訓練の充実強化を図るとともに、BCPに基づく継続的な訓練の実
20 施やタイムライン（時系列の行動計画）の策定・普及啓発に取り組む。

21 行政機関や教育機関においては、地域ぐるみの安全対策を推進するとともに、地域の特色を活
22 かした防災意識の高揚と災害対応力の向上を図る。また、自然災害が激甚化・頻発化している状況
23 下にあって、同時に感染症が大規模にまん延した場合など、複合的な災害状況における地域コミュ
24 ニティの防災力のあり方の検討を進める。

25 (災害の経験と教訓の伝承)

26 圏域内には、過去の災害の実情や教訓を伝える石碑や震災遺構等が存在する。このように、防災
27 力の向上のためには、過去の災害を風化させず伝承していくことが重要である。

28 東日本大震災に関しては、復興祈念公園や被災地の震災遺構等の震災伝承施設をネットワーク
29 化し、防災に関する「学び」や「備え」を発信することで震災を風化させず、後世に伝え続ける
30 3.11 伝承ロード³⁷の取組を推進していくことで防災力の向上や地域の活性化を図る。

31 (「自助」「共助」の強化)

36 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のこと。

37 東日本大震災の教訓を学ぶため、震災伝承施設のネットワークを活用して、防災に関する様々な取組や事業を行う活
動。

1 災害では、公助のみならず、住民などの自助、共助による防災活動が重要であることから、住民
2 自らの身を守るために、地域の災害リスクなどを認識し、行政機関などから提供される情報を活
3 用するなど自ら考え適切に行動する「自助」と、住民相互や地域コミュニティの中で助け合う「共
4 助」を広めていく必要がある。

5 具体的には、自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化を図るためのハザードマップの活用、
6 避難訓練等のソフト対策による自助・共助の取組や、地域防災力の向上などに向けた消防団の体
7 制、装備、訓練等の充実・強化、自主防災組織などの活動の活性化と活動カバー率の向上、地域・
8 企業のリーダーの育成等に取り組む。

9 加えて、個々の自助・共助・公助の取組を実践する場においても、従来の紙での説明や対面での
10 議論ではなく、情報共有のスピードアップや効率化のメリットがあるウェブ会議などを活用した
11 DX を積極的に導入する。

12 また、昨今の自然災害の激甚化・頻発化に対応し、平時から、行政と民間主体等との連携・協働
13 体制の強化を図るため、圏域レベルで、官民の災害支援に関する情報共有や活動調整等のコーディネ
14 ーション機能を担う「災害中間支援組織」の設置・機能強化に向けた支援を行う。

16 ⑥国内外に誇れる防災先進圏域の実現

17 「仙台防災枠組 2015-2030³⁸」に基づき、経験と教訓の伝承や、避難所運営などのマニュアルの
18 作成、インフラの耐震化などの災害対策のほか、国際間での協力とパートナーシップを通じて、
19 様々な場所で発生する自然災害への支援に取り組む。その際、多様な主体の連携に加えて、防災に
20 関係する国際機関、研究機関、地域機関や企業等も含めた産学官のネットワークを構築する。ま
21 た、災害の発生から、緊急対応、復旧・復興、将来への備えまでの一連の防災関連の知見を世界に
22 発信する。これらの取組により、大きな犠牲の上に得られた教訓を風化させることなく、国内外に
23 誇れる防災先進圏域の実現を目指す。具体的には、復興過程の検証、国際的な災害統計の整備への
24 貢献や、東北圏における取組を含めた「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動
25 やそのための体制づくりへの支援等に取り組む。

26 加えて、地震災害のみならず、気候変動により激甚化する水害などの様々な自然災害に対応す
27 るための広域的な協力体制を構築する。

29 (2) 過酷な条件と対峙する東北圏のインフラの戦略的メンテナンス

30 全国で社会資本の老朽化が差し迫る中、特に東北圏は面積の約8割が豪雪地帯であり、インフ
31 ラを管理していく上で、凍結抑制剤散布にともなう道路インフラの塩害など他圏域と比較して
32 厳しい条件を抱えている。東北圏には、東京23区(628 km²)より面積が広い山形県鶴岡市(1,312
33 km²)や岩手県宮古市(1,259 km²)³⁹といった市町村が多数あるため、一行政機関が広範囲でイン
34 フラを管理しなければならない。これを踏まえ、①インフラの戦略的メンテナンスを行う必要
35 がある。

36 ①インフラの戦略的メンテナンスによる予防保全への転換

38 2015年3月に仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」で採択された、各国の防災対策の指針となる枠組。

39 国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)

1 既存施設の適時・適切な維持管理、機能保全・向上、更新、長寿命化対策等を実施し、従来の事
2 後的管理から予防保全的管理への転換を加速させる。また、インフラの特性や利用状況等を踏ま
3 え、経済社会の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図るとともに、ロ
4 ボットやセンサー等の DX を掛け合わせたあらゆる新技術を積極的に活用し、防災・減災、メンテ
5 ナンス等におけるイノベーションを生み出す。

6 例えば、メンテナンスサイクルを持続的に回すため、全ての道路管理者が参加し、連携・協力し
7 て点検計画を策定し、点検・措置状況の集約・評価・公表を行う取組などを推進する。

8 さらに、小規模な市町村で、人員や予算不足により予防保全への転換が不十分である場合には、
9 放置すると重大な事故や致命的な損傷などを引き起こすリスクが高まるため、複数・広域・他分野
10 のインフラを「群」としてとらえ、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジ
11 メントする「地域インフラ群再生戦略⁴⁰マネジメント」に取り組む。

12

40 市区町村における財政面・体制面の課題などを踏まえ、個別施設のメンテナンスだけでなく、複数・広域・多分野のインフラを「群」としてとらえ、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントすること。

第3節 東北圏の自然環境・水環境や景観の保全・継承プロジェクト

豊かな自然や風景に愛着を持ち、共生し、その恵みを継承していくため、多様な主体と連携して健全な生態系の保全・再生に向けた取組を進めながら、地域に根ざした資源・文化等を活かした地域価値の向上を図る。また、自然環境・生物多様性の持つ多岐にわたる機能を活用する取組を推進する。

(1) 人と自然が育んだ美しい自然環境の原風景の継承

ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方にに基づき、①豊かな自然環境の保全を推進する。また、②良好な景観の保全と創出に向けた整備やソフト面の取組の充実を図る。

①豊かな自然環境の保全の推進

(原風景の保全と継承)

優良農地の確保、荒廃農地の発生防止・解消等を図るとともに、営農により維持される農地、農業用水等の農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。また、農村景観を保全するために中山間地域などでの農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動、環境保全型の営農活動等への支援に取り組む。

地域住民、NPO、産業団体、行政等の連携による東北圏の原風景を保全するための体制づくりを促進するほか、景観教育の充実や先進的な取組事例に関する情報提供、地域への専門家の派遣等によるソフト面での施策の充実を図る。

多様な主体による協働の下、原風景を保全するための体制づくりと地域資源や個性を活かした地域づくりの取組を推進し、効果的な情報発信を通じて、観光の振興や地域の活性化に結び付けていく。また、地域固有の伝統文化の保全と継承を図るため、郷土の歴史、風土等の記録や整理を推進する。

(生物多様性を重視した取組の推進)

国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上、適切な保護・管理、低未利用地から自然再生地への転換も含めた OECM⁴¹の設定・管理を推進する。これらの取組により、川を基軸とした森・里・まち・海のつながりを確保して広域的な生態系ネットワークの形成を促進する。道路整備においても、生息域分断の防止や、植物の生息環境の保全を図る観点から、生態系に配慮した道路の整備を推進する。

また、地域管理構想⁴²の策定において自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図る。さらに、自然の恵みの持続可能な利用を東北圏民のライフスタイルや経済活動に組み込む普及啓発活動を推進する。東日本大震災の被災地域においては「水辺・絆プロジェクト」に取り組んでおり、水辺を活かした地域活性化、環境保全や防災・減災

41 民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域として、自然共生サイトに認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域。

42 人口減少下の適切な国土管理のあり方を示す「国土の管理構想（2021年6月）」における地域（集落など）にフォーカスした計画。地域の将来人口などを見据え、住民自ら話し合い、地域の資源や課題、将来像、具体的な取組を検討し・共有しながら進める計画となる。

1 の取組を支援していることから、今後も生態系の保全や環境教育等の機会を創出するとともに、
2 多自然川づくり⁴³、自然再生といった取組推進により、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配
3 慮した環境整備を進める。

4 加えて、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を
5 図り、多様な主体と連携した取組を促進して希少種を地域のシンボルなどとして保全する。また、
6 ニホンジカやイノシシに加え、2024年4月に新たに指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマを始
7 めとする鳥獣被害対策については、県・市町村が実施する取組を強化するとともに、将来の鳥獣捕
8 獲の担い手の育成及び確保を図る。

9 こうした生態系そのものの保護・保全と必要に応じた駆除・捕獲をバランス良く実践すること
10 で、双方によって良い環境となるよう共生を目指す。

11 多様な主体の活動がそれぞれの地域の視点で連携して展開されるよう、地域連携保全活動計画
12 の作成などの支援、優良事例の発掘及び顕彰、地方公共団体、事業者、民間団体、土地所有者等の
13 関係者のニーズのマッチング等の取組を推進する。また、事業の実施に当たり適切かつ効果的な
14 環境影響評価法の運用に努め、再エネ導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の
15 提供など情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。

16 17 ②良好な景観の保全と創出

18 適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用が
19 行われるよう誘導しながら、地方公共団体による景観計画の策定や見直しを引き続き推進して景
20 観まちづくりの質を向上させる。

21 住民や事業者の土地利用の事業活動等に関しては、良好な景観の形成に努めるよう意識啓発や
22 教育、先進的な取組事例の情報提供、専門家によるアドバイザー制度等のソフト面での充実を図
23 る。

24 社会資本などの整備に当たっては、地域固有の特性などを踏まえ、住民、学識経験者、その他関
25 係者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させながら、景観アセスメント
26 システムの運用、事業の景観形成ガイドラインなどの活用、景観行政と連携した屋外広告物規制
27 等により、景観に配慮する。

28 無電柱化については、良好な景観形成や観光振興のみならず、防災・減災、二次災害の拡大防止
29 にも資することから、無電柱化推進計画に基づき推進していく。

30 31 (2) 陸域・海域の水環境の保全・再生と豊かな水の恵みの享受

32 ①水の安定供給と、魅力的で多様な水辺空間の創出を図るとともに、山地から海岸までの一貫
33 した②総合的な土砂管理の取組を推進する。また、多様な主体を始めとした広域的な枠組におけ
34 る③海域の環境保全・再生・利用に向けた取組や、親水空間の創出に向けた整備等を推進する。

35 36 ①水の安定供給とうるおいある水辺空間創出

43 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の
生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

1 リスク管理型の「水の安定供給」を実現する仕組みづくりに向けて、水インフラ（水道施設、農
2 業水利施設、水力発電施設、工業用水道施設、河川管理施設、下水道施設、水資源開発施設等）の
3 整備や老朽化対策に関する重層的な取組を推進するほか、流域における健全な水循環・生態系の
4 維持・回復等の取組を推進する。

5 また、健全な水循環の維持・回復に向けては、流域治水に加え、水利用及び流域環境において
6 も、流域全体であらゆる関係者が協働した一体的な取組を行う必要があることから、「流域総合水
7 管理」の考え方にに基づき、水害による被害の最小化、水の恵みの最大化、水でつながる豊かな環境
8 の最大化を目指して流域マネジメントを推進する。

9 また、河川・湖沼・ため池等の水辺の整備、水辺の環境を活かした都市公園の整備、舟運の活用、
10 水源地域などにおける体験型観光、水辺を活かしたかわまちづくり等の取組を推進・支援し、魅力
11 的で多様な「水文化」の継承・創出・再生を図る。

12 このほか、地盤沈下、地下水汚染、塩水化等の地下水障害の防止や生態系の保全などを確保しつ
13 つ、地域の地下水を守り、水資源などとして利用していくために、各種ガイドラインなどによる支
14 援や地域の実情に応じて「地下水マネジメント」に取り組み、地下水の総合的な管理を進める。

15 16 ②総合的な土砂管理の取組の推進

17 土砂移動の継続的な観測・監視、評価を踏まえながら、治山施設の整備、砂防施設による流出土
18 砂の調節、河川、ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を実施す
19 る。また、適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集・分析や、より有効な技術
20 の検討・評価や関係機関との事業連携のための連携方針の策定等により、山地から海岸までの一
21 貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。

22 23 ③海域の環境保全・再生・利用

24 「ブルーカーボン生態系⁴⁴」を保全・再生・創出させるために、総合的な土砂管理の取組の推進、
25 浚渫土砂などを活用した干潟や海浜等の造成、栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・
26 促進、藻場・干潟等の生態系の保全・再生、美しい景観の保全・形成、漂流・漂着・海底ごみ対策
27 の推進等を図る。また、多様な主体の参加による海浜清掃活動、漁業者や NPO 等による植林活動
28 の促進など、広域的な枠組における環境保全・再生の取組を推進する。

29 海洋性レクリエーション・スポーツ空間としての砂浜や磯場等の整備や、海岸部における公園
30 などと海岸保全施設の一体的整備と緑地の整備等の地域づくりの核となる事業を、環境利用の取
31 組として推進する。

32 さらに、安全面・景観面で問題視されている放置艇対策としての施設整備などを推進する。

33 34 (3) 自然環境の持つ多面的な機能の活用

35 環境を取り巻く諸課題の解決に向け、①自然環境の持つ効用に着目した取組を実践していく。
36 また、こどもを含め東北圏民の生物多様性の重要性への理解と当事者意識の醸成につなげるため、

44 浅海域で炭素を隔離・貯留する、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の生態系。

1 自然の中のフィールドを整備・活用し、様々な取組の創出を図る。

2

3 ①自然環境の持つ効用に着目した取組の推進

4 (環境を取り巻く諸課題の対応に向けた実践)

5 自然環境が有する多様な機能を活かし、生物の生息・生育の場の提供、CO₂の吸収・排出削減、
6 ヒートアイランド現象の緩和、健康でゆとりある生活空間の形成、良好な景観形成等につなげる。
7 また、生態系と一体となった防災・減災対策に向けた取組を推進する。例えば、気候変動の影響に
8 による降雨量の増大や海面上昇等の対応には、グリーンインフラやEco-DRRの考え方を取り入れた
9 防災対策の取組を進める。

10

11 (生物多様性を活かした体験や教育機会の拡大)

12 多くの人々が生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつける能力を養うこと
13 ができるよう、国立公園などの自然公園やビジターセンター、森林、河川、海、公園等のフィール
14 ドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。また、砂浜や磯場、防波堤整備により生まれる静穏海
15 域等の海洋性の空間を活用し、海洋性レクリエーション、スポーツ、環境学習、観光等の取組を推
16 進する。

1 第4節 地域と共生した脱炭素社会の実現へ挑戦する構造転換プロジェクト

2 地球温暖化緩和策を更に高いフェーズで推進していくには、S+3E⁴⁵の原則の下、エネルギー
3 ミックス⁴⁶やGXの考え方を取り入れながら、再エネの主力電源化を見据え、脱炭素社会への構造
4 転換を図る必要がある。このため、地域や暮らしの脱炭素化に向けた総合的な取組、CO₂対策、省
5 エネ化を強力に推進する。

6 あわせて、東日本大震災の発生による原子力災害を経験した東北圏だからこそ、安全かつ安定
7 的で地域と共生したエネルギー供給の体制構築を実現すべく、従来型の化石エネルギーと非化石
8 エネルギー⁴⁷の供給構造のバランスを取りながら、産学官が連携した技術開発などを含めた多層的
9 な取組を推進する。また、地域づくりにおいてもエネルギーなどを地産地消・地域循環させる考え
10 を取り入れながら、東北圏の有する資源や特性を最大限に活用する。

11

12 (1) カーボンニュートラルに貢献する社会づくりへの挑戦

13 温室効果ガスの排出抑制と吸収源となる環境の整備を両面から実践していくため、人々の生活
14 や経済活動といったあらゆるシーンにおいて、①環境負荷を低減するグリーン化⁴⁸と省エネ化を推
15 進する。また、②CO₂排出削減・吸収源対策に有効な森林などの整備と活用を積極的に進める。

16

17 ①環境負荷を低減するグリーン化と省エネ化の推進

18 (業務・家庭部門)

19 人々のSDGsの意識の高まりを追い風とし、エネルギー効率の更なる向上に向けた取組の推進と
20 環境に配慮した生活スタイルへの転換を目指す。エネルギー効率向上の取組として、具体的には、
21 エネルギー消費機器の性能向上やZEH⁴⁹・ZEB⁵⁰の普及促進など住宅・建築物の省エネ化、木造建築
22 物の普及拡大、スマートメーターの導入及び情報利用による需給バランスの調整、省エネ関連の
23 新技術やビジネス需要の創出等といった多方面での取組を推進する。

24 また、生活スタイルの転換のため、自転車や電気自動車(カーシェアリング含む)・シェアサイ
25 クル・電動キックボード等の新たなモビリティの利用・普及に向けた取組を推進し、まちづくりと
26 連携した地域のグリーン化と環境にやさしい生活スタイルの浸透を図る。

45 エネルギー供給において、安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現すること。我が国のエネルギー政策で達成が重要とされている。

46 石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱等の様々な一次エネルギー源を組み合わせる。また、この組合せの見通しを示した「長期エネルギー需給見通し」(経済産業省、平成27年)のこと。

47 木材や水素、アンモニア等を指し、電気、熱または燃料製品のエネルギー源として利用することができるものうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料)以外のもの。

48 自然環境や天然資源の持続可能性を強化すること。

49 Net Zero Energy Houseの略。20%以上の省エネを図った上で、再エネなどの導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①『ZEH』(100%以上削減)、②Nearly ZEH(75%以上100%未満削減)、③ZEH Oriented(再エネ導入なし)と定義している。

50 Net Zero Energy Buildingの略。50%以上の省エネを図った上で、再エネなどの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再エネ導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネを図り、かつ、省エネ効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく省エネ計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上を④ZEB Orientedと定義している。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

(運輸部門)

鉄道駅、港湾、空港、道路等の施設において、省エネ機器の導入や照明のLED化を通じた省エネ化を進めるとともに、物流環境負荷が小さくエネルギー効率の高い輸送手段への転換（モーダルシフト⁵¹）を始めとした物流体系全体のグリーン化の促進を図る。また、充電機器の「道の駅」や公道への設置や高速道路のSA/PA等への充電機器の設置・増加及び高出力化・複数口化を事業者と連携して促進するなど、次世代自動車の更なる普及拡大のための環境整備を含め、低炭素で持続可能な交通環境を実現する。あわせて、産学官連携の下に、高規格道路への機能分化やデータに基づくパフォーマンス改善等といった省エネ技術開発の促進に取り組む。さらに、カーボンニュートラル及び省人化の観点から、海上輸送・鉄道輸送等との連携を強化し、最適なモーダルコンビネーション⁵²の実現を目指すとともに、速達性向上によるCO₂排出抑制に資する道路ネットワークの強化、ITS⁵³の推進等の交通流対策や部分改良の機動的・面的実施、TDM⁵⁴施策などの推進、ダブル連結トラックなどによる物流の効率化、自転車専用道路の整備を含めた自転車活用促進や交通拠点の機能強化を通じた公共交通の利用促進を推進する。

(産業部門)

企業自らが最善の省エネ対策を進める環境整備に向けて、省エネ効率の高い設備への投資に対する支援などの多様な施策を推進する。

例えば、農林水産業は生物多様性の維持を支える側面を持つことから、「みどりの食料システム戦略」などに基づき、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学肥料・化学農薬の低減等目標の実現に向け、調達から生産、加工・流通、消費における関係者の意欲を引き出すとともに、革新的な技術の開発・生産体系の開発と社会実装の推進に取り組み、環境負荷の低減につなげる。

自動車関連産業においては、燃費効率の高いハイブリッド車や有害ガスを出さない燃料電池車等の高度な技術が蓄積されており、このような最新技術の研究開発を東北圏が担えるよう、産学官が連携し基盤整備を促進する。

②カーボンニュートラルの実現に寄与する森林などの整備と活用

「都市（まち）の木造化」による木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材などのマテリアル利用の推進とともに、間伐やエリートツリー⁵⁵等による再造林などの森林整備などによる森林吸収源対策を強力に推進する。

51 トラックなどの自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
52 貨物鉄道輸送にトラックなどの輸送モードをその特性をいかして効果的に組み込むこと。
53 Intelligent Transport Systems（高度道路交通システム）の略。最先端のエレクトロニクス技術を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、安全・快適で効率的な移動に必要な情報を迅速、正確かつわかりやすく利用者に提供し、道路交通の安全性・輸送効率・快適性の飛躍的向上、環境保全を実現するもの。
54 Transportation Demand Management（交通需要マネジメント）の略。道路や公共交通の利用者に対し、充実した情報の提供など様々な手段で働きかけ、交通需要を適切に抑えた賢い交通行動を促進する取組。
55 各地の山から最も成長が優れた木として選抜された精英樹の中でも、特に優れたものを交配し、その中からさらに優れた個体を選抜したもの。初期成長の早さが特徴で、植栽本数や下刈り回数等の削減や、伐期の短縮が期待される。

1 主伐・再造林の循環システム確立の後押しにも資する森林由来のJ-クレジット⁵⁶の創出拡大・活
2 用を推進するとともに、産学官連携の下、林業の成長産業化を図り、雇用創出による地域活性化に
3 結び付ける。また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保によ
4 る都市緑化等の推進を図る。道路においては、周辺環境や景観に配慮した道路ネットワークの形
5 成や道路空間の創出を目指す。

6 さらに、環境への関心やSDGs、社会貢献活動に対する参加意識の高まりにも対応し、企業やNPO
7 等による森林の整備や保全活動を促すため、活動内容の提案や情報発信、サポート体制の整備、
8 フィールドや技術等の提供といった企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備する。

9 このほか、CO₂吸収力がより高い海洋域にあるブルーインフラ⁵⁷（藻場・干潟、生物共生型港湾構
10 造物等）を拡大し、森林と同じようにCO₂吸収源対策となるブルーカーボン生態系の保全・再生・
11 創出を推進する。

12 13 (2) 地域と共生した多層的なエネルギー供給構造への転換

14 エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮されるよう、需給両面における様々な課題の克服を図
15 りつつ、①環境に配慮した安定的なエネルギー供給の実現に向けた取組を加速化させる。また、
16 産学官連携により②エネルギーにかかわる戦略的な取組を推進する。これらの取組により、エネ
17 ルギー源ごとの強みを活かし、弱みが補完されるよう、複数のエネルギー源を相互補完的に組み
18 合わせた多層的な供給構造への転換を図る。

19 20 ①環境に配慮した安定的なエネルギー供給の実現

21 (非化石・再エネの導入の加速化)

22 化石燃料に依存しないエネルギー源の導入は、GXの加速化に不可欠である。バイオマス、太陽
23 光、風力、水力、地熱等の再エネについては、学校施設、庁舎、公共施設等のほか、地域防災拠点
24 を含む公共部門においても積極的にその導入を図るなど、持続性のある再エネの開発と最大限の
25 導入を進め、多層的なエネルギー構造への転換を図る。一方で、需要と供給の課題から、余剰電力
26 が発生するケースがあることから、新たな産業の創出や揚水発電⁵⁸による蓄電など他のエネルギー
27 源としての活用策の検討を進めるとともに、家庭における蓄電池の有効活用を進める。

28 また、恵まれた森林資源や長い海岸線、山岳地域、全国有数の降雪量といった地域特性を活か
29 し、木質バイオマスや雪冷熱エネルギーの導入を推進するほか、河川内樹木の伐採木などを活用
30 したバイオマス発電や廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス発電等の活用を推進する。

31 32 (水力)

33 治水機能の強化のみならず、水力発電の促進の両立に資する「ハイブリッドダム⁵⁹」の取組を推

56 省エネ設備の導入や再エネの利用によるCO₂などの排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂などの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

57 海洋においてCO₂を吸収する藻場・干潟等に加え、これらの生物生息場の機能を併せ持つ港湾構造物。

58 水をくみあげ、その水を落下させることで発電する方式の電源。

59 ダムによる治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興の3つの政策目標を官民連携の新たな枠組みの下で実現する取組。

1 進する。具体的には、既設ダムへの発電設備の新設・増設やダムの再開発・新規建設を通じた水力
2 発電の推進、既存ダムの発電効率を最大限高める取組を推進し、水力の発電量増加を図る。

3 また、東北圏の直轄管理ダムの有効貯水容量の合計は、他圏域と比較して最も多く、水力発電へ
4 の活用ポテンシャルが高いため、既存ダムの運用高度化を図り、発電ポテンシャルを最大限活用
5 する。

7 (水素・アンモニア)

8 水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率や低い環境負荷等の効果、将来の二次エネルギー
9 の中心的役割を担うことが期待される。本格的な社会実装の実現と利活用に向けた大規模な体制
10 整備を進めるため、改定「水素基本戦略」に基づく対応と、規制・支援一体型での制度整備に基づ
11 く取組を需給両面において推進する。

12 また、水素エネルギーを活用した荷役機械⁶⁰の導入などによる脱炭素化に配慮した港湾機能の高
13 度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）⁶¹の
14 形成を推進していくこととしており、重要港湾以上の港湾が率先して港湾脱炭素化推進計画を作
15 成できるよう支援していく。

17 (天然ガス)

18 東北圏では、秋田県、山形県及び新潟県において天然ガスが生産されており、新潟県内パイプ
19 イン、東京－新潟パイプライン、秋田パイプライン、仙台－新潟パイプラインが整備されている。
20 エネルギーの安定供給や産出される天然ガスを有効活用する観点からも、日本海・太平洋の2面
21 活用による国内ガス供給インフラ、エネルギー供給基地・パイプライン等やLNG（液化天然ガス）
22 の輸入基地となる港湾等の整備促進、海外産天然ガス貯蔵における枯渇ガス田⁶²の活用を推進する。

24 (分散型エネルギーシステムの構築)

25 地域特性を踏まえながら、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備に取り組む。具体的には、
26 木質バイオマス、風力、中小水力、再エネ熱（太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱⁶³、下水熱⁶⁴等）等
27 といった地域に密着した「分散型エネルギー」を有効活用し、各地域の持つ資源を補完し支え合
28 ながら地産地消型のエネルギービジネスとして自立を図る。これにより地域の新たな産業の創出
29 や東北圏の地域経済の活性化が期待できる。

30 地域内でのエネルギーの有効活用を図るために、コージェネレーション⁶⁵やデジタル技術等を活
31 用した地域のエネルギー供給網の構築を進め、省エネの観点も含め高度化に向けたエネルギーマ
32 ネジメントの取組を推進する。

60 荷物の搬送、積み付け、仕分けなどの物流の結節点で発生する作業に使われる機械の総称。

61 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。

62 天然ガスの生産が終了したガス田のこと。

63 冬の間に降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用するエネルギー。

64 都市内に豊富に存在する未利用エネルギーである下水の持つ熱を、ビルの冷暖房や給湯、道路の融雪などに活用し、都市の省エネ化・省CO₂化等を図るもの。

65 天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

1 また、廃棄物処理施設の創エネルギー化を進め、災害時における周辺施設への電気・熱の供給の
2 対応などを可能とする自立・分散型エネルギーセンターとしての活用を図る。

4 (原子力)

5 原子力の利用に当たっては、安全性を最優先とすることを大前提として、道路整備による避難
6 経路の確保などを含め、原子力防災体制の充実に取り組み、エネルギーの安定供給を図る。

8 ②エネルギーにかかわる戦略的な取組の推進

9 再エネなどは、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に寄与する貴重なエネルギーである
10 が、一方で出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えているため、コスト低減や性能向上等のた
11 めの技術開発などについて、産学官が協力して戦略的に取り組む。また、大規模太陽光発電設備や
12 風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、環境、景観への影響を理由とした地域の反発な
13 どが懸念され、国土利用計画⁶⁶（全国計画）でも地域社会との共生を課題に挙げている。これを踏
14 まえ、立地に当たっては自然的・社会的影響及び今後の国土管理も見据え、ゾーニングを進める。

15 洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等の海域において利用可能な再エネを活用するための
16 技術開発や海洋バイオマスを効率的に利活用する技術開発、海洋深層水、メタンハイドレート⁶⁷開
17 発やレアアース開発、海底下層部の生命圏⁶⁸の研究を含めた新たな海洋資源の開発に向けた人材及
18 び関連産業の育成や、地元技術の活用に関する取組を重点的に推進する。

19 東北圏は秋田県など日本海側において特に洋上風力発電の導入が進み、全国でも有数の風力発
20 電設備容量を有しているが、生物多様性や景観への影響に配慮し、地域との共生を図りながら、将
21 来的に理想の形となるよう、地域の実情に応じて地産地消型のエネルギー供給の実現に向けて、
22 洋上風力発電や海洋発電の導入促進を支える港湾などの基盤整備や技術開発を進める。

23 また、産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所（FREA）⁶⁹」における水素・太陽光・
24 地熱・地中熱といった再エネの導入を加速するための研究開発、エネルギー貯蔵技術の開発等の
25 再エネ産業の振興に資する技術開発を推進する。

26 我が国のエネルギー政策上重要な地域である青森県のむつ小川原開発地区は、国際的な研究開
27 発拠点や原子力関連の人材育成・活用の中核としての活動が活発化するなど、技術的課題解決の中
28 核として、各種の実証実験が産学官連携の下に実施されている。我が国が目指す科学技術創造立国
29 の実現に貢献する取組を引き続き推進する。

30 このほか、エネルギー安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資する省エネ対策は、経済活性

66 自然的・社会的・経済的・文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的・長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的に定められる計画。全国の区域について定める計画（全国計画）、都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）、市町村の区域について定める計画（市町村計画）がある。

67 天然ガスの主成分でエネルギー資源である「メタンガス」が水分子と結びつくことでできた、氷状の物質。海底からメタンハイドレートを取り出し、エネルギー資源として利用するための技術の研究が進められており、2001年から「メタンハイドレート開発計画」を開始。

68 深海底で微生物などが生息している環境。かつて深海底には生命は存在しないと考えられていたが、2002年に初めての本格的な掘削調査航海が行われ、深海底には陸上や海中とは異なる微生物が存在することが明らかになった。

69 政府の東日本大震災からの復興の基本方針により2014年4月に福島県郡山市に開所した、国立研究開発法人 産業技術総合研究所の新たな研究開発拠点。

1 化の効果も期待されることから、関連機器の開発や投資に向けた取組を推進する。

3 (3) 地域の持つ資源と特性を最大限活用して循環させる社会の構築

4 廃棄物などを貴重な資源としてとらえ、その有効活用と再資源化を図るなど、①循環型社会の
5 仕組みづくりと、地産地消型で②地域資源を最大限活用する持続可能で自立した社会の構築を図
6 る。

8 ①循環型社会の構築

9 (廃棄物の発生抑制及び循環資源の適正な利用・処分)

10 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階か
11 らの環境配慮設計を引き続き推進するとともに、地域住民、NPO、産業団体、行政等との連携協力
12 の下に3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable⁷⁰を始めとする循環経済(サーキュ
13 ラーエコノミー)⁷¹への移行を推進する。市町村等においては、処理を委託する場合においても適
14 正処理の観点を十分踏まえるものとする。リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース、リユ
15 ス)の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

16 一定の地域内で循環させることが適当な資源については、地域の特性や地域に住む人と人との
17 つながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進め、地域住民、NPO、
18 産業団体、行政等が連携した取組による不法投棄防止対策についても引き続き推進していく。

19 廃棄物処理施設においては省エネ化を進めながら、個々の機器を適正に保全し、かつ機能診断、
20 評価、改善することで設備・機器の長寿命化を図り、同時に、耐用年数に達した設備・機器を、適
21 時、適切な方法で更新することで施設全体の合理的な延命化・長寿命化を図る。さらに、ごみ焼却
22 場の老朽化対策と併せ、計画的な廃棄物処理施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処
23 理体制の確保、整備等を推進して廃棄物処理システムの強靱化を図る。

25 (産業と物流におけるリサイクルの推進)

26 環境産業は、資源制約や地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題等の環境制約の課題を解決す
27 る取組の一つとしての重要性も高まってきている。特に、石炭灰などを活用したセメント工場や
28 製錬工場等のリサイクル関連企業が多く立地している東北圏では、これまで蓄積された鉱山技術
29 やそれを活かした製錬所とリサイクル事業との融合による継続的な取組が行われてきている。ま
30 た、自動車製品や半導体製品の部品などに使用されている非鉄金属のリサイクル拠点も多く、環
31 境産業とのかかわりにおいて、大きなポテンシャルを有している。

32 静脈物流⁷²に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図るため、太平洋側の八戸港、釜石港及び日
33 本海側の能代港、酒田港、姫川港の各リサイクルポート⁷³を循環資源の輸送拠点として、圏域内外

70 製品の原料などを再生可能な資源に替える取組。例えば、プラスチック製のレジ袋を「バイオマスプラスチック」製に替えることが挙げられ、近年「3R」に加えて重視すべきとされている。

71 あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済システム。

72 消費者(エンドユーザー)から生産者へと流れる物流のこと。

73 広域的なリサイクル物流に対応したネットワークの拠点となる港湾。

1 のリサイクルポートなどとの連携により、内航海運⁷⁴などを活用した低炭素型静脈物流システムの
2 構築などを進める。あわせて、圏域内外のリサイクルポートやエコタウン施設の活用により、リサ
3 イクル事業の振興と新規立地を促進するとともに、大学・研究機関と圏域内の関連産業との連携
4 により研究開発機能を強化する。さらに、リサイクル原料などの高度利用技術や高品質化技術等
5 の開発を支援することにより、非鉄金属のリサイクルとそれを材料とする各種の部品製造までの
6 一連の良好な循環を目指す。

7 このほか、優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度・技術・設備をベースに、ASEAN などへの
8 制度・技術・人材育成等の支援のほか、電気電子機器廃棄物（e-waste）を回収・リサイクルして
9 脱炭素化に必要な重要金属などの資源確保を図り、国際的な資源循環の連鎖を生み出す取組の推
10 進を目指す。

11 12 **（バイオマスの活用）**

13 廃棄物系バイオマスの利活用はメタンガス化（バイオガス化）以外に飼料化・肥料化等につな
14 がるため、化学肥料・輸入肥料から国内生産への推進・転換等を図ることができ、農業活動における
15 メリットも大きい。

16 産学官連携の下、地域主体で、下水汚泥、海洋由来の有機資源等を含めた総合的なバイオマスの
17 高度利用の推進・普及に努める。また、バイオプラスチックなどの新たな技術開発によるバイオ
18 マス産業の創出や産業誘致を図るとともに、必要な人材の育成についても推進・支援する。

19 20 **②地域資源を最大限活用する持続可能で自立した社会の構築**

21 SDGs に係る国際目標の年限である 2030 年に向け、地域の環境に配慮しつつ、産学官連携による
22 循環型社会の形成が必要である。地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地
23 域循環共生圏⁷⁵」の考え方を取り入れつつ、地域が主体となって、課題解決を実践する地域づくり
24 に取り組む。具体的には、地域資源の持続的活用による「ローカル SDGs 事業⁷⁶」の創出と、その
25 事業を生み出し続ける自立した地域（自ら課題を解決し続け、地域づくりを持続できる地域）の実
26 現に向けた取組を推進する。

27 また、地方創生に係る SDGs の取組を推進し、持続可能なまちづくりに取り組む。

74 国内の港と港を結び、鉄鋼やセメント、石油などの産業基礎資材や食料品、日用品などの貨物を運んでおり、暮らしと産業の発展に大きな役割を果たしている。

75 各地域がそれぞれの地域の特性に応じて異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農山漁村が相互補完によって相乗効果を生み出しながら経済社会活動を行う概念。

76 環境を含むそれぞれの地域課題を解決し、自立・分散型の社会づくりにつながる事業。

第5節 次世代産業の研究・集積による産業振興の推進プロジェクト

長期的な視点に立って産業クラスター形成を推進するため、戦略的な企業立地を行うとともに、次世代技術の国際研究開発拠点を集積する。これにより高度技術の開発やものづくり人材の育成を促進し、産学官連携でイノベーションを創出する。

(1) 国際競争力を持つ産業クラスター及び先端産業拠点の形成

産業の国際競争力の強化を図るため、①東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興を図る。特に、東北圏の成長産業である自動車産業や半導体関連産業においては、更なる産業振興を図るため、サプライチェーンの確保や環境負荷軽減等の地域課題に即した取組を進める。また、医療機器産業は、今後、成長が期待されている産業であり、現在の課題と機会を踏まえた迅速・的確な対応を進め、産業振興を図る。

あわせて、地域の中堅・中小企業⁷⁷に対する総合的な支援を行い、地域経済の中核を担う中堅・中小企業の潜在的な能力を高めることを推進するほか、②世界最先端の国際研究開発拠点の形成を促進するとともに、③産業構造が内包する課題の発展的改善を目指す。

①東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興

(自動車産業の振興)

東北圏の自動車産業は、日本の自動車産業を支える拠点に成長しつつあり、その波及効果は物流やサービス業等他産業を含む裾野の広い産業であり、東北圏経済の大きなけん引力となっている。

サプライチェーンの国内回帰の視点から、進出企業と地場企業が協力し部品生産から完成車の組立てを域内完結できる生産拠点や、世界に通じる企画開発、構成部品開発が行われる研究開発拠点の形成のため、半導体産業など他の関連産業の動向に注視し、機動的かつ柔軟に産学官が連携することにより、より強固な自動車産業クラスターの形成を戦略的に展開する。

また、超高齢化が進む中、交通事故死者の大幅な削減と高齢者が安全・安心に移動するための安全運転支援技術(自動走行システム)の研究・技術開発を行う。あわせて、道路にICTを取り入れつつ、道路と車両を高度に協調させながら自動運転の実装と自動運転車両の普及等を実現していく。加えて脱炭素社会の実現に寄与する自動車産業でのカーボンニュートラル対応や次世代自動車などの普及拡大を東北圏が担うことを目指す。

さらに、自動車関連産業を支える鋳造・鍛造・切削加工・表面処理等の基盤技術を有している地場企業の振興、長期的視野に立った技術系・技能系人材の育成等を促進する。

(半導体関連産業の振興)

半導体はデジタル社会を支える重要基盤であり、我が国の安全保障にも直結する重要な戦略物資である。全国の半導体関連分野の製造品出荷額のうち東北地域が占めるシェアは約17%⁷⁸と高く、我が国における重要な生産拠点となっている。加えて、東北大学を始めとする先端的な研究施設

77 常時使用する従業員数が2,000人以下の会社などを指す。

78 2022年経済構造実態調査

1 設が集積し、産学連携による共同研究や共同開発も期待される。一方、低迷期における従業員数減
2 少の影響などによる担い手不足や、関連企業の基盤強化等が課題となっている。こうした状況を
3 踏まえ、将来にわたる半導体の安定供給のため、地域における関連人材育成による裾野拡大や、サ
4 プライチェーンの強靱化、周辺道路、工業用水、下水道等のインフラ整備を図ることにより、「シ
5 リコンコリドー⁷⁹」として半導体関連産業の成長を目指す。日進月歩で発展する半導体関連産業の
6 最新の動向を注視し、産学官が連携しながら積極的に企業の誘致を進める。

7 8 (医療機器産業などの振興)

9 医療機器産業、ヘルスケア関連産業、健康関連産業は、日本の企業の技術力を活かし切れておら
10 ず、今後、世界市場での拡大が見込まれる分野である。東北圏においては、医療機器生産額は福島
11 県が全国第3位、地域ブロックでは中部、近畿に次ぐ生産額となっている⁸⁰。さらに、ふくしま医
12 療機器開発支援センターなどの医療機器産業拠点などの先端産業拠点整備が進展している。

13 現在、各県において、医工連携の取組が進められており、医療機器産業への参入も徐々に進みつ
14 つあるが、これを加速するため、さらに大きな連携の仕組みを構築し、企業同士、企業と大学研究
15 者とのマッチングの機会の拡大、実用化に不可欠な治験・臨床等の機会の拡大を図るなど、現在の
16 課題と機会を踏まえて迅速・的確に対応する。

17 18 (地域の中堅・中小企業に対する支援の充実・強化)

19 地域経済の中核を担う地域の中堅・中小企業による、地域資源を活用した魅力ある地域産業の
20 形成を促進する。中堅・中小企業の潜在的な能力を高めることができるよう、事業環境の向上のた
21 めの技術の高度化支援による新事業の創出、異分野間の連携支援、販路開拓の支援、資金調達の円
22 滑化等を図る。また、中堅・中小・ベンチャー企業⁸¹の独創的な技術や創造的なサービスの供給を
23 活かし、新事業への展開が可能となるような総合的な支援を図るとともに、産学官連携によるス
24 タートアップ支援を強化する。さらに、中堅・中小企業を含む企業全体のデジタル化・DXによる
25 効率化・生産性の向上を推進する。厳しい経営環境下にある建設業については、ICTを活用し、建
26 設現場の生産性向上を目指すとともに、経営基盤の強化に向けた経営改革の取組を促進し、技術
27 と経営に優れた企業が成長できる環境整備を図っていく。

28 29 ②世界最先端の国際研究開発拠点の形成

30 東北圏では、3GeV 高輝度放射光施設「NanoTerasu (ナノテラス)」の運用開始を契機としたり
31 サーチコンプレックス⁸²の形成を始め、福島イノベーション・コースト構想の更なる発展のため、
32 福島国際研究教育機構 (F-REI) の設立、その他先端産業拠点など、世界や日本をけん引する拠点

79 地域に広く点在する半導体関連拠点をコリドー (回廊) として結び、人・情報・モノ等が活発に行き交い、成長する地域のこと。

80 国土交通省東北地方整備局「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画」

81 新しい技術やアイデアを使って、消費者や他の事業者にサービスを提供したり商品を販売したりする企業のこと。

82 世界に誇るイノベーション創出を目指し、地域に集積する産・学・官・金のプレイヤーが、国内外の異分野融合による最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成を一体的かつ統合的に展開するための複合型イノベーション推進基盤のこと。

1 形成実現支援とその効果を最大限に発揮・普及させることを目指し、各研究開発拠点において官
2 民連携の体制構築や情報基盤等の整備に取り組んでいる。先端科学関連の事業や研究が進められ
3 ており、それらは、医療、生命科学から新機能の材料、部品の創出、情報・通信、計量・計測、環
4 境・エネルギー分野、半導体関連産業まで多岐にわたり応用されている。新たな産業におけるイノ
5 ベーションの創出にもつながるものとして、慶應義塾大学先端生命科学研究センターと鶴岡市等の取組
6 があり、世界で初めて合成クモ糸繊維の量産化技術の開発に成功し産業化した好事例となっている。
7 引き続き、研究から産業への好事例を参考に横展開を図り、産学官の連携を強化し、長期的な
8 視点に立った産業振興を強力に推進する。また、国際リニアコライダー（ILC）⁸³について、国内外
9 の研究者コミュニティ等の検討状況を踏まえつつ、東北圏の産業界、自治体及び大学等が一体と
10 なって、計画に関する情報収集や調査検討を進める。

11 また、国際核融合エネルギー研究センター（IFERC、アイファーク）、スマートグリッド型⁸⁴の風
12 力発電所、国家石油備蓄基地、原子力施設といったエネルギー関連施設が立地するむつ小川原開
13 発地区については、新たな研究開発機能、知的財産及び教育機関の集積に結び付けるとともに、成
14 長産業などの立地展開を推進する。日本は国際熱核融合実験炉（ITER、イーター）計画の準ホスト
15 国となっており、青森県の六ヶ所村には国際核融合エネルギー研究センター（IFERC、アイファーク）
16 が整備されている。我が国が ITER 計画の効果的な推進に大きな役割を果たし、核融合研究開
17 発で世界に貢献する主要な役割を担っていくために、次世代核融合炉の六ヶ所村への誘致を見据
18 えながら、道路網などの活用によるエネルギーネットワークを構築し、核融合研究開発拠点の環
19 境の充実を図る。

21 ③産業構造が内包する課題の発展的改善

22 （サプライチェーンの国内回帰や強靱化による産業の多様化）

23 将来にわたって地域経済を成長させていくには、中小企業のものづくり基盤技術の高度化等
24 を通じた、競争力の強化が重要である。その上で、長年のものづくり技術を活かした事業の多角化、
25 さらにサプライチェーンの国内回帰や強靱化による産業の多様化を推進する。

26 このため、ものづくり中小企業と高度部材・基盤産業の振興を促進し、産業での競争力強化を支
27 える基盤技術の高度化を図る。

29 （産業クラスターの発展・国際的な連携）

30 産業の国際競争力を強化するため、東北圏の産業クラスターと海外クラスターとの機能補完・
31 連携によるビジネス機会の拡大などにより地域発のグローバル産業の育成を図るとともに、東ア
32 ジアとの共生・連携を意識した地域の国際化に向けた支援・環境整備等に取り組む。

33 産業クラスター形成に当たっては、東北圏のエネルギー・食料供給ポテンシャルを活用し、地域
34 の特性・強みを活かしつつ、受入環境の整備、戦略的な企業立地を図るとともに、地域の雇用機会
35 の創出、求職者への能力開発の取組等を推進する。

83 素粒子物理学分野の ILC に関する国内外の研究者コミュニティによって計画された、全長約 20 キロメートルにわたる直線形衝突型加速器のこと。東北圏の産業界、自治体及び大学等が一体となり、誘致に向けて取り組んでいる。

84 力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網。

1
2 **(国家戦略特区の取組拡充)**

3 東北圏においては、現在宮城県、福島県の2県、仙台市、新潟市及び秋田県仙北市の3市が国家
4 戦略特区⁸⁵に指定されている。宮城県では熊本県と連携し、半導体関連産業の拠点形成を図ってい
5 く。福島県では、長崎県と連携して買い物困難地域などにおけるドローンのオンデマンド配送サー
6 ビスの早期実装、水素貯蔵量の上限規制緩和等に向けて取り組んでいく。仙台市では、AI・IoT、
7 自動走行、ドローン等の実証実験を促進する実証フィールド支援事業を行っており、新潟市では、
8 スマート農業など革新的な農業を実践するとともに、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付
9 加価値化を進めている。また、仙北市では、仙北市近未来技術実証ワンストップセンターを開設
10 し、自動運転、無人航空機、AI・IoT等の実証実験を促進し、様々な分野における利活用の早期実
11 現を図っている。国際競争力強化に向けて引き続きこれらの地域での取組を推進するとともに、
12 少子高齢化・人口減少の中、生活サービスの持続可能な提供のために先端技術の導入を必要とし
13 ている東北圏だからこそ、広大で適疎な圏土を活かして、圏域内の他の市町村においても実証実
14 験及び実装を検討する。

15
16 **(国内外の人材の誘致・育成によるイノベーション創出)**

17 市場環境の変化に対応した大胆な事業の選択と集中や生産性の向上を目指すほか、国際先端科
18 学技術産業の集積と外国人人材を含む雇用の確保・人材の育成を進める。加えて、国内外の人材確
19 保に資する居住環境、子弟教育のための教育環境の整備を図る。

20 このように、世界最先端の国際研究開発拠点が形成されることによって、東北圏における各産
21 業が内包する課題が飛躍的に改善されることが見込まれる。加えてクリエイティブで柔軟な発想
22 をもった人々が集まることによって、更なるイノベーションの創出や社会変容を生み出し、経済
23 の発展や人の流れの増加といった好循環の形成を目指す。

85 日本の経済成長を促進するために設けられた特定の地域のこと。成長戦略の実現に必要な規制緩和や制度改革を通じ
て、新しいビジネスの創出や国際競争力の向上を目指すもの。

1 第6節 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト

2 東北圏の基幹産業であり、かつ、地場産業でもある農林水産業を活性化するため、安全・安心で
3 高品質な農林水産物の提供や6次産業化による付加価値の高い商品の創出により収益力を向上さ
4 せる。また、新たな農林水産業技術の開発や多様な担い手の育成・確保と生産・流通基盤の整備に
5 より、スピード感をもって力強い持続可能な農林水産業を構築する。

7 (1) 豊かな資源を活かした次世代の農林水産業の展開

8 危機的な人口減少が進行する東北圏においては、①農業の持続的発展と農村の振興に向け、担
9 い手の確保・育成は急務であるほか、新技術開発の推進や、農地管理、農業用水等の基礎的な資源
10 の有効活用の取組を併せて推進する。また、東北圏が有する豊富な資源を活かした②森林・林業・
11 木材産業によるグリーン成長⁸⁶の実現と③水産業の振興に取り組みるとともに、④他産業との融合に
12 より稼げる農林水産業を目指す。

14 ①農業の持続的発展と農村の振興

15 (効率的かつ安定的な農業形成の推進)

16 農業が持続的に発展し、役割を十分に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、継続的な
17 発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分
18 を担う農業構造を確立することが必要である。このため、農業経営者が活躍できる環境の整備と
19 国産農産物の競争力の強化に向けて、農地集積・集約化、農業生産基盤の整備、需要に応じた生
20 産・供給体制の改革、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現等を総合的に推進する。

21 東北圏の強みである食料自給率を今後も維持・向上するために、ICTやロボット技術を活用した
22 スマート農業の導入、地域管理構想による国土の適正管理を進めるとともに、東北圏での「半農半
23 X⁸⁷」などの多様なライフスタイルの実現を目指す。

25 (担い手の育成・確保)

26 急激な人口減少・少子高齢化の進行による農業者の減少への対応に迫られているため、認定農
27 業者、認定新規就農者及び集落営農に対し、農業経営に関する養成講座の開催などの経営発展に
28 向けた支援を重点的に実施する。

29 特に、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するために、就農の準備、所得
30 の確保、DXを取り入れた魅力の向上、農業法人などが実施する新規就農者に対する実践研修の支
31 援等により、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。

32 また、女性農業者は地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担って
33 いることから、新規就農者や既就農者含め、様々な世代の女性農業者が一層活躍できる環境整備を
34 推進する。

86 「2050年カーボンニュートラル」の宣言を踏まえて、温暖化への対応を成長の機会ととらえ「経済と環境の好循環」
を作っていくこと。

87 農業と様々な仕事を組み合わせ、自分の好きなこと、やりがいのある仕事をするライフスタイルのこと。農家以外の
収入で生活の基礎を作る兼業農家とは異なり、半農半Xでは農業が生活の基礎となり、Xで自分のやりたいことや好
きな仕事を行う。

1 さらに、企業の農業参入を促進することで、新たな担い手を確保するなど、産業界との連携によ
2 る地域農業の発展を図る。

3 また、学校給食などにおける地場産農産物を利用した地産地消、生産者の顔が見えて話ができ
4 る直売所での対面販売、農家レストランの開業等といった農家所得の向上に結びつくような取組
5 を推進する。加えて、地域の多様な主体が支える農業や農産物の直接販売、加工・契約栽培等の取
6 組を推進することにより、食料自給率の維持・向上及び持続可能な農業への展開を図る。

7 8 **(新技術開発の推進)**

9 農業の生産性の向上を図る観点から、先端技術を活用したスマート農業の現場実装を加速化し、
10 デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営を進めることで、農業の成長産業化と魅力向上
11 を図る。

12 風力・地熱等の再エネの温熱・電力を利用した農作物の生産、営農型太陽光発電や木質バイオマ
13 ス発電等の導入を推進し、新たな生産システムを構築することで、集約化・スマート化による生産
14 性向上を図る。

15 また、生産現場の課題に対応した新技術開発や産学官連携による先端技術などを活用した質の
16 高い実証研究を促進するとともに、試験研究機関などによる東北圏発の品種開発などの取組を促
17 進する。食品の品質や表示に係る消費者の関心が高まっていることから、品種・産地の偽装を防止
18 し消費者の信頼を確保するための品種・産地判別技術などの技術開発を推進する。さらに、流通段
19 階においては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発などを推進する。

20 21 **(農山漁村発イノベーションなどの推進と農林水産物などの輸出促進)**

22 東北圏における農林水産物の高付加価値化を通じた農林漁業の成長産業化を図るために、地域
23 資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を進展させて、農林水産物以外の多様な地域資源も活用
24 し、農林漁業者はもとより、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価
25 値を創出していく「農山漁村発イノベーション」を推進する。あわせて、農商工・医福食農連携等
26 の取組や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進め、輸出に取り
27 組む優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介し農林水産物の輸出を拡大する。また、農
28 林水産物などの更なる輸出促進を図るためには港湾インフラの機能強化が重要であることから、
29 リーファーコンテナ⁸⁸へ電源供給を行う施設の整備などを推進する。

30 農林水産物や農林水産業にかかわる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出するこ
31 とによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。さらに、地域経済活性化に向けて、
32 地域の基幹産業である農林水産業と商業工業等との連携を強化し、相乗効果を発揮していくこと
33 となるよう「中小企業等と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連
34 携促進法）」（平成20年法律第38号）に基づく農商工等連携事業計画の作成に取り組む。

35 36 **(農業生産基盤整備)**

88 備え付けられた冷却装置により、コンテナ内の温度調整を行うことが可能なコンテナのこと。

1 食料安全保障の確保のために、農業生産の基盤などの維持が必要である。

2 農地や農業用水は農業生産の基礎的な資源であり、担い手への農地集積・集約化、生産コストの
3 削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整備、
4 水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進するほか、農業・農村の強靱化に向けて
5 激甚化・頻発化する災害に対する防災・減災対策や流域治水の取組、災害対応体制を強化する。

6 また、農業水利施設の老朽化などが進行する中、ドローンやロボット等も活用して施設の管理
7 水準の向上を図り、施設の点検、機能診断、適期の補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命
8 化及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、施設の集約・再編、柔軟かつ効率的な水管理
9 を可能とする ICT 活用、省エネ化・再エネ利用を推進する。

10 このほか、農業生産を支えるため、農産物を生産地から消費地に効率的に輸送できる定時性の
11 ある格子状骨格道路ネットワークなどや農畜産物などの輸出入に対応した港湾施設等の社会基盤
12 整備を推進する。

13 さらに、農村の協働力を活かし、農村 RMO⁸⁹（農村型地域運営組織）の設立や、集落などの地域
14 共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理を推進する。

15 16 **（農地の機能に着目した適切な活用）**

17 農村の有する多面的機能の適切な発揮による恵沢を国民が享受できるよう、日本型直接支払い
18 制度⁹⁰を活用し、環境保全型農業を普及促進するとともに、地域コミュニティによる農地・農業用
19 水路・農道等の保全活動や生産条件が不利な中山間地域などにおける営農の継続への取組を推進
20 する。

21 また、中山間地域などの生産条件が不利な地域で増加している荒廃農地については、地域管理
22 構想に基づく国土の適正な利用・管理に徹底して取り組むため、行政、地域、農業者等が地域ぐる
23 みの話し合いにより土地利用構想を策定し、農用地保全に必要な基盤整備などの条件整備、鳥獣被
24 害防止対策、粗放的な土地利用等を進め、荒廃農地の発生防止と有効活用の推進を図る。

25 さらに、鳥獣被害は荒廃農地の増加理由の一つとなっているため、被害防止に向け、都市の人材
26 の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保や、ICT などを用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・
27 普及等捕獲活動を強化する取組を推進する。

28 29 **（農村の振興）**

30 東北圏は全国平均に比べて高い食料自給率を誇り、国内の食料供給に大きく貢献している。一
31 方で、農業従事者の高齢化や、農産物の価格低迷、資材価格の高騰や輸送コスト増等によって、農
32 業・農村の崩壊の危機は続いている。米どころとしても名高い東北圏の安定的な食料供給を維持
33 するためにも、従来の農村の魅力発信や人材育成、6次産業化による高付加価値化等の取組を推
34 進する。

89 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動とあわせて、生活支援など地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。

90 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度のこと。多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度等が含まれる。

1 また、農村整備事業などによる生活インフラの機能維持や、鳥獣被害対策を継続的に実施し、中
2 山間地域などを始めとする農村に人が住み続けるための環境づくりに取り組む。景観も含めた農
3 村の環境の維持に当たっては、農村の豊かな自然環境を求めて移住・二地域居住等をしてきた人
4 材を取り込む。さらには、小水力発電などの地形を活かした再エネの導入や農泊⁹¹の推進等といっ
5 た、中山間地域の特性を活かした農業経営や農福連携⁹²の一層の推進等により、国内の食料供給を
6 支える東北圏の農村の振興を図る。

8 ②豊富な森林資源を活かした森林・林業・木材産業によるグリーン成長

9 「グリーン成長」の実現と「デジタル林業戦略拠点」の構築

10 都市などにおける「第2の森林」づくりなど新たな木材需要の創出、「新しい林業」に向けた取
11 組の展開及び木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化、森林資源の適正な管理及び利用、
12 人材の育成・確保、新たな山村価値の創造により豊富な森林資源を循環利用するとともに、林業・
13 木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵
14 を享受できるよう、経済社会生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実
15 現していく。

16 また、地域一体となってデジタル技術をフル活用し収益性の高い林業を実践する「デジタル林
17 業戦略拠点⁹³」の構築に取り組む。

18 (都市などにおける「第2の森林づくり」)

19 中高層建築物や非住宅分野等に木材を利用することで都市に炭素を貯蔵する「第2の森林」づく
20 りによって温暖化防止に寄与し、循環型社会の実現を図っていく。

21 公共建築物などの木造化や内装などの木質化については、「脱炭素社会の実現に資する等のため
22 の建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨にかんがみ、建築物などへの木材の利
23 用促進に努める。このため、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、JAS 製材の供給体
24 制の強化等に取り組む。

25 また、付加価値の高い木材製品の輸出を推進する。さらに、木質バイオマスの発電及び熱利用や
26 風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再エネの利用を促進する。加えて、木を用いた
27 伝統工芸品など東北圏でこれまでに培われてきた木の文化を見直すとともに、木の良さの普及を
28 図る。木材利用については、合法伐採木材などの流通及び利用の促進に関する法律などの運用を
29 通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

30 (「新しい林業」に向けた取組の展開及び木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化)

31 林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な
32 向上を図っていく。このため、従来の施業方法などを見直し、エリートツリーや自動操作機械等の
33

91 農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。

92 障害者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

93 異分野を含む多数のプレイヤーが地域コンソーシアムを形成し、地域一体となり、デジタル林業を実践するための拠
点のこと。

1 新技術を取り入れて、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」
2 を目指す取組を展開する。あわせて、長期にわたり経営し得る権利や規模等を確保し、林業従事者
3 の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進する。これらを通じて「長期にわたる持
4 続的な経営」を実現できる林業経営体を育成していく。

5 木材産業については、住宅の品質や構造安全性の確保等を目的とする関係法令を遵守するとと
6 もに、消費者や建築メーカー・プレカット⁹⁴工場等の実需者等のニーズに的確に対応し、製品を供
7 給していくことが求められている。

8 このため、主に大規模な製材・合板工場等については、外材や他資材に対抗できる品質性能の確
9 かな製品を低コストで安定供給可能な体制を整備して「国際競争力」を高めていく。あわせて、中
10 小地場の製材工場などについては、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り、大径材⁹⁵も活用
11 しながら単価の高い板材や平角等多品目を供給できる体制を整備する。これにより、製品の優位
12 性などを向上させて、収益性を有する「地場競争力」を高めていく。

14 (森林資源の適正な管理及び利用)

15 人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へ誘導する。このため、林
16 業適地の育成単層林⁹⁶については、適正な伐採と再生林の確保を図る。それ以外の育成単層林は効
17 率的に育成複層林⁹⁷への誘導を進める。あわせて、順応的管理の考え方にに基づき、天然生林⁹⁸につ
18 いて適切な保全管理などを行う。また、気候変動にともなう豪雨の増加などに対応するため、国土
19 強靱化に向けた森林整備及び治山対策を加速させる。

20 全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様
21 な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多
22 様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開する。

24 (人材の育成・確保)

25 「緑の雇用」事業などにより、林業大学校などで学ぶ青年や新規就業者等を支えるとともに、段
26 階的かつ体系的な人材育成を引き続き推進する。また、OJT（職場内教育）の指導者として活躍で
27 きる現場管理責任者などの育成を進める。

28 さらに、国有林野における研修フィールドの提供など、林業大学校・農林大学校等への支援・協
29 力に取り組む。

31 (新たな山村価値の創造)

32 山村地域には、森林の多くが賦存しており、その土地に根ざした文化や習俗等が引き継がれて

94 木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口の加工を従来は大工が墨付けにしたがって手工具で加工していたものを一連の加工機械で行う技術のこと。

95 末口直径（細い側の直径）が30センチ以上の丸太のこと。

96 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

97 森林を構成する林木を択伐などにより伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

98 伐採など人為の攪乱によって天然更新し、遷移の途上にある森林。

1 いる。また、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域であることから、人口減少・少子高齢化が進む山村地域での生活を成立させるため、基幹産業たる林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」などの新たな産業を育成することなどで、山村の内発的な発展を図る。また、新型コロナウイルス感染症の流行などを契機として新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力の発信などを通じて、山村地域と継続的にかかわる「関係人口」の拡大を目指す。さらには、集落維持の下支えとして、地域における農林地の管理や利用等の協働活動を促進する。

9 ③豊かな海を守り育てる水産業の振興

10 (資源の回復・管理の推進)

11 資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資源管理、ハタハタに代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組や違反操業の監視・取締りのための対策を強化する。また、大間のマグロ⁹⁹や気仙沼のフカヒレ¹⁰⁰等にもみられるように水産物のブランド化を図るとともに、ホタテガイ、カキ及びワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケ・マスふ化放流事業等を推進する。

16 (付加価値向上による販路拡大と基盤整備による効率化)

17 水産物を手軽・気軽に食べることやそれを可能にする商品開発等を通じて、販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設等の個別ニーズを的確に把握しながら、消費拡大に取り組む。また、他産業との連携による付加価値の高い商品開発を行い、販路の創出・拡大をするとともに、水産物の積極的な輸出展開を図る。水産物・水産加工品等のブランド価値向上に向けた各種商品開発、消費者への情報発信、首都圏などへのPR、イベント開催等により、水産業の収益力向上に取り組む。

24 漁港における水産関連排水処理施設や情報通信施設等の充実、漁船の大型化に対応した岸壁の大水深化などの施設整備を推進するとともに、水産物の海上輸送に対応した港湾施設や水産物を生産地から消費地に効率的に運ぶことができる速達性のある格子状骨格道路ネットワーク等の社会基盤整備を推進する。また、第一次産業関係者に加え、多様な関係者との連携を図りながら、ロボット・AI・IoT等を活用したデジタル水産業戦略拠点を創出することで、スマート水産業の導入推進による生産性向上や経営改善を図る。

31 (担い手の育成・確保)

32 競争力のある経営体の育成・確保のため、様々なノウハウを有する異業種事業者との連携を深め、あるいは新規就業・新規参入を促進し意欲的な人材の確保を図るとともに、水産高校などと協働して水産業を支える人材育成の取組や就業希望者への就業情報の提供等のサポート体制を整備し、後継者などの確保を図る。

99 青森県下北半島大間の港に水揚げされ大間漁業協同組合で荷受けされたまぐろのこと。「大間まぐろ」は2007年、地域団体商標に登録されている。

100 宮城県気仙沼産のフカヒレのこと。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

④他産業との融合による稼げる農林水産業

農林水産業の競争力を強化する観点から、産学官や異業種の交流によって地域経済の活性化や新技術開発、企業ノウハウやDXの推進によるICTを活用した生産・流通システムの高度化を促進する。

また、食品産業・観光産業等と一体となった農林水産業の6次産業化や、農産品のブランド化等の他産業との連携による農林水産業の収益力向上を目指し、加工業務用需要との連携などの「地域内経済ネットワークの取組」を促進するほか、都市と農山漁村が連携した地域資源の活用や農泊・林泊・渚泊¹⁰¹といった滞在型ニューツーリズム等に引き続き取り組む。あわせて、他分野との連携により、新たな価値や雇用の創出が期待される。

101 漁村地域における滞在型旅行のこと。漁村ならではの宿泊体験に加えて、近隣のレストランや飲食店で地元の食材や伝統料理を味わったり、直売所で買い物をしたり、加工品づくりや漁業体験、マリンレジャー、絶景など漁村での生活をまるごと体験することができる。

1 第7節 「四季の魅力溢れる東北圏」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクト

2 東北圏の観光産業は東日本大震災やコロナ禍で一時落ち込んだが、三陸沿岸道路の全線開通や
3 3.11 伝承ロードの推進などにより回復の傾向にあり、2023年には外航クルーズの寄港数が過去最
4 多を記録した。今後、更なる観光産業の活性化を図るため、東北圏の「日本のふるさと・原風景」
5 を象徴する観光資源への愛着や誇りを醸成し、地域一体となって発掘・磨き上げを進め、より長く
6 滞在が可能な観光圏を創出する。これらの取組により、観光産業のみならず圏土全体の経済・社
7 会・環境の好循環につなげる。

8 9 (1) 地域資源の付加価値を高め、新しい需要に対応したビジネスモデルへの転換と観光関連産業 10 の拡大

11 ①東北圏が豊富に有する自然や歴史・文化、食等の多様な地域資源を再認識し、観光関連産業
12 の拡大を図る。また、東北圏が一体となって、圏域外にもわたる②広域連携による観光プロモー
13 ション・情報発信の強化を推進する。あわせて、インバウンド拡大に向け、各種観光などキャン
14 ペーンの展開による③国際観光需要の拡大とビジネス需要の取り込みを推進することに加え、
15 ハード・ソフト両面で④来訪者の受入環境整備・充実を図る。さらに、⑤アウトバウンドを推進
16 することにより、イン・アウトを両輪として交流促進を図り、観光関連産業を拡大させる。

17 こうした地域への貢献を実感できるコンテンツを造成し、旅行者の観光行動による恩恵を地域
18 の経済・社会・環境へ還元する好循環を加速するとともに、⑥観光産業の振興による雇用の創出
19 を図る。

20 21 ①地域資源の再認識と「ふるさと磨き」による東北圏オンリーワンの推進 22 (地域資源の再認識と新たな展開)

23 東北圏は、世界自然遺産の白神山地、ユネスコ世界ジオパーク、国立公園等の自然資源や、世界
24 文化遺産の平泉に代表される歴史資源、文化資源を豊富に有しているほか、温泉地の数は全国で
25 最も多いにもかかわらず、地域がその価値を認識していない場合や資源を活かした景観などの形
26 成が十分でない場合がある。これらの資源を観光に利活用していくため、観光関係者や地域住民
27 を始めとした官民が一体となって自ら地域の魅力を再認識し、観光地の魅力づくりにつなげてい
28 く取組を促進する。また、2024年7月の「佐渡島(さど)の金山」の世界遺産登録に続いて、歴
29 史的な文化遺産などの保存・継承の取組を推進する。

30 街道、街並み、農山漁村等の景観や日本の近代化に貢献した文化遺産を活用した地域づくりの
31 ほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」を始めとする歴史的祭礼行事の次
32 代への継承や、五所川原の立佞武多のように地域の歴史伝統を市民の力で復活させ、新たな観光
33 に発展した取組など、地域住民の協力の下、美しい魅力ある観光地づくりを推進する。また、道路
34 や公共施設に新たな価値を付加する「日本風景街道」の活用や、被災地域でもある三陸の芸能を、
35 精神文化・復興文化と併せて観光コンテンツとして売り出す取組を推進する。

36 また、東北圏の強みを活かしたメニューをつくり、観光が移住や定住に向けた入り口となるよ
37 う、体験型・滞在型観光の取組を推進する。例えば、国立公園を含めた東北圏の雄大な自然を活か

1 したエコツーリズムや東北圏特有の食文化に触れるガストロノミーツーリズム¹⁰²等の取組を推進
2 するなど、来訪者が反復継続して交流したくなる仕組みを創出する。

3 4 (雪を貴重な資源ととらえた有効活用)

5 親雪・利雪の観点から、豊かな土地、自然環境や美しい景観の保全を行いつつ、雪を始めとした
6 冬の産物を冬期における東北圏の貴重な観光資源ととらえ、国内外観光客の誘致のための情報発
7 信を行う。さらに、冬期のスポーツ施設、公園の整備などを図るとともに、国内外の交流人口拡大
8 に向けた取組としてスキー・スノーボード等のウィンタースポーツ、かまくら・雪燈籠まつり等の
9 伝統行事、地吹雪・雪下ろし等の東北圏の冬の体験等といった雪に親しむ機会を創出し、雪と共
10 存・調和した魅力ある地域づくりを推進する。

11 12 (ニューツーリズムへの対応)

13 旅行形態は団体旅行から家族、友人、知人等の少人数グループ化、体験型・交流型旅行へ変化し
14 ており、これらのニーズの高まりなどを踏まえ、地域の自然と食と温泉等を組み合わせたニュー
15 ツーリズム（ヘルスツーリズム¹⁰³、グリーン・ツーリズム¹⁰⁴、エコツーリズム、リバーツーリズム
16 ¹⁰⁵、ジオツーリズム¹⁰⁶、復興ツーリズム、産業観光、文化観光等）の創出や受け皿づくりの取組を
17 推進する。また、海外の富裕層などへの訴求力が強く長期滞在が期待されるアドベンチャーツー
18 リズム¹⁰⁷の推進を図る。全国及び海外に「東北ブランド」として高い評価を得ている東北圏の食材
19 を活かした郷土の食を始め、自然、歴史、温泉等の東北圏の特色ある地域資源を組み合わせ活用
20 した取組を推進する。加えて、インフラと周辺の観光資源を合わせて楽しむインフラツーリズム
21 ¹⁰⁸の取組を推進する。

22 23 (持続可能な観光地域づくり（サステナブルツーリズム）)

24 世界的に持続可能な観光（サステナブルツーリズム¹⁰⁹）に対する配慮や意識が高まっており、サ
25 ステナビリティに関心の高い旅行者は、地域の本質に触れる深い体験価値や、観光を通じた地域
26 への貢献を重視する傾向も強いとされている。こうしたニーズを満たすだけでなく、東北圏の豊
27 富な地域資源を未来に継承していくため、旅行者が自然・文化・歴史・産業等地域の本質を味わい

102 その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史等によって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズム。

103 健康・未病・病気の方、また老人・成人から子どもまですべての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与するもの。

104 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

105 カヌーやラフティングを始めとした水面利用や自然体験活動等の川を活かした新しい観光の形態。

106 地質や地形、景観、風土、歴史、生活文化等の地質に密接に関連する領域を切り口として整備されたジオパークにおいて、「自然と人間（暮らし）とのかかわり」をテーマに訪れた人々が知的感動、楽しみ等を味わい、しかも将来に向けての環境保全の大切さを胸に刻むことのできるツアーのこと。

107 「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成される旅行。

108 ダムや道路などの社会基盤、土木施設であるインフラを観光資源のひとつとして活用し、魅力ある観光地域づくりを進め、地域経済の活性化や雇用機会の増大につなげていくもの。また、インフラの役割、つくられた背景を知ることにより、インフラの意義について理解を深めてもらうもの。

109 訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のこと。

ながら、地域への貢献を実感できるコンテンツを造成するとともに、旅行者の観光行動による恩恵を地域の経済・社会・環境へ還元する好循環を加速していく。

いわゆる域内観光は、旅行者が地域資源を再認識できる機会であり、海外と日本、圏域外といった大きな移動をとまなう観光のみならず、圏域内や県内・市内といった手軽な観光こそが経済面から見て、新たな観光需要を創出していることから、道の駅の整備やウォーカブルなまちづくり¹¹⁰といった新しい取組を積極的に進めていく。こうした取組を通じて、国内外からの観光客の誘致により、持続可能な観光地域づくりを推進する。

②広域連携による観光プロモーション・情報発信の強化

東北圏観光の知名度の向上や観光客の誘致等を推進するため、デジタルマーケティングを取り入れ、DXを駆使したバーチャルツアーなどを通じて、旅行者の旅行意欲の喚起を図る。また、大都市から地方部への誘客や各地域への周遊を促進するため、圏域内の各DMO¹¹¹（観光地域づくり法人）においては東北圏の広域連携DMOである東北観光推進機構と連携を図りながら、地域の観光地域づくりの司令塔となって滞在コンテンツの充実、旅行商品流通環境整備等を図る。さらに、JNTO（日本政府観光局）などと連携して海外の一般消費者や旅行関係者への効果的なPR・プロモーション活動等を東北圏一体で推進し「東北ブランド」として発信していく。加えて、地域が育んだ文化を深く理解し、新しい価値の創造につなげることができる人材育成を進めるなど、文化を産業面で活かす取組を進める。

さらに、東日本大震災の教訓を伝える震災伝承施設をネットワーク化した活動の「3.11 伝承ロード」を始めとした伝承活動の推進、防災に関する情報発信、交流促進による地域活性化に取り組む。2019年6月に「みちのく潮風トレイル¹¹²」の全線約1,000kmが開通し、2020年7月に牡鹿半島ビジターセンターなどを含む牡鹿地域の観光拠点施設「ホエールタウンおしか」が完成した。これらを活用した多様な主体の連携、交流人口の拡大に向けたシティブロモーションを推進する。

また、近年はサイクルツーリズムも各地で盛んに行われており、東日本大震災の記憶を未来に残すことを目的としたツール・ド・東北の開催、猪苗代湖一周サイクリング「イナイチ」を始めとする広域サイクリングルートの整備を進めるほか、JNTOが進める地域インバウンド促進や受入環境整備の取組及び観光プロモーションを推進する。

③国際観光及びビジネス需要の取り込みの推進

アジア市場に加え欧米豪の成熟した旅行者層や富裕層への積極的なアプローチを行い、国際観光需要の取り込みを目指す。また、企業などの会議や研修旅行といったMICE¹¹³の誘致や開催の促

110 街路空間を車中心から人中心の空間へと再構築し、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組のこと。

111 Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

112 青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸4県29市町村をつなぐ、全長1,000キロを超えるロングトレイル。「東日本大震災からの復興」を契機とし、環境省を中心に、関係自治体、民間団体、地域住民の協働により設定された。

113 企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う

1 進等のビジネス需要の取り込みを推進する。

2 加えて、拠点となる仙台空港や新潟空港の LCC（格安航空会社）導入促進や新潟空港を含む圏域
3 内各空港による国際定期便・チャーター便の活用により圏域内への回遊創出を図り、北東北や南
4 東北を始め、東北圏に隣接する首都圏、北海道、北陸圏との融合によるインバウンドの取組を推進
5 し、地域連携による広域観光ルートの形成を図る。また、ハード・ソフト両面にわたる空港利用環
6 境の向上に向けた取組や訪日教育旅行を推進する。

8 ④インバウンドを含む来訪者の受入環境整備・充実

9 （来訪者の満足度向上のための観光基盤などの整備）

10 来訪者の満足度向上を図るため、観光案内看板、観光案内所、観光地内のトイレのバリアフリー
11 化等の整備を推進する。さらにこうしたハード整備だけでなく、スマートフォンアプリなどを活
12 用した観光情報の提供、地元ボランティアなどによる観光案内の推進、無料 Wi-Fi の整備や多言
13 語表示の充実等のソフト面での整備にも取り組む。

14 また、高規格道路ネットワークの整備により、ゲートウェイとなる港湾・空港等へのアクセスを
15 強化し、観光資源の魅力を高めていくとともに、オーバーツーリズム¹¹⁴が課題となっている観光地
16 のデータを分析し、ハード・ソフト両面において地域と連携した渋滞対策などの取組を進める。

17 歴史的な街並み・建物・庭園・城跡等の整備、案内表示、幅広歩道、無電柱化等による景観の向
18 上、景観を乱す商業看板などの規制、観光地を散策できるフットパス（散策路）の整備、訪れる
19 人々にうるおいを与える親水空間の整備、堤防緑化などの充実、「みなとオアシス¹¹⁵」や空港旅客
20 ターミナルなどにおける来訪者の満足度向上に資する取組や整備を推進する。海や港の景観、歴
21 史的資産や伝統文化に加え、新鮮な海産物などを提供できる観光資源としての側面を持つ港にお
22 いて、その特性を活かしたまちづくりを推進する。

23 さらに、地域資源を活用したアドベンチャーツーリズムによって消費額を拡大し、地域経済の
24 循環を生み出すことや、地方創生を加速させる拠点となる「道の駅」の整備等によって、地域に
25 っとって持続可能な観光を目指す。高付加価値旅行者¹¹⁶の誘致は、その経済効果が極めて高く、また
26 旺盛な知的好奇心をとまなう自然経験などを通じ自然、文化、産業等の維持・発展に貢献する。加
27 えて、持続可能な地域の実現や活性化に寄与することから、モデル観光地に関して複数年度にわ
28 たってウリ・ヤド・ヒト・コネ¹¹⁷の4分野などに関して総合的な施策を講じていく。

30 （心のこもったおもてなしの提供と人材育成）

国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流
が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

114 観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅
行者の満足度低下が懸念される状況。

115 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民
参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、申請に基づき登録するもの。

116 着地消費 100 万円以上/人の訪日外国人旅行者のこと。

117 ウリ：高付加価値旅行層にも訴求力のある魅力的コンテンツ、ヤド：インバウンド宿泊施設、ヒト：高付加価値旅行
層のニーズを満たす人材（日本への送客、ガイド、ホスピタリティ等）、コネ：海外における有力な高付加価値旅行
者誘客人脈へのコネクション。

1 来訪者を迎えるに当たって、おもてなしの心が重要であることから、宿泊施設など観光施設を
2 始め、交通事業者、地域住民等に至るまで、東北圏ならではの心のこもったサービスの提供を促進
3 する。

4 観光を支える人材を育成する高等教育機関を充実させるとともに、産学官、NPO 等の人材やボラ
5 ンティアガイドの育成を推進する。また、DMO などを中心とした多様な主体の連携により、地域の
6 観光にかかわる人材の確保・育成に取り組む。

7 歴史・文化資源を次世代へ継承し、かつ、観光客に対してその価値を伝える人材確保や人材育成
8 のため、ご当地検定制度などの取組を促進する。

9 10 (インバウンド受入環境整備)

11 全国的に、まちあるきに適したコンパクトなまち、オーバーツーリズムの懸念がないまち、アク
12 セス性が適度に良好なまちといった観点を有する観光地が国外からの旅行先として選ばれやすい
13 傾向にある。

14 東北圏では、こうした観光地も数多くあることから、今後見込まれる観光需要を適切に取り込
15 んでいくため、外国人観光客が旅行しやすい環境を整備する。特に、言語面での障壁を取り除くた
16 め、「JNTO 認定外国人観光案内所」など外国人観光客対応能力の備わった観光案内施設の整備、通
17 訳ガイドの育成、交通・観光施設における表示やアナウンスの多言語化を推進する。

18 19 (来訪者の交通手段の充実)

20 東北圏は広大な面積を有し観光地間の距離が長いことから、来訪者の利便性向上のために鉄道
21 や道路の高速交通体系が重要となる。冬期は積雪や暴風により交通確保が困難となる箇所が多い
22 ことから、二次交通や代替交通の確保も含めた高速交通体系のネットワーク化は、東北圏の観光
23 振興にとって重要である。

24 他圏域等との交流・連携を促進するため、新幹線、高速道路及びフェリーの活用を推進する。ま
25 た、東北圏への直接のアクセス改善のため、LCC の就航誘致を含めた航空路線の充実を図る。

26 東北圏の移動の円滑化を支援する道路交通ネットワークの整備・活用、観光地における周囲の
27 環境や景観に配慮した駐車場の確保等を推進するとともに、圏域内の拠点空港・駅等から目的地
28 である観光地までの在来線、バス、タクシー、レンタカー、船等による移動手段の確保とその利用
29 促進を図る。あわせて、広域での周遊観光を促進するため、複数の交通機関を相互利用できる周遊
30 型乗車券や共通フリーキップ、IC カード乗車券の導入・拡充等に取り組み、来訪者が東北圏の観
31 光地などを円滑に移動できるための環境を整備する。また、地方における誘客促進を図るための
32 MaaS¹¹⁸の社会実装に取り組む。

33 34 (クルーズ需要の増加に対応したハード・ソフト両面の受入環境整備)

118 Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交
通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等
の目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要
な手段となるもの。

1 乗客と地元市民の交流による地域の活性化など、地域にもたらされる効果が大きいとされる東
2 北圏の港湾へのクルーズ船の寄港回数は、2019年は91回であったものの、コロナ禍の2020年
3 には0回となり、2023年には95回に回復している。今後は地域経済の活性化のためにもクルーズ船
4 の誘致及び受入環境整備が求められている。復興支援道路の開通により、クルーズ船での観光エ
5 リアが拡大したこともあり、これまで移動が難しかった東北圏の内陸を対象とした観光振興が期
6 待される。このため、クルーズ船が寄港可能な岸壁の整備や外国人観光客に対応した案内表記の
7 多言語化等といったハード・ソフト両面からの環境整備を推進し、クルーズ船の誘致を積極的
8 に行う。

9 10 **⑤アウトバウンドの推進**

11 アウトバウンドの推進は、日本人の国際感覚の向上や国際相互理解の増進に資するだけでなく、
12 航空ネットワークやインバウンドの更なる拡大に寄与することが期待される。このため、観光の
13 みならずビジネス需要も含めたアウトバウンドの本格的な再開を見据え、イン・アウトを両輪と
14 して双方向の交流拡大を図り、出国日本人数の増加を目指す。

15 16 **⑥観光の振興による雇用の創出**

17 外国人を含む観光誘客の拡大や、全国モデル「道の駅」に選定された「遠野風の丘（岩手県）」
18 のほか重点「道の駅」（東北圏18箇所、計画箇所含む）などを核とした広域観光の促進等の観光
19 振興による雇用拡大を目指す。

20 復興祈念公園の教育旅行などへの活用により、来訪者への学習機会の提供とともに震災の経験
21 と教訓を伝える地元人材の育成を目指す。

22 また、観光産業のDXなどを推進することで、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生
23 産性向上、観光地経営の高度化による「稼げる地域・稼げる産業」の実現を目指す。

24 さらに、テレワークを活用したワーケーションなどにより、高付加価値な商品造成を軸にした
25 ビジネスモデル構築を官民連携で推進する。

1 第8節 東北圏の発展をけん引する日本海・太平洋2面活用による交通ネットワークとグローバル・ 2 ゲートウェイ機能強化プロジェクト

3 東北圏におけるあらゆる利便性や生産性の向上を目指すため、日本海・太平洋の2面活用型国
4 土を形成し、圏域内外の拠点を結ぶ高速交通網を強化するとともに、広域連携の強化に取り組む。
5 また、東北圏の経済を更に発展させ、国際競争力の強化を図る上で、日本海・太平洋2面活用型国
6 土の形成と道路、鉄道、航空等の交通ネットワークを組み合わせ、輸送経路の速達性、選択可能性
7 を向上させる。あわせて、国内外との交流・連携を促進し、物流機能を高度化・効率化させると
8 もに、グローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進する。

10 (1) 圏域全体の交流・連携を支える高速交通網の形成

11 広大な圏土の中で山脈や峠により都市が分散した構造となっている東北圏において、持続可能
12 な圏域を構築していくため、冬期の厳しい気象条件や険しい地形を克服するとともに、圏域内外
13 の主要都市、拠点施設等を短時間で結び、国土の強靱性の確保、地域間の広域連携、産業経済、東
14 北圏民生活等を支援する①格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用を図る。また、日本
15 海・太平洋の2面を最大限有効活用するため、②高速鉄道、③国内航空等といった様々なネット
16 ワークの強化を図ることで、④陸・海・空交通ネットワークを有機的に連結し、東北圏の活性化
17 を図る。

19 ①格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用 20 (広域交通ネットワークの多重性・代替性の確保)

21 東北圏では、「シームレスな拠点連結型国土¹¹⁹」の構築に向け、時間距離の短縮や多重性・代替
22 性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を図る。また、東北圏の主軸とな
23 る4縦貫7横断格子状骨格道路ネットワークの整備によるシームレスネットワークの構築などを
24 通じて日本海側と太平洋側の2面を効果的に活用することにより、災害時のリダンダンシーを確
25 保し、広域的な機能の分散と連結の強化を図る。さらに、暫定2車線区間の4車線化や高規格道路
26 と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化の推進等により災害に強い国土
27 幹線道路ネットワークを構築する。加えて、平時には医療、産業、観光等の暮らしを支え、災害時
28 には救急救命、救援物資の輸送、避難等に資する、地域安全保障のエッセンシャルネットワークと
29 しての道路ネットワークの構築を推進する。

31 (産業の構造転換を見据えた格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)

32 東北圏の豊富で新鮮な食材を圏域内外へ安定供給するため、生産地から消費地を結ぶ、定時性・
33 速達性・安全性の高い道路ネットワークの整備を推進する。さらに、近接する東アジアの経済成長
34 を活かし、環日本海ひいては東北圏全体の国際競争力を高め、東北圏の経済の発展や広域的な地
35 域づくりの推進につなげるため、距離・峠・雪を克服し、圏域の産業活動の動脈となるサービス水

119 第三次国土形成計画（全国計画）で示された国土構造の基本構想。人口や諸機能を国土全体に分散させ、東京一極集中を是正するとともに、人と人、地域と地域が、質の高い交通やデジタルネットワークでシームレスにつながり合う国土構造を構築することで、国土の多様性・包摂性・持続性・強靱性を向上させることを目指す。

1 準の高い格子状骨格道路ネットワークの整備を推進する。

2 国際競争力向上に向けては、サプライチェーンの国内回帰などを支援する社会基盤の整備を推
3 進する必要がある。東北圏においては、日本海・太平洋の2面活用による産業の構造転換を見据え
4 た物流機能の高度化・効率化による産業の国際競争力の強化及び産業の集積を図る。

5 このため、シームレスな高規格道路ネットワークの構築に必要な道路、港湾、空港、鉄道等の物
6 流基盤整備を推進するとともに、その利用を促進することで、グローバル企業や誘致企業等がビ
7 ジネスを効率的に進めるための環境整備を進める。また、圏域内の産業集積地間及び産業集積地
8 と主要な都市、港湾・空港を有機的に結ぶ格子状骨格道路ネットワークやバイパス、環状道路、高
9 速道路等の利用促進のため、インターチェンジ（以下「IC」という。）間隔の短縮を図るスマート
10 ICなどの整備とETC専用化、フリーフロー式ETC¹²⁰の導入を検討するとともに、暫定2車線区間
11 の4車線化を推進する。さらに、圏域外の消費地を結ぶとともに産業の製品輸出による海外展開
12 を支援するための物流拠点整備を促進する。

13 また、近年激甚化・頻発化している自然災害への対策として、高規格道路と代替機能を発揮する
14 直轄国道とのダブルネットワークを構築し、防災道の駅の整備や港湾・空港の物流拠点の強化を
15 図る。

16 17 **（既存ネットワークを含む格子状骨格道路ネットワークの効率的活用）**

18 格子状骨格道路ネットワークなどを効率的に活用し、交通の円滑化、事故削減、経済の活性化、
19 東北圏民生活の利便性向上、環境改善等のため、ICTなどの技術を活かしつつ、今ある道路をより
20 賢く使う取組により、地域の課題を効率的に克服する。

21 また、高規格道路と直接連結するSA/PA等の拠点については、立地希少性を踏まえ、複数機能
22 の集約や上空空間の活用等の土地の高度利用を推進する。太陽光発電などの再エネ創出や半導体
23 関連産業の誘致にも寄与するよう、道路、鉄道、空港等のインフラ空間の積極的な活用を図る。

24 さらに、再エネなどの広域送電需要を踏まえ、広域送電などへの道路ネットワークの活用を促
25 進するとともに、技術創造による道路自体の多機能空間への進化を図る。

26 27 **②高速鉄道ネットワークの形成**

28 東北新幹線、日本海側と首都圏をつなぐ上越新幹線や北陸新幹線、そして2016年3月に開通し
29 た北海道新幹線の新青森・新函館北斗間は、単に首都圏との交流のみならず、その最大輸送力と定
30 時性・信頼性により東北圏と他圏域等との交流を促進し、人々との日常生活や産業・経済・文化活
31 動等の経済波及効果や地球環境対策の面からも大きな効果をもたらしている。さらに、北海道新
32 幹線においては札幌までの延伸が予定されていることから、今後、旅客・貨物輸送のより一層の円
33 滑化が見込まれる。引き続きこれらの高速鉄道の定時性・信頼性を確保することで様々な分野で
34 の交流を推進し、地域経済の活性化を図る。

35 加えて、貨物鉄道は、環境に優しく、効率的な輸送が可能な大量輸送機関であり、カーボンニュー

120 料金所のない出入口に設置されたETC無線通信専用のアンテナにより、車両を停止もしくは速度を落とさなくても料金収受が可能なETCシステム。

1 トラルの実現や2024年問題¹²¹にともなうトラック輸送の受け皿として、一層重要な役割を担うこ
2 とが期待されている。

3 一方、東北圏の日本海側などでは高速鉄道ネットワークなどの整備が遅れている地域もあるこ
4 とから、今後、経済波及効果をより一層増大させるために整備・充実を図る。また、在来線の安全
5 確保を図りつつ高速化を推進する。さらに、デジタル田園都市国家構想の実現や国土強靱化に資
6 するとともに、北海道・東北新幹線をはじめ全国の新幹線ネットワークの安定性向上への効果も
7 期待される幹線鉄道の機能強化を推進する。

9 ③国内航空ネットワークの維持拡大

10 コロナ禍からの回復を見据えて、国内航空の更なる利用促進や、新たな技術を活用した空港施
11 設の高質化が求められている。

12 このため、空港の広報活動の強化、空港利用者サービスの改善、航空需要開拓のためのプロモー
13 ション活動等利用促進活動の充実を図るとともに、小型航空機で近距離を結ぶコミューター航空
14 やLCC（格安航空会社）等の定期便就航のための検討を進める。

16 ④陸・海・空交通ネットワークの有機的な連結による東北圏の活性化

17 陸路における格子状骨格道路ネットワーク整備や東北・山形・秋田・上越新幹線の活用のほか、
18 海路における東北圏に所在する港湾の2軸構造（日本海側港湾と太平洋側港湾）の相互連携、さら
19 に2024年4月に就航した空路における仙台空港～新潟空港路線の政令指定都市間連携軸を基に、
20 陸・海・空の交通ネットワークを活かして、輻輳的にヒトやモノが行き交い、経済が循環し、活性
21 化する東北圏の形成を目指す。

23 （2）日本海・太平洋2面活用による国際競争力強化

24 海外との交流・連携の促進や国際競争力の強化により東北圏全体の活性化を図り、「稼ぐ力」を
25 維持・向上させるため、世界に開かれた①グローバル・ネットワークを構築するとともに、物流需
26 要を的確に見定めつつ、②グローバル・ゲートウェイとしての港湾・空港等の機能を強化する。ま
27 た、国際物流機能や国際的な業務を支援する機能の高度化と③戦略的・効率的な国際物流の実現
28 により、東北圏が国際交流及び連携活動の拠点となる日本海・太平洋2面活用型国土の形成を促
29 進する。

31 ①グローバル・ネットワークの構築

32 （国際海上輸送ネットワークの充実）

33 港湾について、東北圏においては、毎年度、東北国際物流戦略チーム本部会を開催し、港湾の
34 ターミナル機能の高度化を推進するとともに、民の視点や創意工夫を積極的に取り入れた、効率
35 的な物流や港湾運営の実現に向けた取組を推進している。引き続きこうした取組を進め、日本海
36 側と太平洋側と津軽海峡それぞれの強みや個性を活かした国際海上輸送ネットワークを形成する。

121 2024年4月から施行される働き方改革関連法によって、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることで発生する問題のこと。

1 太平洋側港湾においては、京浜港と近接するメリットを活かして、国際コンテナ戦略港湾の京
2 浜港へのフィーダー航路網¹²²を充実させ、北米、欧州等の世界とのつながりを強化し、国内外から
3 の貨物の集約を図る。

4 日本海対岸諸国との間では、東北圏の地理的近接性を活かして、国際コンテナ定期航路などの
5 利用を促進していく。今後、更なる日本海対岸諸国との交流拡大を目指し、日本海横断航路の利用
6 促進やコンテナ、RORO 船¹²³、フェリー等の徹底活用により、あらゆる輸送形態の可能性を含めた
7 航路開設に向けた取組を推進する。

9 (国際航空輸送ネットワークの充実)

10 空港については、観光・ビジネス等の人的交流の促進を図るため、東北圏の各地域が連携し集客
11 力を高め、国際航空ネットワークの利用を推進する。また、定期路線開設を目指した国際チャー
12 ター便の就航を促進するとともに、今後急速な発展が見込まれる LCC の参入促進などにより国際
13 定期航空路線の充実を図る。さらに、国際航空貨物輸送ネットワークの拡大を図るため、地上集配
14 と航空運送を一括で担い輸送時間の短縮サービスを提供する企業の誘致を検討するなど戦略的な
15 施策を行う。

16 (グローバル化を支える国内ネットワークの整備)

17 港湾・空港と物流拠点間や日本海と太平洋のグローバル・ゲートウェイを効率的に結ぶために、
18 格子状骨格道路ネットワークの整備を推進し、シームレスな高規格道路ネットワークを実現する。

20 ②グローバル・ゲートウェイの機能強化

21 (グローバル拠点機能の整備)

22 政令指定都市として、既に一定程度の人口や産業、都市機能等を有する仙台市と新潟市におい
23 ては、近隣市町村と連携を図り、東北圏の発展を支える広域的な国際拠点港湾としての機能の充
24 実・強化を図る。このため、産業、観光、文化等地域の強みも踏まえながら、港湾・空港の機能強
25 化や基盤整備、ビジネスなどにおける国際的な業務を支援する機能の強化等のグローバル拠点機
26 能の整備を図る。東北圏の他の主要地域においても、その特性を踏まえたグローバル拠点として
27 積極的な整備を図る。

28 (港湾・空港の利便性と効率性の向上)

29 東北圏のグローバル・ゲートウェイである港湾・空港については、圏域内外の各地域が広域的に
30 活用することにより、集荷力・集客力を高め、利便性と効率性の向上を図る。

31 港湾においては、コンテナ物流機能の強化に向けて、ダイレクト航路や国際フィーダー航路等
32 により多様な輸送ニーズに対応した物流機能強化に取り組み、国際バルク戦略港湾¹²⁴である小名

122 基幹航路に対して支線の役割を担う航路のネットワークのこと。

123 貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、そのまま運べる船のこと。

124 新興国の経済発展により資源、エネルギー及び食糧の世界的な獲得競争が激化している中、我が国の産業や国民生活に欠かせない物資である鉄鉱石、石炭及び穀物（バルク貨物）の安価かつ安定的な輸送を実現するため、国土交通省が国内有数の国際物流拠点として選定した港湾。

1 浜港などを核とした国際物流ネットワークの強化を図る。

2 また、臨海部に多く立地する金属製錬などの基礎素材型産業や火力発電などのエネルギー産業
3 の物流コスト低減や輸送の効率化を図るため、バルク貨物船¹²⁵の大型化などに対応した国際物流
4 ターミナルの整備や臨海部産業エリアの形成へ向けた取組を推進する。コンテナなどのユニット
5 貨物については、東北国際物流戦略チーム本部会において、物流 2024 年問題も踏まえ、農林水産
6 物・食品の輸出拡大、船舶の大型化等に対応した荷役・輸送機械の高度化、インランドデポ¹²⁶の利
7 活用、モーダルシフト、コンテナのラウンドユース¹²⁷、小口混載サービス等により、輸送効率化と
8 港湾・航空サービスの充実を図るため検討を行い、取組を推進している。これに加えて、各港湾で
9 の船舶の航行安全、洋上風力発電事業への対応のための整備を推進する。

10 さらに、脱炭素社会の構築に向けた取組として、港湾管理者による官民連携の「港湾脱炭素化推
11 進計画」の作成を支援するなど、カーボンニュートラルレポート形成を推進する。

12 加えて、物流の定時性・安全性・信頼性を確保するため、防波堤などの整備と航路・泊地の増深、
13 維持や浚渫土砂などの処分場の整備を図るとともに、港湾へのアクセス機能の向上を図る。さら
14 に、クルーズ需要の増加に対応するため、クルーズ船の寄港を受け入れるための港湾機能の充実
15 を図る。

16 空港においては、今後、国際線旅客数のコロナ禍からの回復が期待されている中、国際化に向け
17 た空港の機能強化による需要拡大及びハード・ソフト両面にわたる空港利用環境の向上が求めら
18 れている。

19 経済のグローバル化の進展に対応し、圏域内の空港における国際輸送を強化するため、LCC の参
20 入促進、アクセス機能の向上、ユニバーサルデザインの推進、航空企業のコスト競争力向上及び空
21 港利用者サービス機能の充実等により、国際化に向けた機能の拡充を図る。

22 また、コロナ禍により減少したインバウンドの回復を見据え、航空機の大型化への対応、空港の
23 発着容量拡大及び国際航空貨物便の就航支援といった国際間の交通ネットワークの充実を図る。
24 さらに、航空需要開拓などにより、利用拡大と航空路線の充実を促進するとともに、長期的な視点
25 から、引き続き、適正な航空会社間の競争による多様な運賃設定での航空機利用が可能となるよ
26 う環境の整備に努める。

27 なお、国管理空港において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営を通じ
28 た空港経営改革を推進することとしている。仙台空港においては、コンセッション方式¹²⁸による民
29 間事業の資金及び経営能力を活用したことで旅客数が増加し、「みちのく観光案内¹²⁹」の設置や旅
30 客サービスへの IT 技術活用等を始め、空港の活性化が図られている。さらに、空路の増便や運航
31 時間の 24 時間化などに関する覚書の締結等といった空港の国際化に向けた機能強化による利便性
32 向上の取組を引き続き推進する。

125 船舶に「ばら（梱包されない）」の状態で積載されるばら積み貨物船のこと。

126 内陸地に設けられた保税上屋（内陸通関拠点）のことで、通常、港や空港で行う業務をここで行うことができ経費の節減、手続きの迅速化が図れる。

127 往路及び復路のいずれかが空となる海上コンテナのトラック輸送において、内陸コンテナターミナルの活用などによりコンテナの往復利用を行うもの。

128 施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。

129 仙台空港に設置されている、東北地域の観光地、交通情報等を幅広く案内し、パンフレットの配布や各種チケットの販売等を行う案内所。

1
2 **(国際的な業務を支援する機能の高度化推進)**

3 東アジアなどとの国際分業や人的交流等緊密な関係を構築するため、主要都市においては、地
4 域の特性に合わせた都市機能の強化による国際化を促進するとともに、仙台市及び新潟市におい
5 て、国際ビジネスのサポート強化と、MICE の誘致に必要な国際的な業務を支援する機能の高度化
6 を推進する。

7 国際協調の下、国際犯罪などを防ぐため、国際航海船舶が利用する岸壁や停泊地等の港湾施設
8 において、国際条約に対応した保安対策の向上・強化を推進する。また、空港・航空サービスの安
9 全の確保を図るため、定時性及び効率性に配慮しながら、搭乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、
10 航空貨物検査等の適切な実施を確保する。

11
12 **③戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の高質化**

13 圏域内企業の物流コスト低減による国際競争力の強化を図るため、圏域内の港湾・空港利用を
14 促進する必要がある。このため、他圏域の港湾・空港を利用する荷主や新たに輸出入を始める荷主
15 に対し、圏域内の港湾・空港利用につながる効果的な利用促進活動を展開する。また、LCL（小口
16 混載）貨物輸送の利用促進に取り組むとともに、圏域内における輸出入貨物の拡大などを図るた
17 め、内陸部の物流拠点として機能するインランドデポの利活用を促進する。

18 特に、国際物流に対応した高規格道路などの道路ネットワークを強化するため、高規格道路な
19 どの IC から港湾・空港への迅速な接続を可能とするアクセス道路などを整備するほか、スマート
20 IC の整備など、道路ネットワークの高質化に向けた取組を推進する。

21 さらに、港湾においては、物流 2024 年問題や農林水産物・食品の輸出拡大への対応、船舶の大
22 型化やモーダルシフトの受け皿となるための輸送需要等に対応したターミナルの機能強化、コン
23 テナのラウンドユース等の輸送効率化と港湾サービスの充実に向けた取組を推進する。空港にお
24 いては、旅客便貨物室（ベリースペース）の活用や貨物専用機（フレーター機）就航による貨物量
25 増加を地域として目指す。

26 加えて、国際競争力のある物流拠点の形成に向けて、原材料の調達から製造・販売までのもの
27 流れを合理化した高度な物流機能（ロジスティクス機能）の充実・強化を目指した取組を推進す
28 る。このほか、産学官が連携した「国際物流戦略チーム」などにおいて、圏域内港湾・空港の利用
29 による、戦略的・効率的な国際物流の実現に向けた検討を進める。

第9節 国内交通・情報通信ネットワーク強化・高度化プロジェクト

貨物輸送の効率化、環境負荷の軽減、情報通信の確保、快適な生活の実現及び観光交流の促進を図るため、高速交通ネットワークと一体となって機能する総合的かつスマートな交通・情報通信ネットワークを形成する。

(1) 生活と産業を支える圏域内外を結ぶネットワークの形成

国内物流機能を維持し、更なる効率化を図るため、①国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送を促進する。また、鉄道路線やバス路線については、航路・港湾機能の充実を推進し、②生活圏域と観光を支えるネットワークの形成を図る。

さらに、③情報通信に関しても、地域の特性に応じた適切な技術を活用し、事業者、行政機関、地域住民等の関係者が連携し、ネットワーク形成を推進する。

①基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進

(既存ネットワークの活用)

2024年度からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制などにより、労働力不足の問題が顕在化する中、将来の国内物流を維持するため、モーダルシフトの受け皿となる内航フェリー・RORO船による輸送効率化が求められている。

このため、内陸部の産業集積地域と沿岸部の交通の円滑化を契機とした、フェリー・RORO船航路の新規寄港に向けた取組を強化する。また、配船や運航管理のAI化などによる内航海運DXの促進や内航海運への需要喚起を図る。

さらに、東北圏は日本海と太平洋に面しているほか、陸奥湾とも面し、北海道と本州の結節点であるとともに、東アジアと北米を結ぶ最短ルートである津軽海峡に接しており、東日本大震災発生時の救援物資の補給・輸送においては、陸奥湾や津軽海峡が活用された。陸奥湾、津軽海峡のこのような地理的特性を活かし、災害に強いサプライチェーン構築の視点も考慮し、圏域内外を結ぶ物流拠点としての機能を強化する。

加えて、国際競争力の強化に向けてDXを活用した物流ネットワークを構築し、高速海上輸送や航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスの取組を推進するほか、内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化を図る。

また、施設管理者、交通事業者等の民間事業者、国、地方公共団体等多様な関係者が連携し、広域的な災害も想定した総合的な交通体系づくりを推進する。

(効率的で環境負荷の小さい貨物輸送の実現)

産業の進出にともなう物流の活発化への対応など、効率的な貨物輸送を実現するため、主要な都市や生産拠点と港湾を体系的に結ぶ道路ネットワークの整備を推進するとともに、貨物鉄道の活用、新たな複合一貫輸送ルートの開設等により陸上輸送と海上輸送がシームレスに結ばれた複合一貫輸送体系を構築する。

また、CO₂の排出量が少ないなど環境の負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可能な内航船の利用を促進するため、内陸の貨物と臨海部企業の貨物を集約し、モーダルシフトに

1 向けて海運転換を図るとともに、官民一体となって圏域内外の企業や関係者に対するポートセー
2 ルス・航路情報の周知などを積極的に実施する。さらに、東北国際物流戦略チーム本部会などによ
3 る港湾のターミナル機能の高度化の検討を進める。

5 (物流基盤の高規格化・高質化推進)

6 フェリーやRORO船等による大量貨物輸送の拠点である港湾については、その機能を十分に発揮
7 できるよう、高規格化・高質化を推進する。具体的には、岸壁や航路・泊地の整備、荷さばき地な
8 どのヤードの拡大、港内の静穏度の向上のための防波堤の整備、船舶の大型化などに対応した港
9 湾整備、情報通信技術や自動技術を活用した次世代高規格ユニットロードターミナルの形成等に
10 取り組む。

11 また、道路については、国際コンテナを積載したトレーラーなどの貨物車交通の円滑化・効率化
12 及び積み荷の安全性と冬期間における定時性の確保のため、幹線道路ネットワークの構築、高規
13 格道路などのICから港湾などへの迅速な接続を可能とするアクセス道路などを整備するととも
14 に、それらの適切な維持管理と除排雪、防雪施設整備を推進する。あわせて、交通結節点における
15 大規模物流拠点や中継輸送拠点の形成促進を重点的に進め、圏域内外の港湾との連携強化を図り、
16 基幹的な国内物流ネットワークの形成を図る。

17 さらに、大規模地震災害直後の緊急支援物資輸送及び復旧期間における物流機能を確保するた
18 め、緊急輸送道路と一体となって機能する耐震強化岸壁の整備や、ロジスティクス機能も踏まえ
19 た産業活動を支える高度なサプライチェーンの構築を推進する。また、特殊車両通行許可申請手
20 続の簡素化に向けたICTを活用した自治体申請システム及び個別協議システムの運用を推進する。

22 ②生活圏域と観光を支えるネットワークの形成

23 (医療を支える格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)

24 医師不足などの深刻な医療問題を抱える東北圏の地域医療体制を充実させるため、患者を医療
25 施設へ搬送するための速達性のある確実な道路ネットワークや救急車退出路等といった命を守る
26 道路の整備を推進する。東北圏は、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多く、救
27 急対応の向上には、地域の医療機関による連携とアクセス整備を行う必要がある。このため、ICT
28 を活用した広域災害救急医療情報等ネットワークや格子状骨格道路ネットワークの整備等を推進
29 する。

30 また、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)や消防防災ヘリコプター等を活用した救急医療
31 体制の構築や救急搬送システムの整備の推進、ヘリポートから救急医療機関へのアクセス道路の
32 整備を図り、大規模災害時や大規模な新興感染症まん延時においても、地域全体で安心できる医
33 療体制の構築を図る。

34 (生活と観光交流を支えるネットワークの形成)

35 日常生活における住民の安全で快適な移動や観光交流の促進を支えるため、生活圏域を支える
36 道路ネットワークの整備や離島航路などの生活の足の安定性確保を推進する。あわせて、新型コ
37 ロナウイルス感染症の影響で大きな打撃を受けた観光産業の回復に向けて、空港アクセスバスな
38

1 どの二次交通対策の取組を進めるとともに、地方航空ネットワークの維持・活性化に向けた整備
2 を推進し、観光交流を促進する。また、マイカーとともに移動できる中・長距離フェリーやクルー
3 ズ船の寄港に対応した港湾機能の充実を推進する。

4 雪国である東北圏は車による移動が多いため、短期間の集中的な大雪時でも、道路ネットワー
5 ク全体としてその機能への影響を最小限とすることを目指す。このため、地域の実情に応じて、高
6 規格道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク
7 化、付加車線や登坂車線の設置等の実施を通じ、雪害対策の観点からも、基幹的な道路ネットワー
8 クの強化を図る。

9 観光者の交通を含む確実な冬期通行を確保するため、計画的・予防的な通行止めや集中除雪等
10 の実施、除雪作業の自動化による効率化、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関と
11 の連携等といった除雪体制の強化を推進するとともに、立ち往生などが懸念される箇所の事前把
12 握や、AI技術を活用した交通障害自動検知システムの導入等を推進する。また、「道の駅」の防災
13 機能の強化、迅速な道路管理と道路情報の収集・提供の高度化等によるハード・ソフト両面からの
14 交通安全対策を推進し、一年を通じて安全・安心な交通ネットワークの形成と公共交通の利便性
15 の確保を図る。

16 さらに、シームレスな交通ネットワークの形成に向けた取組として、高規格道路から生活道路
17 まで道路の階層化による機能分担をより明確にすることで、都市部における交通の円滑化を図る
18 とともに、渋滞ボトルネック対策、バイパスや環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改
19 良、「開かずの踏切」などによる渋滞の解消や踏切事故防止のための連続立体交差化、無電柱化等
20 を推進する。特に高規格道路では、時間的・空間的に偏在する交通需要や渋滞に対して、データ
21 を活用したパフォーマンス・マネジメントにより、高規格道路ネットワーク全体のサービス向上
22 を推進する。

23 24 (安全・安心な交通環境の形成)

25 幹線道路などにおいては、安全性を一層高めつつ高規格道路から生活道路に至る道路ネット
26 ワークを体系的に整備し、生活道路においては、速度抑制や通過交通の進入抑制を図る面的対策
27 などを実施する。道路の適切な機能分化を推進することで、こどもを含めた全ての人が安全かつ
28 安心して利用できる道路空間を創出する。高速道路での逆走事故対策については、2029年までに
29 逆走による重大事故ゼロを目指す。

30 また、人優先の安全・安心な通行空間の整備を目的とした各種交通規制に加え、各移動・交通手
31 段が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。あわせて物理的
32 デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図るゾーン30プラスの導入を推進する。

33 このほか、災害時における踏切の長時間遮断の発生を防止するため、長時間遮断のおそれの
34 ある踏切を指定し、道路管理者及び鉄道事業者による連絡体制の整備や踏切を開放するまでの
35 手順の策定など、管理の方法を定める取組を推進する。

36 37 ③情報通信格差の解消

38 交通、情報、エネルギーのネットワークに関しては、ネットワーク上の流れをICTの活用によ

1 り最大限効率化した新しい時代の「ネットワーク」を形成していくことが必要である。

2 情報通信ネットワークに関しては、強靱なサイバー空間の構築によるサイバーセキュリティの
3 確保を前提に、その高度化を図ることにより、地方における起業や遠隔医療、遠隔教育等様々な可
4 能性をもたらすものであり、都市間距離が長いという東北圏の物理的な距離の隔たりの克服を念
5 頭に置いた整備が必要である。

6 東北圏の超高速ブロードバンドの整備状況を見ると、いわゆる「ラストワンマイル」の区間がつ
7 ながっていないためにいまだ利用できない地域がごく一部存在しており、中小企業における IT 装
8 備率の低さや 5G 基地局の地域格差といった課題が山積している。このため、事業者、行政機関、
9 地域住民等の関係者が連携し、投資効果と地域のニーズや実情を勘案しつつ、光ファイバ網・ケー
10 ブルテレビ網・無線アクセスシステム・衛星等といった、地域の特性に応じた適切な技術を活用し
11 た一体的かつ効率的な情報通信ネットワークの形成を推進する。あわせて、医療、教育、気象、交
12 通、イベント等の生活に密着した様々な場面や、産業振興、地域の活性化、東日本大震災で被災し
13 た地方公共団体が抱える課題解決等に対して ICT を利活用する機会を創り出す。

14 特に条件不利地域における整備などを促進することにより、地方部と都市部の隔たりなくその
15 整備を加速するほか、地域課題解決に資するローカル 5G¹³⁰の普及展開を促進する。また、地域課
16 題の解決を図るための DX の推進、デジタル技術の導入・活用に向けたデジタル人材の確保や住民
17 の IT リテラシー¹³¹の向上等も図る。

18

130 全国的にサービスを提供する携帯事業者とは異なり、主に建物内や敷地内での利活用について個別に免許される 5G (第 5 世代移動通信システム) システム。地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの土地内でスポット的に柔軟に構築できる。

131 パソコンや各種アプリケーションを安全に使用するための知識や、検索した情報から必要な情報を精査・抽出する技能等のこと。

第10節 東北圏の未来を創る次世代人材育成プロジェクト

近年、東北圏においては女性や若者の圏外転出が大きな課題となっており、圏域の持続・発展に向けて次世代を担う人材の確保が急務となっている。産学官連携などを通じ、地域産業の高付加価値化や対話型コミュニケーションによる人材確保・育成を進めるとともに、東北圏の有する豊かな自然・風土や文化を活かしてこどもの学ぶ力を育み、地域の内発的・自発的な発展や、地域の課題を自ら解決するための地域発イノベーションを推進する。

(1) 東北圏の将来を担う次世代の多様な人材の創出

自立した東北圏を創造するため、①地域づくりの実行力を備えた人材を育成するとともに、今後の新たな成長産業形成のため、②地域の産業を支える人材の育成を図る。

また、③医療・福祉、④文化芸術・伝統技能を担う人材の育成や⑤外部人材の育成と活用、⑥インフラ・交通物流を支える担い手不足への対応等により、多様な人材の集積・活用を図り、地域社会の再生・活性化、サービスの向上を目指す。

①地域づくりの実行力を備えた人材の育成

地域社会で発生する問題を解決するために、地域診断、要因分析、行政の施策や地域資源を総合的に活用した対応策の検討・実施を通じて、社会潮流や変化を敏感に感じ取り、地域の思いや願いを一つの形にまとめ上げることができるような地域づくり実践者の育成を促進する。

このため、大学・学術研究機関、中間支援組織¹³²、NPO、産業団体、地方公共団体、国の地方支分部局等と地域社会との協働を通じて地域に密着し、地域づくりのノウハウを有する人材の育成を行う。

②地域の産業を支える次世代かつ多様な人材の育成

地域の産業を支えるために、農業や食関連分野、観光等における東北圏の特徴や優位性を活かすとともに、豊富なポテンシャルを有する再エネなどの分野を、今後の新たな成長産業としてけん引する起業家や東北圏のリーディング産業及び地域産業を担う人材を確保する。このため、将来に向けた教育・育成等の取組を産学官連携により推進する。

また、生産年齢人口の減少が見込まれる中で社会の活力の底上げを図るためには、多様な人材の活躍を更に促進していくことが重要である。「共生社会」を支える次世代かつ多様な人材の確保・育成に向けて、学び直し（リスキリング）の機会の充実や就労ニーズに見合った雇用の確保、専門的な知識・スキルを持った個人の副業・兼業・プロボノ¹³³といった形での地域中小企業・小規模事業者への受入れ等の外部人材活用による人材確保に関する支援を行い、多様な働き方やライフスタイルに対応した、若者や女性、高齢者も働きやすい環境整備を推進する。

132 コミュニティの自立的な活動や地域産業の経営について、組織間のコーディネートや交流及び情報の収集・発信のためのネットワーク化、人材育成等をきめ細やかにサポートする地域に身近にある中間的な支援組織のこと。

133 プロボノとは「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」が語源で、仕事で培ったスキルや経験を活かす社会貢献活動のことを示す。例えば、普段は営業職で働く人がNPOの資金調達のために営業スキルを活かしたり、システムエンジニアとして働く人が活動効率化のためのアプリケーションを作成したりと、近年注目が集まっている社会貢献活動の1つの形となる。

1 さらに、国内外の各種産業界で活躍する高度な技術を有する人材を育成するために、専門教育
2 機関などを設置し、世界との人材交流を促進する。加えて、各分野で退職などをした人材を積極的
3 に採用することで、転職がキャリアアップとなるなど、新しいチャレンジに寛容な社会づくり、イ
4 ノベーションを創出しやすい環境づくりを進める。

5 デジタルの徹底活用の流れを踏まえ、産業人材の中でも特にデジタル人材を始めとした「未来
6 をつくる人材」を育成する事業に取り組む必要がある。東北圏においては、「地方版 IoT 推進ラボ
7 /地域 DX 推進ラボ¹³⁴」が全県で選定されており、産学官連携での人材育成にも取り組んでいる。こ
8 うした経営人材・デジタル人材・グローバル人材等の育成・拡大により、ローカル産業の生産性向
9 上を図り、日本及び世界をけん引するクリエイティブな圏域の実現を目指す。

10 ③地域医療・福祉サービスを担う人材の育成

11 (地域医療を担う人材の育成)

12 地域医療に係る研修内容を充実させるなど教育環境を整備するとともに、医療関係機関、大学、
13 専修学校及び行政が連携し、地域に定住して働ける地元出身の医師や看護師の人材を育成する。

14 (福祉サービスを担う人材の育成)

15 地域住民の中から高齢者などの在宅介護、障害者の地域生活支援、子育て支援等の担い手を育
16 成していくため、業界のネガティブイメージの払しょくに取り組む。また、行政、社会福祉協議
17 会、NPO 等による社会福祉研修や教育を充実させるとともに、退職者の活用や地域において育成さ
18 れた人材を活用するための仕組みの構築を推進する。

19 ④地域の文化芸術、伝統技能を担う人材の育成

20 若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コ
21 ミュニティの弱体化が進んでいる。これにより、世代間や地域間の交流が減少し、地域の文化、伝
22 統の伝承が困難となり消滅の危機に直面している地域が生じている。

23 このことから、地域文化や文化芸術の継承者となり得るこども世代を対象に、学校や企業との
24 連携などにより文化芸術活動に参加し、体験する機会を充実させるほか、高齢者との交流機会を
25 増やし、地域の伝統文化を伝承することなどにより、将来の担い手を育成する。また、東北圏の各
26 地に伝わる鋳物・金属加工、養蚕、染織物、漆器、木工品、竹細工等の伝統産業に着目し、昔なが
27 らの手仕事を継承するとともに、第二次産業の魅力を創出する。

28 さらに、産学官連携の下で、豊かな発想、感性及び情緒等を表現できる人材育成のための教育の
29 促進や文化芸術の人材発掘等を目的とした各種コンクール、世界の文化芸術関係の識者と交流す
30 るイベント等をリアルだけでなくデジタルも活用して開催することにより、東北圏の伝統技能を
31 より多くの人に情報発信する。加えて、伝統技能を継承する人材のみならず、観光 DX に対応でき

134 地域における IoT プロジェクト創出のための取組を「地方版 IoT 推進ラボ」として選定し、地方での取組を通じた IoT ビジネスの創出を経済産業省が支援する制度。地方版 IoT 推進ラボの実績を踏まえ、地域社会全体での DX への取組をさらに加速し、地域の経済発展とウェルビーイングの向上を実現するため、新たに「地域 DX 推進ラボ」を制度化した。

1 　る観光デジタル人材についても育成と集積を推進し、ノウハウの蓄積を促進する。

2 3 ⑤外部人材などの育成・活用と情報発信

4 　地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者や近隣に住む家族等地域に
5 　かかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊や外国人人材等の雇用により、外部人材の活用を
6 　図る。また、オンライン学習などにより、持続可能な地域づくりや被災地域の復興に貢献できる人
7 　材育成にかかわる取組を推進する。

8 　さらに、専門知識を活かして地域の課題に取り組む地域づくり人材などの確保を図る。地域の
9 　課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握し将来を見通すこ
10 　とによって、地域に眠る情報や資源を見つけ出すとともに、それを活用できる人材に結び付ける
11 　ことが必要である。このため、このようなコーディネーター人材の育成を進めることも重要である。

12 　加えて、他圏域等で活躍している東北圏出身者に対して、ふるさと大使への就任を要請するこ
13 　とやデジタルの徹底活用等により、東北圏の情報の積極的な発信に努めるとともに、世界と東北
14 　圏のつながりを強化するため、東北圏にかかわりのある外国人との人的ネットワークの構築や姉
15 　妹都市との交流・連携を促進する。

16 17 ⑥インフラ・交通物流を支える担い手不足への対応

18 （インフラを支える担い手の確保）

19 　建設産業においては、いわゆるダンピング受注¹³⁵によるしわ寄せが技能労働者の賃金低下をも
20 　たらし、若年入職者が大きく減少していることに加え、高齢化が進み、このままでは熟練工から若
21 　手への技能承継がなされずに、将来の建設産業自体の存続が危惧される状況に立ち至っている。
22 　このため、建設業などのインフラメンテナンスに携わる現場の担い手・技能人材の確保に向けて、
23 　引き続き、東北未来「働き方・人づくり改革プロジェクト」や産学官による潜水土などの担い手の
24 　確保・育成に係る連絡調整会議を実施し、中長期的視点に立った総合的な人材の確保・育成に取り
25 　組む。また、人口減少・少子高齢化が顕著な東北圏であるからこそ、計画的なインフラメンテナ
26 　ンスの推進が求められていることから、持続可能な地域社会の形成や、デジタルの活用による担
27 　い手不足の克服のモデル構築を目指す。

28 29 （交通物流における担い手不足への対応）

30 　2024年問題の解決のため、トラックドライバーの働き方改革が急務であり、持続可能な物流を
31 　実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、荷主・物流事業者間等の商慣行の見
32 　直し、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上させる。また、
33 　荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対策を一体的
34 　に進める。その一環として、物流DXなどにより、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物
35 　流効率化を進めるとともに、離島や山間部等におけるラストワンマイル配送などを担うドローン
36 　物流や自動配送ロボットの社会実装を推進する。ドローン物流については、目視外の自動飛行、特

135 請負の額によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結のこと。

- 1 にレベル4飛行¹³⁶による物流などの自動化を目指すとともに、ドローンの安全かつ高速の運用が
- 2 可能となる送配電網などを活用したドローン航路の設定を図るほか、河川上空の活用も促進する。
- 3
- 4

136 現行のレベル1～3飛行に加え、新制度の整備などにより可能になる有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行のこと。

1 第11節 多様な主体との連携・協働と地域コミュニティによる地域活性化プロジェクト

2 地域コミュニティの衰退は地域社会の活力低下に直結するため、人口減少・少子高齢化が加速
3 すると見込まれることから、地域活動への多様な主体の参画や従来の地域コミュニティそのもの
4 のあり方を見直し、新たなかたちでの地域の活性化を図る必要がある。

5 さらに、インフラの整備・運営については、PPP/PFI¹³⁷による民間活力の導入を進め、官民協働
6 による効率化を推進する。

7 (1) 多様な主体の協働による地域運営の実現

8 地域社会の活力低下に歯止めをかけるには、地域の実情に応じ、多様な主体が連携・協働し、①
9 住民主体の地域運営の推進を図ることが重要である。住民主体の地域運営の支援として、②中間
10 支援組織の育成や、多様な主体による地域づくり支援組織③「地域づくりコンソーシアム¹³⁸」によ
11 るサポートの仕組みなどの構築を促進する。

12 加えて、地域運営では、地域の魅力を最大限発揮するために、④地域資源の再認識とそのポテ
13 ンシャルを十分に発揮させる環境づくりを推進する。

14 ①多様な主体の協働と連携による住民主体の地域運営の推進

15 住民主体の地域運営の推進に当たっては、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における学
16 習や対話を通じて、地域社会の多種多様な課題の存在を認識するとともに、自身が地域社会を支
17 え、また地域社会から恩恵を受けているという、地域社会の構成員としての当事者意識を持つこ
18 とが必要である。住民主体の地域運営を効率よく進めるために、地域の課題を見つけ出し、解決策
19 を企画し、実行できる人材を行政、大学などの教育機関、NPOで連携を図り育成する。

20 また、NPOなどの活動を通じて、女性、高齢者、障害者等を含め地域の誰もが地域づくりの担い
21 手として参画することを促進する。

22 なお、地域づくりに参画する様々な主体は、不足する担い手の単なる代替ではないため、お互い
23 の持つ特性を活かす形で協力することが極めて重要である。多様な主体の育成と活躍を目指すた
24 め、医療、福祉、給食、見守り、子育て等の多様な日常生活支援サービス産業の育成、地域の課題
25 を発見し解決するソーシャルビジネスの起業推進、多様な担い手による自由な活動の確保といっ
26 た取組を通じて、自助・共助・互助・公助による取組を今後より一層充実させていく。

27 加えて、地域づくり支援面においても、各地域一律ではなく、地域の熱意や創意工夫による自立
28 的な発展を促すプログラムの充実を図るとともに、行政においては、分野横断的な取組が重要で
29 ある。これらの取組を通じて、多様な主体が地域の実情に合わせて協働の仕組みを選択できるよ
30 うに適切に支援する。また、人口減少社会に対応するだけでなく、コロナ禍により変化した社会を
31 見据えた多様な共助社会の構築への取組検討を進める。

137 公共施設などの建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法を「官民パートナーシップ」といい、通称はPPP (Public Private Partnership)。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) などがある。そのうちPFIは、公共施設などの建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

138 大学・学術研究機関、NPO、経済団体、行政等で構成された多様な主体による地域づくり支援組織のこと。

②中間支援組織の育成

地域運営を推進し、社会的事業主体の活動環境を整備することで、安心して暮らせる環境を維持する。これらの主体を支援するためには中間支援組織の育成が必要である。コミュニティの自主的な活動や地域産業の経営について、組織間のコーディネート、地域と関係人口の交流や情報の収集・発信のためのネットワーク化、人材育成等をきめ細やかにサポートする身近な中間支援組織を外部人材や関係人口も活用しながら産学官で育成する。

また、中間支援組織が持続可能で安定的に活動できる財政的支援の枠組を構築することが重要であり、資金調達手法の仕組みづくりとして、寄附文化の醸成、資金調達手法の多様化や、多様な主体の活動に対する評価の必要性と評価手法の確立に取り組む。

中間支援組織の形態や組織内の活動においては、地域づくりに係るより高度な専門知識や分野横断的な考え方が必要となっている。適切な役割分担と責任の明確化等を図り、中間支援組織による人材育成の組織的实施やノウハウの共有に取り組む。

③地域づくり支援体制の構築

(地域づくりコンソーシアムの創出)

多様な主体による地域づくり支援組織「地域づくりコンソーシアム」を創出し、地域運営をサポートするネットワークの構築を図り、地域づくりにかかわる人材や情報・ノウハウの共有とストック、地域づくりの相談窓口の機能を発揮する。近年東北圏では、地方創生推進交付金を活用した住民主体の地域づくりに向けた事業が実施されるなど圏域内の各地で地域づくりコンソーシアムの構築に向けた取組が進められている。具体的には、地域運営組織形成モデル事業や買い物支援見守りサービス、人材育成等の取組がある。これらの取組では、大学・学術教育機関も地域づくりコンソーシアムに参画し、支援の枠組み・基盤づくりを通じて地域コミュニティの持続的発展に寄与している。

今後も地域の実情に応じ、多様な主体による連携・協働により持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するとともに、共助社会づくりの構築のため、官民協働・地域間連携による地域主体の地域づくりを目指す。また、体制整備及び運営のあり方に関する検討に継続して取り組むほか、これまでの取組や活動事例等を参考にし、住民主体の地域づくりを支援するシステム構築に向けた検討を進める。住民自治組織・市町村レベルの地域づくりを担う多様な主体や中間支援組織と一体となった活動を通じて、これらの組織を東北圏の地域に根付かせる重要な役割を果たし、引き続き、人口減少社会における共助社会づくりの進展を目指す。

(地域づくりを活性化する交流・連携)

地域づくりに対する意識向上を図り誰もが当事者である自覚を持つために、圏域内の地域づくりの担い手や他圏域等の同じような目的を有する組織の間で、意見交換や情報収集を行い、お互いの現地を視察するなど、交流・連携を促進する。また、圏域内外に積極的な情報発信を行い、交流・連携の深化や関係人口の拡大を図ることが重要であるため、地域資源を活かした旅行商品の造成を行う旅行会社などとの連携を促進するとともに、ふるさと納税、クラウドファンディング、地場産品購入、SNS、オンライン交流等のデジタルを徹底活用し、日常的なかかわりを増やす取組

1 を推進する。

2 このほか、東北圏からは世界でも第一線級のアスリートが多数輩出され、各界をリードする存
3 在となっており、岩手県営運動公園スポーツライミング競技場や新潟県村上市スケートパーク
4 といった地域の学びの場の整備・誘致のきっかけがみられるため、こうした東北圏との縁を関係
5 人口の創出の切り口ととらえ、地域の発展、雇用の増加及び人材育成につなげることが重要であ
6 る。

8 ④地域資源の再認識と地域づくり戦略の立案

9 東北圏には、多様な地域資源のポテンシャルを十分に発揮できていない地域があるが、地域へ
10 の愛着や誇りを醸成することで地域資源を再認識することができる。

11 地域資源を活かした人々の創意工夫や実践の積み重ねにより、DMO（観光地域づくり法人）など
12 を中心とした観光産業の振興、地域の生活に密着したコミュニティビジネスの確立、企業立地
13 ともなう新たなビジネスの創出等地域づくり戦略の立案につなげる。また、地域で活躍する農村
14 プロデューサー¹³⁹の養成や映画・テレビ等のロケーション撮影の誘致等の実施により、地域の活性
15 化を推進する。

16 この際、地域住民の主体的参画による地域の底力を結集した組織づくりや、外部からの人材派
17 遣等について、多様な主体が連携して支援を行う。

18 特に、経営、管理、ICT等の分野で仕事を通じて培ったスキルや知識、経験等を有する人材の助
19 言・指導を参考にしながら、コーディネーター役を圏域内外から募るとともに、若者から高齢者ま
20 での幅広い世代の参加を募り、多様な主体が支える仕組みの構築を促進する。

21 行政経営についても多様な主体の発意と協働の取組により、指定管理者制度、PPP/PFI等の民間
22 の資金・技術・ノウハウを活用し、インフラの機能連携や用途変更、統廃合による効率的・効果的
23 なインフラの整備・管理・運営を進める。

25 (2) 地域を支えるコミュニティの活性化

26 地域コミュニティは住民による地域づくりの基礎となるものであり、地域の文化・伝統を継承
27 する役割をもち、地域の個性や住民の地域に対する愛着を醸成するものである。東北圏は、人口減
28 少・少子高齢化の進行などで地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域づくりの基礎
29 となる新たな仕組みや方法を取り入れながら、①コミュニティの活性化を推進する。

31 ①地域づくりの基礎となるコミュニティの活性化

32 (コミュニティの再生)

33 東北圏においては、地域コミュニティ形成に資する方々の交流会開催などにより、情報共有や
34 参加者の交流が図られている。また、被災者支援総合交付金を活用して、各地で様々なコミュニ
35 ティ形成に向けた取組が図られている。

139 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする地域づくり人材のこと。

1 東北圏各地の伝統的な行祭事などは集落あつてこそのものであり、今後も豊かな文化を継承す
2 るため、自治会活動の支援などによりコミュニティの活性化を図る。具体的には、リアルだけでな
3 くデジタルも徹底活用してコミュニティ再生に資するイベントの実施や交流スペースの確保に向
4 けた支援を行い、地域住民同士の交流を促進する。単なる再生だけでなくデジタルを徹底活用し
5 た次世代につなぐ新しいコミュニティの姿を模索するとともに、コミュニティ活動をリード・サ
6 ポートする人材の育成を積極的に推進する。また、これらのかかわり（活動）や祭事、生業、食事
7 等を映像記録として残しつつ、集落の貴重な文化を後世に伝えるデジタルアーカイブの取組を推
8 進する。さらには、定住のみならず、通いや二地域居住等により地域の農業や祭事等の文化を維持
9 する取組を推進する。

10 また、東日本大震災の復興・再生において、NPOなどの民間団体は大きな役割を果たしており、
11 被災地のコミュニティを支える力ともなっていることから、被災地以外の地域においても連携を
12 積極的に行い、コミュニティ活動の充実強化を図る。加えて、NPOなどの民間団体が自由に活動で
13 きる環境を整備する。

14 (ダイバーシティに配慮した安全・安心の確保)

15 高齢者、障害者の見守り活動及び子育て支援はコミュニティの大きな役割であるが、東日本大
16 震災によりコミュニティが喪失した地域では、高齢者、障害者、こども等の心の復興が大きな課題
17 である。

18 地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し、高齢者介護、障害者支援、
19 子育て支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保する
20 ことの重要性について、各種推進員養成研修会や出前講座の実施などにより、地域の誰もが理解
21 を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

22 加えて、外国人住民も安全で安心して暮らせる地域社会にするため、医療、保健、福祉、教育、
23 地域の防災等の情報について、言語や習慣等の違いに配慮した多言語表記や広報等デジタルを徹
24 底活用してサービスの充実に努める。

第12節 人口減少社会に対応した東北圏民総活躍プロジェクト

2024年に人口戦略会議が「消滅可能性自治体」を公表した。東北圏の多くの自治体も消滅可能性自治体に名を連ねる一方で、若者世代の子育てや定住の支援、雇用の確保等に取り組み、定住人口の増大を図ったことで、前回公表時から今回公表時までの間に「消滅可能性自治体」から脱却した自治体もある。

東北圏の人口減少要因の一つとして、女性や若者を中心とする層が給与の高さや職種の多様さ等に魅力を感じ、首都圏へ流出していることが挙げられる。このような状況下で、待遇の改善を始めとした職場環境の整備などを進めることで、一度首都圏などに出た人材が「戻りたい」と思えるようなきっかけをつくるとともに、環流・流入する人材の多様性を寛容に受け入れる地域の意識の醸成が重要である。

このように、高齢者の社会参画の促進も含め東北圏民誰もが活躍できる環境を整備していくとともに、関係人口の活躍を支える「デュアルライフ東北・新潟¹⁴⁰」を実現していく。

(1) 女性、若者、高齢者の活躍を支える環境づくり

①女性の活躍、②若者の地元への環流や定着、③子育て家庭への支援、④高齢者の社会参画等誰もが地域や社会の一員として自己実現に挑戦できるような土壌をつくり、失敗しても再チャレンジできる環境づくりに取り組む。

①女性の活躍

女性の活躍を推進するため、研修などの普及・啓発活動を通じて仕事や性別におけるアンコンシャスバイアス¹⁴¹の解消を図る。また、男女で家事・育児等を分担し、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくる必要がある。このため、家庭、職場及び保育が近接するまちづくりの促進、結婚や出産後も仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入等により女性の就業支援や起業支援を進める。

女性が働きやすい職場環境の整備として、女性の健康に関する理解促進に関する研修、女性の健康に関するオンライン健康相談、テクノロジーを活用した妊娠・出産、不妊治療及び更年期障害と仕事の両立サポート等のフェムテックサービス¹⁴²の普及を促進する。

また、ライフスタイルに応じた働き方を選択できるようなフレックスタイム制の導入、場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及促進等を図る。

②若者の地元への環流や定着

進学や就職を機に、東北圏から東京への転出者がそのまま東京に留まり回帰しない状態を解消

140 デュアルライフ（二拠点生活）とは、2つの地域に拠点を持ち、生活すること。例えば、平日は首都圏で暮らして働き、週末は東北でリラックスするなど。東北経済連合会では、首都圏と東北・新潟の二地域での多様な暮らし方・働き方を実現する「デュアルライフ東北・新潟」の取組を進めている。

141 自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」を指し、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

142 Femtechは、FemaleとTechnologyをかけた造語で、女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスなどを指す。

1 し、東北圏への人の流れの創出により、東京一極集中の是正を図る必要がある。

2 雇用のミスマッチなどを原因とした若者の流出防止や都市部などからの東北圏への回帰、流入
3 及び定着に向け、地域企業の魅力向上を図る。あわせて、首都圏の企業が地方拠点を新設すること
4 で地域の給与水準の向上や職種の多様化が期待されるため、誘致を推進する。また、UIJターン¹⁴³
5 を希望する首都圏の学生などを対象とした合同企業説明会の開催や、首都圏の大学などとの就職
6 支援協定の締結、圏域内で就職した学生に対する移住促進や奨学金返還支援等を通じて、都市部
7 大学から地方企業への就職を促進し、地元での雇用確保と定住促進を図る。また、学校と地域が連
8 携・協働し地域の人材につながるキャリア教育や地元企業と連携したインターンシップ、地元自
9 治会における学生の積極参加等を推進する。加えて、転勤などで過去に居住経験のある者の移住
10 支援や孫ターン¹⁴⁴の促進により、当該地域とゆかりのある人材の流入を図る。

11 また、人材回帰のためには、転出者と地元とのつながりを継続することが重要であるため、地域
12 出身者を集めた交流会などの取組を推進する。

13 さらに、リスクをおそれず起業に挑戦する若者などへの支援を行うとともに、一度起業に失敗
14 しても、再チャレンジできる環境を整備する。

16 ③子育て家庭への支援

17 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応して総合的相談支援を提供するワンストップ
18 拠点の整備やデジタル化を進め、専門職などが必要なサービスをコーディネートして妊産婦など
19 に対し切れ目のない支援を実施する。また、地域において子育て家庭の交流などを促進する子育
20 て支援拠点の設置を推進し、相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う。

21 さらに、地域社会全体で子育てを支える仕組みを構築し、良好な保育環境を確保するため、多様
22 なニーズに対応する保育サービスを促進する。加えて、既存のサービスや施設などに設置されて
23 いる子育て応援機能を強化する。

24 これらの取組とあわせて、職場環境の改善、整備や育児などで一旦離職した者への再就職・再就
25 業支援の取組を推進する。

27 ④高齢者の社会参画

28 働き続けることを希望する高齢者に対しては継続雇用制度や定年の引上げ等により就業促進を
29 図り、企業退職者などの元気な高齢者に対しては地域活動などの社会参画を促進する。これによ
30 り、高齢者が希望を叶え、先達としてのノウハウを若い世代へ還元することなどで社会に貢献で
31 きる「生涯現役」の「高齢者参画社会」の実現を目指す。

32 また、若い世代にとって、歴史・文化に精通した高齢者から話を聞く社会学習などは、多世代間
33 のつながりや地域独自の魅力を再認識し、地域への愛着や誇りを育む機会となる。このような多
34 世代間のつながりの重要性を考える機会を多数創出し、こどもから高齢者まで、多様な世代が豊
35 かで安心して暮らすことのできる地域を目指す。

143 Uターン：地方から都市部へ移住したものが再び地方の生まれ故郷に戻ることに。Iターン：出身地とは別の地方に移住すること。Jターン：地方から都市部へ移住し就職した後、故郷のほど近いところに戻ることに。

144 祖父母の住む地域に移住する孫世代のUターンのこと。

（２）関係人口の活躍を支える「デュアルライフ東北・新潟」の実現

全国的にみても特に深刻な人口減少の加速化や少子高齢化等の問題を抱えるこの状況を、ピンチではなくチャンスととらえ、今こそ東北圏が全国に先駆けて「地方分散のトップランナー」となるべく、①副業・兼業・プロボノ等による多様な人材を受け入れる。また、官民が連携し②二地域居住等を推進するとともに、③新たな暮らし方、働き方を推進するための多様な働く場を創出する。

このように、性別や年齢に関係なく、二地域居住等を実践する人も含め東北圏にかかわる誰もが活躍できる「デュアルライフ東北・新潟」を実現する。

①副業・兼業・プロボノ等による首都圏などの多様な人材の受入れ

労働力不足の深刻化が懸念される地域企業において、雇用のミスマッチを解消し、多様な人材を確保し、企業価値の向上につなげていくことが重要である。このため、リモートワークと副業・兼業・プロボノ等を組み合わせることにより、東北圏と首都圏等の二拠点に暮らし・働き場や機会を持ち、双方の機能や魅力を楽しむ、満喫するような暮らし方や働き方を可能とする取組を推進する。

②住まいやコミュニティの確保による二地域居住等の受入

多様なライフスタイルを可能とする首都圏と東北圏または東北圏内における都市部と地方部、あるいは地方部と地方部の二地域居住等を促進し、地方への人の流れを創出・拡大することにより、人口減少が進む地域の活性化を促進することが必要である。そのために、誰もが二地域居住等をどこでも実施できるよう、官民が連携し、空き家や公的賃貸住宅を活用した住まいの確保など二地域居住等を支える環境整備を推進する。

また、保育や教育といった子育て環境や地域交流施設の整備などを通じた地域コミュニティの活性化等により、二地域居住者を支える環境整備を実施する。

これらの取組は、地域おこし協力隊の積極的な活用を始め、あらゆる関係者を巻き込み、理解醸成を図りながら進めることとする。あわせて、取組事例などを圏域内外へ広く情報発信し、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図る。

③新たな暮らし方・働き方のための多様な働く場の創出

コロナ禍を経験してデジタル技術を活用した場所に縛られない新しい働き方が急速に浸透し、二地域居住等への関心が高まっている。東北圏は首都圏と隣接し、高速交通ネットワークも整備され、また豊かな自然や多様な文化等の地域資源を有しており、二地域居住先などとしての条件を十分備えている。

二地域居住等の実践地に選ばれる圏域になるためには、多様な働く場の創出とあらゆる属性の人が働きやすく能力を発揮できる企業や環境の形成、地域の意識の醸成等が重要である。ICT産業を始めとした世界最先端の国際科学技術産業の集積による産業の振興により雇用の創出を図るほか、伝統工芸、ものづくり、「半農半X」等各地域の特性を活かした雇用の促進やテレワーク・ワー

- 1 ケーション等場所に縛られない新たな暮らし方・働き方を推進する。

1 第13節 誰もが恩恵を享受できる東北圏版地域生活圏形成プロジェクト

2 全国に先駆けて急速に進む人口減少・少子高齢化による地域の活力低下や財政制約等により、
3 地域社会の存続に大きな影響が生じている。このような状況の中で、様々なリスクを乗り越え、持
4 続可能な社会を実現するために、市町村界にとらわれず、医療・交通等の都市的機能の提供を可能
5 とする人口規模を目安に、デジタルを徹底活用しながら、あらゆる世代が暮らしに必要なサービ
6 スを享受できる地域生活圏の形成が必要である。

7 これを踏まえて、東北圏では、全ての広域連携プロジェクトを包含するかたちで、あらゆる世代
8 がデジタルの恩恵を享受できる仕組みづくりや、適疎ならでは人の深いつながりを活かした分
9 野や官民の垣根を越えた連携に取り組み、生活者目線に寄り添いながら、それぞれの地域内で自
10 立して日常生活に必要な機能を確保できる東北圏版地域生活圏を形成する。

11 (1) 地域が互いに支え合う広域連携の枠組みの構築

12 人口減少・少子高齢化の進行にともない生活サービスの質が低下することを回避するため、①
13 コンパクトでシームレスなまちづくりを推進しつつ、②広域的な都市間連携の構築を図り、官民
14 連携による協力体制やデジタルという新たな手法を通じて、暮らしに不可欠な生活サービスの維
15 持・確保を目指す。

16 ①コンパクト+ネットワーク¹⁴⁵を深化・発展させたシームレスな東北圏の形成

17 東北圏は全国と比較して都市間距離が長く、低密度に拡散した人口分布となっており、人口減
18 少と相まって生活サービスの利便性を低下させるおそれがある。中小規模の都市や農山漁村が将
19 来にわたり快適な生活環境を確保していくためには、それぞれの地域において価値や魅力を高め
20 ながら、都市機能が集積する中心都市との連携を強化するとともに、都市の周辺に広がる農山漁
21 村との有機的な共生と、中小規模の都市間相互にそれぞれの都市機能を補完・分担することによ
22 り、効率的・効果的なサービスの提供を図ることが必要である。

23 都市部においては、コンパクトな市街地を形成しつつ、近隣市町村間との連携の視点も重視し
24 た「東北発コンパクトシティ¹⁴⁶」の取組を推進するほか、従来の交通・行政・医療システム等によ
25 り、行政区分がデジタルなどを介して横断的につながり、リアルと融合しながらまとまりのある
26 生活圏を形成する。

27 また、農山漁村地域においては、買い物・医療等の生活機能を集約した「小さな拠点」を核に、
28 生活に身近な基礎的生活エリアとして、複数の集落からなる集落生活圏を形成する。さらに、都市
29 部も含む地域生活圏とつながりながら、必要な生活サービス機能の維持・確保を図るとともに、豊
30 31

145 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

146 東北圏の多くの都市において、今後は、1つの都市で都市機能を充足させることは困難であり、都市間の機能の補完・分担を図りつつ、それを前提としたコンパクトな都市を形成することが求められている。また、東北圏には、市街地の周囲を農地に囲まれた都市が多く、都市の形成に当たっても農山漁村との有機的な連携の視点が必要不可欠となっている。これらのことから、都市間における機能の補完・分担を前提とし、また農山漁村との連携の視点を重視しながら各都市がコンパクトで活力ある都市を形成する東北圏の都市づくりを「東北発コンパクトシティ」と称し、平成20年から各取組を推進している。

かな自然を都市部に提供する互惠関係を構築する。RMO¹⁴⁷（地域運営組織）は「小さな拠点」の持つ機能を効率的・効果的に運用しながら地域課題の解決に向けた取組を展開する。

さらに、従来の単独自治体によるフルセット主義や隣接自治体同士での定住圏にとらわれず、東北圏の実情に応じた中心都市を拠点とする新たな規模の地域生活圏を形成する。この地域生活圏は、市町村界を越える広域レベルのものから、中山間地域における小さな拠点を核とした小規模のものまで、様々な規模での取組を重層的に包含するものであり、厳密な人口集積の条件設定はせず、あくまで生活・経済の実態に応じて、各種生活サービスの提供に必要な範囲を検討・設定を進める。

都市部と農山漁村地域をデジタル・交通ネットワークでつなぎ、各自治体の都市機能や集積規模等に応じて、取組、活動、サービスや自然文化等を相互に補完する。これにより、どこに住んでも情報が行き届き、また圏域内外から国外まで自由に移動することができるシームレスな地域生活圏を形成する。

シームレスなネットワークや利便性の向上は移住・二地域居住等の促進にも寄与するため、各地域生活圏内の基盤整備を推進する。

②広域的な都市間連携のための枠組み構築

都市間距離が長い東北圏においては、東北の主軸となる4縦貫7横断の高規格道路からなる格子状骨格道路ネットワークの整備などによるシームレスな拠点連結型国土の骨格を支える国内幹線交通体系の高質化を通じて、リアル空間において質の高い交通を確保する必要がある。また、デジタルのネットワーク強化やデジタルを活用したサービスの実装の拡充・補完を通じて、圏土全体におけるシームレスな連結を強化し、広域的な都市間連携を図る必要がある。

このため、既存の広域的枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏とも連携しながら、広域交通ネットワークの形成と交通結節点の機能強化を図る。また、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置付け、早期形成を目指す。さらに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、都市計画や行政手続き、生活の質の向上に寄与する様々な分野の各種デジタル化の推進を図り、シームレスな東北圏を形成する。

（2）地域生活圏を支える持続的なモビリティ社会の実現

地域の足である公共交通について、事業者の経営状況を注視しつつ人口減少下においても持続可能な①地域公共交通の「リ・デザイン」の取組や②新たな移動サービスの実現等により地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現を図る。

①地域公共交通のリ・デザインによる持続可能性の向上

買い物や通院等日々の生活に必要な不可欠な活動を充足させる地域生活圏における移動手段を確保するため、地域公共交通に係る事業者の経営状況を注視しつつ、法制度や予算・税制措置等のあ

147 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

1 らゆる政策ツールを活用しながら、交通 DX・GX の推進や、教育・医療・福祉・介護・エネルギー
2 等を含む地域の関係者の連携・協働（共創）を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公
3 共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）の取組を進める。

4 公共交通の各地での運行に当たっては、市街地では人口集積のメリットを活かし、既存鉄道の
5 積極活用のほか、バス路線の再編検討、LRT¹⁴⁸・BRT¹⁴⁹等の導入により、大量輸送による効率的な運
6 用に取り組む。また、面的に人口が広がる郊外部におけるデマンド型運行¹⁵⁰や MaaS の実装、人口
7 の少ない農村部における自家用有償旅客運送¹⁵¹や自動運転の導入等といった、それぞれの地域の
8 実情に即した公共交通を導入することで、効率的な運行を推進する。特に、人口減少の進行が著し
9 い東北圏であるからこそ自動運転などの交通 DX を積極的に推進し、人口減少下においても持続可
10 能な地域づくりに率先して取り組む。さらに、地域公共交通の GX 対応車両への転換などの GX の
11 取組を行うことは、豊かな自然を擁する東北圏において環境負荷の低減の効果が大きいことが期
12 待され、カーボンニュートラルの実現にも寄与することから、より一層取組を推進する。

14 ②新たな移動サービスの実現

15 広大な圏土を誇る東北圏において豊かな暮らしを実現するためには、移動・配送の自動化の推
16 進が重要である。これまで東北圏において実施してきた中山間地域における道の駅などを拠点と
17 した自動運転サービスや BRT 専用区間におけるバスの自動運転サービス、高速道路や港湾におけ
18 るトラックの自動運転サービスの実証実験、導入等を踏まえ、自動運転技術の導入を加速化する。
19 さらに、ヒトやモノの円滑な移動・配送の確保に向けてデジタル技術を活用した新たなモビリティ
20 サービスの実用化を図るため、レベル 4¹⁵²での自動運転サービスの実装と高速道路 SA/PA 等にお
21 ける自動運転車両の拠点施設の整備を加速するとともに、路車協調システムによる情報提供等
22 を通じ、道路と車両が高度に協調することによって、自動運転の早期実現・社会実装を目指す。

23 また、東北圏に集積が加速しているロボット関連産業の技術を導入しながら持続可能な物流を
24 実現すべく、物流 DX などにより、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物流効率化を進め
25 る。さらに、ラストワンマイル配送などを担うドローン物流や自動配送ロボットの社会実装を推
26 進するとともに、走行空間や拠点等の整備、バリアフリー情報や地図情報等のデータ収集・利活用
27 を通じて、多様なモビリティと共存した走行環境の構築に向けた取組を官民連携により推進し、
28 地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現を図る。また、移動手手段の提供が十分でない地域な

148 Light Rail Transit の略。低床式車両（LRV）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性・定時性・速達性・快
適性等の面で優れた特徴を有する軌道系交通システム。

149 Bus Rapid Transit（バス高速輸送システム）の略。走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、
速達性、定時性及び輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど
利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。

150 予約型の運行形態の輸送サービスを指し、福祉輸送（要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用するこ
とが困難な移動制約者を対象に、必要な介助などと連続して、または一体として行われる個別的な輸送サービス）や特
定施設の送迎サービス等は含まない交通サービスの運行形態。

151 市町村、特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が有償で行う、地域住民、観光旅客及びその他の当該地
域を来訪する者等の運送。

152 限定領域で運転者を必要としない自動運転移動サービスの運行を認められた自動運転車を指す。特定条件下に限り、
すべての運転タスクは自動運転システムが実行し、運転者は運転タスクから完全に解放されることとなる。なお、車
両が特定条件から外れたり、システム故障または機能限界に陥った場合は、自動運転システムが安全な場所に車両を
移動して停止する。

1 どにおいては、日本版ライドシェア¹⁵³など多様な交通手段のあり方について、柔軟に検討する。

3 (3)「東北圏まるごとデジタル」で誰もが安心・便利な暮らし方・働き方の実現

4 コロナ禍で新たな暮らし方・働き方が広がり、デジタル社会の浸透が急激に進展している。デジ
5 タル社会はテレワーク、遠隔医療、電子図書館の運用等により、場所を問わない仮想の生活圏を形
6 成し、コンパクトシティ化と合わせて、新たな公共サービス効率化を担っている。

7 一方で、東北圏はデジタル社会の効用を発揮していく上での環境整備が十分とは言えない状況
8 にあることから、まずは①デジタル基盤の整備を図る。また、DXの推進により②デジタルを活用
9 したまちづくりによる賑わい創出や、③医療と福祉サービスの更なる充実、④暮らしと仕事を支
10 える「デジ活」中山間地域の実現により地域活性化を図る。これらを踏まえ、場所に縛られない新
11 たな暮らし方・働き方に向け、⑤移住・二地域居住等を推進するとともに、⑥地理的・気候的特性
12 による条件不利地域への支援にも取り組み、東北圏の安心・便利で豊かな暮らしの実現を図る。

14 ①デジタル基盤の整備・活用

15 コロナ禍を経てテレワークを始めとするデジタルを活用した暮らし方・働き方が浸透した中、
16 東北圏のデジタル化が遅れている原因として、人材不足や知識不足が指摘されているほか、IT環
17 境の低さや5G基地局の地域格差等が挙げられる。このため、国内企業のデジタル人材を全面的に
18 活用・育成した上で、デジタルに精通した高度な外部人材も活用しながら、地域で実施可能なレベ
19 ルのデジタル人材育成とデジタル化を試みるのが重要である。また、デジタル技術をリアルの
20 地域空間の中で実装するための光ファイバ・5G等のデジタルインフラ及びデータ連携基盤の整備
21 も不可欠である。こうした観点から、各企業・各産業では、自動運転やドローン、自動配送ロボッ
22 トによる物流等の実用化に不可欠なセンサー、乗換え・積替え拠点等のデジタルライフラインの
23 整備などを進める。

24 さらに、地方公共団体が率先してデジタル化に取り組み、基幹業務などのシステムの統一・標準
25 化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及及び利用の促進、AI・RPA¹⁵⁴の利用推進
26 及び情報セキュリティ対策を徹底する。また、「窓口DXaaS¹⁵⁵」のガバメントクラウド上の提供な
27 どによる「書かないワンストップ窓口」¹⁵⁶の横展開の促進やフロントヤードとバックヤードの一体
28 的な改革等の「デジタル・ガバメント¹⁵⁷」を推進し、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進
29 めていく。

153 地域交通の担い手及び移動の足の不足解消のため、タクシー事業者の管理の下で、自家用車及び一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする、2024年3月に創設された自家用車活用事業。タクシー配車アプリデータなどを活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車及び一般ドライバーを活用して不足分を供給する。

154 Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化。

155 自治体窓口DXを推進しやすくするための機能をサービスとしてのソフトウェア、すなわちSaaS (Software as a Service) として提供することで、地方自治体における「書かないワンストップ窓口」の実現を支援するもの。

156 デジタルに不慣れな方などが地方自治体の窓口に来た際も、デジタル技術を活用することで、職員の負担を軽減しつつ、住民サービスの向上及びマイナンバーカードのメリットを享受できる取組。

157 デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。

②都市・まちづくりのDXの推進

人口減少・少子高齢化が進行する東北圏においては、空き地・空き店舗の増加により、いわゆるシャッター商店街に代表されるような中心市街地の空洞化など、地域の構造的な変容や活力低下が懸念されている。若者、女性、高齢者も含めた誰もが生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、公共施設の統廃合、再配置等を効果的に推進するとともに、地域経営の視点から地域の価値を高めるために、官民の不動産を有効に活用する取組が重要である。

多様な暮らしを支える人中心のまちづくりを実現するため、3D都市モデルを生成してまちを可視化・オープンデータ化する「PLATEAU」のデジタル技術を活用しつつ、空き地・空き店舗や官民の不動産情報等を集約したデータの見える化、都市空間再編のシミュレーション等建築・都市のDXにより、多世代が交流するまちづくりを推進する。

また、集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメントを通じて、滞在性・回遊性を高めることで多世代が交流するコミュニティ空間を形成し、まちなかの賑わいを創出する。さらに、人中心の都市・街路空間への再構築や「歩行者利便増進道路（ほこみち）¹⁵⁸制度」の普及により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するとともに、大都市、大学等との連携や多様なモビリティとの連携等によりMaaSや自動運転にも対応した未来空間のイノベーション創出の取組を推進する。

加えて、地方都市の環状道路などでは、高規格道路整備と併せ、地域との協働や経済的手法を含めた交通行動の変更を促すTDMの推進や、道路データプラットフォームの構築等を推進する道路システムのDX「xROAD」の取組、歩道、自転車道、バス専用レーン、賑わいのための空間等のほか、車線削減を含めた道路空間の再配分等により、中心市街地などの渋滞ピークの平準化及び事故の削減も目指す。

③医療と福祉サービスの更なる充実

（医師確保対策の推進と地域医療の再編による医療提供体制の構築）

国、大学及び県が連携し、東北圏における必要な医師数の確保に努めるとともに、医師の地域医療機関への定着に向けた取組を推進する。

特に、医療サービスの平準化のため、医師の派遣や医師の確保対策、医師の再雇用、女性医師に対する業務負担の軽減、タスク・シフト/シェアや復帰支援等を推進する。

その上で、医療サービスの水準を確保することが喫緊の課題であり、国、地方公共団体、大学及び医療機関において、今後の地域医療の再編を早急に検討していく必要がある。

医師不足が顕著な小児科及び精神科、がん医療や緩和ケア対策等については、拠点病院の強化や開業医の救急外来への参加、助産師の活用等を図る。

（遠隔医療などの新たな技術の展開）

158 「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路として指定されるもの。当該指定によって、歩行増進に資する施設の占用や、占用希望者からの提案を受け入れること等が可能となる。「ほこみち」は歩行者利便増進道路の通称。

1 東北圏は全国と比較して高齢化率が高く、今後ますます進行することが予測されており、高齢
2 者の経験を活かすためにも、高齢者の社会参画、きめ細かな生活支援、生活習慣病予防や食育の啓
3 発等を通じて、高齢者が長く健康に暮らすことを可能にする取組を進める。また、若者、女性、高
4 齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそれにとまなう各県
5 における地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想の取組を支援しつつ、ICT、ロボット
6 及び遠隔診療（オンライン診療）の普及を含めた質の高い医療の効率的な提供体制を確保し、対面
7 と遠隔のベストミックスによる効率的で質の高い地域医療の実現を図るとともに、遠隔医療など
8 を積極的に活用して離島・半島・中山間地域等の条件不利地域における医療サービスの向上を図
9 る。

11 （少子高齢化などに対応した福祉サービスの充実）

12 要介護者などが住み慣れた地域で生活できるよう、在宅における介護サービスの質と量を確保
13 するとともに、NPO などの多様な供給主体による介護支援など在宅介護体制の充実を図り、また、
14 老人福祉施設の適切な配置と施設間の連携を推進する。ひとり暮らしの高齢者などが安心して暮
15 らせるように、高齢者向け住宅の整備を図るとともに、ICT の活用による生活支援を推進する。さ
16 らに、担い手不足への対応としては、生活援助員による日常の生活相談、安否確認、緊急時におけ
17 る連絡等生活支援サービスの活用を推進するとともに、医療機関などを交え、地域住民や町内会、
18 商店会、NPO 等の地域の多様な主体の協働による見守りなどの取組を推進する。また、地域で安心
19 して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域
20 包括ケアシステム」の深化・推進を図る。その際、公的不動産や空き家の活用も進める。これらの
21 取組は、都市政策、住宅政策、交通政策と医療・福祉・介護政策が連携して総合的に行う。加えて、
22 まちづくりにおいては、住宅確保要配慮者¹⁵⁹に対する居住支援、医療・福祉・介護・健康、コミュ
23 ニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる
24 「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現を図り、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に導
25 入する。

27 ④暮らしと仕事を支える「デジ活」中山間地域の実現

28 農山漁村などの基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、様々な産業分野及び人材
29 と連携しながら、地域資源とデジタル技術を活用して社会課題解決に取り組む「デジ活」中山間地
30 域の取組を推進する。例として、農業分野においてはリモートセンシング技術¹⁶⁰などを活用した農
31 産物の安定生産によるブランド化、医療・福祉・介護の分野においては精神状態のセルフチェック
32 システムの導入などによる健康の見える化が挙げられる。このほか、教育、物流、交通等の多岐に
33 わたる分野で「デジ活」中山間地域の登録による地域づくりが進んでいるため、取組を継続・拡大
34 することで地域の活性化を図る。これにより、急速に進む人口減少下においても生活と就労が可
35 能な環境を形成する。

159 低額所得者、被災者、高齢者、障害者及び子育て世帯のこと。

160 光や電波を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を瞬時に把握する機器やシステム。

⑤デジタルを活用した移住・二地域居住等の推進による人の流れの創出

コロナ禍によるテレワークの普及は地方への人の流れの創出・拡大につながり、また、近年、若者世代を含め、地方への移住希望者の数は増加しており、新たな地方・田園への回帰につながる意識の変化がみられる。

東北圏の魅力である広大な圏土に広がる豊かな自然と美しい農村風景を活かしつつ、地方創生テレワークを推進する。また、テレワークの拠点となる宿泊施設の通信環境やワークスペースの整備、空き家や所有者不明土地を活用したサテライトオフィスの導入・設置により、移住者が安心して生活できる環境づくりに取り組み、東北圏への人の流れの創出・拡大を図る。なお、誘致に当たっては移住後の生活の様子をイメージできるような情報の発信に取り組み、SNS や動画等のデジタルツールを活用したプロモーションを推進する。

加えて、東北圏を第2のふるさととして四季を楽しみ、夏山冬里の交流を深める関係人口を拡大させるため、いわゆる「よしみ」という名の自治体間の友好都市などのつながりを活かし、人の往来を活発化させる。

さらに、圏域内の交流を深めるとともに、これらのきっかけとなる地域の関係人口の拡大や外部人材の活用を目指す。

⑥地理的・気候的特性による条件不利地域への支援

東北圏は、宮城県の牡鹿諸島・浦戸諸島、山形県の飛島、新潟県の粟島・佐渡島の離島地域と、津軽・下北・男鹿・牡鹿の半島地域を有している。また、過疎化の進行が著しい上に、東北圏の面積の約86%が豪雪地帯の指定を受けているなど、地理的、気候的な特性から、経済的・社会的に不利な条件に置かれており、災害時には、交通や情報の途絶も懸念される。

一方で、これらの地域は生物多様性・自然環境・国土の保全等の上で重要な役割を果たしているほか、地域特有の個性や魅力、伝統文化を有し、観光資源ともなっている。特に離島地域は排他的経済水域を含み、国土の保全・管理上の重要な拠点でもある。

このため、都市との交流や連携、グリーン・ツーリズム等をきっかけとした地域の活性化、航路の維持等といった地域の維持・再生に向けた取組を推進する。具体的には、生物多様性の保全に配慮した農林水産業の生産基盤、集落排水施設等の生活基盤、道路、港湾等の交通・情報通信基盤、国土保全施設、医療・福祉・教育体制等の整備及び維持を図る。

(4) 東北圏の荒廃を防ぐ持続可能な地域の実現

人口減少・少子高齢化の加速などを背景に、低未利用地、空き地・空き家の増加などの国土の管理水準の悪化や非効率な土地利用の増大が従来以上に懸念されており、加えて気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化も懸念されている。これらの地域課題の解決に向けて、①持続可能な圏土の利用・管理の推進、②防災DXの推進を図り、多様な主体の参画による③官民パートナーシップを形成し、地方の暮らしの一層の魅力向上を図る。

①持続可能な圏土の利用・管理のための市町村・地域の管理構想の策定

(圏土に関する情報の開示・共有と優先管理する土地の明確化)

1 広大な圏土を持つ一方で、人口減少が激しい東北圏において、今後誰がどのように圏土の利用・
2 管理を行うのが喫緊の課題となっている。手入れが不十分な森林、田畑や農地の荒廃、顕在化する
3 空き家・空き地等が、担い手不足や費用対効果等を原因にますます放置されるという負のスパ
4 イラルに直面している。この課題に対し、圏土に関する情報、とりわけ各自自治体における国土利用
5 情報、都市計画、森林計画、農業振興計画、環境保全計画等のあらゆる土地に関する情報について
6 開示し、地域住民と情報を共有することが必要である。

7 さらに、現状、国土形成計画と対になる国土利用計画においても、東北圏では市町村国土利用計
8 画の策定率が 28%¹⁶¹と低く、自らの土地の利用という側面に対しても関心が低い。圏土を管理す
9 る人口が減少していく東北圏の実情をかんがみつつ、地域の目指すべき将来像を見据え、優先管
10 理する土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入等により管理方法の転換を図る。具
11 体的には、優良農地の集約や高度化のほか、白神山地などに代表される貴重な自然環境の保全と
12 観光促進、近傍都市圏との交流促進等といった複合的効果をもたらす施策なども交えながら国土
13 利用計画を策定し、持続可能な国土管理を進めていく。

14 15 (より一歩踏み込んだ市町村・地域管理構想への深化)

16 適正な国土利用・管理の推進に当たっては、より詳細な情報となる、人口、高齢化率、農地の耕
17 作者、森林関連情報、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報等の分野
18 横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討する必要がある。その結果、土地の利用価値を
19 高める管理方法などの転換のほか、無住化する可能性も考慮に入れた取組も含め、具体の時間軸
20 も交えながら地域自ら話し合い、目指すべき将来像と土地の利用や管理のあり方を示した「地域
21 管理構想」を策定していく。

22 地域管理構想の策定及び実現に当たっては、行政機関のみならず、住民や地域団体のほか、地域
23 の実情に応じて、農村 RMO（農村型地域運営組織）、地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口、
24 外部人材、大学・研究機関、民間企業等の多様な主体が参画するとともに、国土の状況把握・見え
25 る化（電子国土基本図、国土数値情報等の国土の基本的な情報の GIS データ化、オープン化等）、
26 まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発・実装等の国土利用・管理 DX も推進す
27 る。

28 地域管理構想が将来のあり方を示す共通の道標として活用されるべく、顕在化し課題となっ
29 ている低未利用土地や空き地・空き家等の利活用の円滑化と適正な管理の確保、荒廃農地や手入れ
30 が不十分な森林の発生防止・解消等に対し、積極的ににかかわりを持って取り組んでいく。具体的
31 は、所有者による手入れが行き届いていない森林を、市町村が委託を受け林業経営者に再委託す
32 るほか、市町村が自ら公的に管理を実施する森林経営管理制度に基づく取組、森林経営管理制度
33 の特例措置の活用を始めとする所有者不明森林等の適切な経営管理、地域林政アドバイザー制度
34 ¹⁶²の活用等による市町村の森林・林業行政の体制支援に向けた取組を推進する。また、農村部では、
35 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に

161 国土利用計画（市町村計画）データベース（2020年9月時点）

162 市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する技術者を雇用または技術者が所属する法人などに事務を委託して、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの。

1 係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物・水産物被害の軽減、地域計画に
2 基づいた農地の集積・集約化、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向け
3 た対策を戦略的に進める。

4 また、人口減少・少子高齢化等により維持することが困難となった集落については、住民による
5 合意形成により近隣集落などへの移転も検討する必要がある。この場合、移転先において、伝統や
6 習俗、コミュニティを維持・継承しておくとともに、子や孫が戻り集落を再生することも見据え、跡
7 地を可能な限り美しく保っておくことが重要である。

9 ②防災 DX の推進による地域防災力の向上

10 水災害・雪害等が激甚化・頻発化していることに加え、東日本大震災を経験した東北圏であるか
11 らこそ、巨大地震・津波等の自然災害から東北圏民の命と暮らしを守る安全・安心な圏土づくりを
12 官民連携によって推進し、国内外に誇れる防災先進圏域の実現を目指す必要がある。

13 実現に向けては、災害ハザードエリア¹⁶³における開発抑制の効果をより高める取組を進め、より
14 安全な地域への居住誘導を推進する。また、「PLATEAU」のデジタル技術を活用して浸水域や避難行
15 動のシミュレーションを行うなどの防災 DX を推進する。加えて災害時などにドローン・センサー
16 等を活用し情報収集を行う防災 IoT、AI 等を駆使する革新技術の創出、社会実装等を推進する。

17 防災 DX で得られる災害の被害予測などの新たな情報は、地域防災力の向上へ直結し、自らの地
18 域は自らが守らなければならないという意識を更に醸成することに役立つ。また、発災時には自
19 らの地域情報を簡便に早く把握し、すぐに共有することができる。このようなメリットがあるこ
20 とから、積極的に活用・浸透させていく。

21 加えて、暮らしの安全・安心の確保は行政による取組を基本としつつも、住民がコミュニティづ
22 くりを通じて行政と協働しつつ、これに民間事業者などがかわり、各自ができることに主体的
23 に取り組むことで、相互に役割や機能を補完し合う意識とともに地域で支え合う絆を育む。

24 さらに、地域における意識を防災という観点から医療・福祉・介護・教育等あらゆる生活の場面
25 へ広げ、支援体制のあり方を議論しながら、支援を必要とする方々の自立した生活を確保するこ
26 との重要性について地域の誰もが理解を深めて支え合うことで、「心のバリアフリー」を進化させ
27 た包摂社会の実現を図っていく。

29 ③官民パートナーシップによる地域経営主体の形成

30 「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」は、未曾有の人口減少・少子高齢化等による
31 危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地
32 域づくりを目指すものである。そのためには新たな発想からの地域マネジメントが不可欠であり、
33 市町村界にとらわれず、地域の生活や経済の実態に応じて、デジタルの徹底活用により、地域空間
34 の質的向上を図るボトムアップの取組を様々な官民パートナーシップを通じて実践する必要があ
35 る。

36 地域課題の解決には、住民、NPO などの地域団体、企業、大学等の多様な主体と行政が連携して、

163 洪水・土砂災害・高潮・津波の災害リスクの高い区域。

1 地域をともに創る発想により取り組むことが不可欠であり、さらには関係人口の拡大・深化等を
2 推進することが求められる。

3 東日本大震災の復興を契機に築かれた多くの関係人口は、デジタルを活用したオンライン交流
4 や二地域居住等の多様なかかわり方で基礎的な地域活動の維持に貢献するだけでなく、裾野が広
5 く、多彩な人材であることから、東北圏の新たな価値を生み出すことが期待される。

6 デジタルというツールで地域と関係人口とが一体感を持ったつながりを生み、持続可能な地域
7 をともに創る認識の共有をベースに、地域課題の解決と地域の魅力向上に向けて「共」の視点での
8 新たな発想からの地域経営を支える官民パートナーシップの形成を推進し、暮らしに必要なサー
9 ビスが持続的に提供される地域生活圏を形成する。

1 **第14節 他圏域との連携プロジェクト**

2 広域的な機能の分散と連結強化の観点から、シームレスな広域交通ネットワークの充実・強化
3 を通じて、他圏域とのヒト、モノ、カネ、情報の対流促進による暮らしの充実、競争力強化、地域
4 活性化及び防災力強化を目指す。

5

6 (1) 他圏域との二地域居住等による暮らしの充実

7 **【第12節人口減少社会に対応した東北圏民総活躍プロジェクト、第13節誰もが恩恵を享受できる
8 東北圏版地域生活圏形成プロジェクトと連携】**

9 コロナ禍により普及したテレワークや新たな地方・田園への回帰の潮流を踏まえて、東北圏と
10 首都圏、東北圏と首都圏以外の圏域との二地域居住等を推進するべく、居住環境の整備や雇用創
11 出等の取組を推進する。

12 また、人口減少下の東北圏を支える担い手確保に向けて、圏域外の人材の活用や首都圏を中心
13 とした他圏域からのUIJターンを促進する。

14

15 (2) 観光振興に向けた他圏域連携

16 **【第7節「四季の魅力溢れる東北圏」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクトと連携】**

17 コロナ禍からの回復を契機とした、東北圏の魅力向上や認知度向上を目指して、首都圏、北陸
18 圏、北海道等の他圏域との広域連携による観光プロモーション・情報発信の強化により、大都市か
19 ら地方部への誘客及び各地域の周遊を促進する。例として、日本三景（松島、天橋立、宮島）や日
20 本三大花火大会（大曲、土浦、長岡）、世界文化遺産といった他圏域との観光資源のつながりをき
21 かけに東北圏に人々を呼び込み、圏域内を巡ってもらうような資源の活用や連携を強化する。

22 また、東北圏が一丸となって「東北ブランド」としてのプロモーションを強化し、東北圏と隣接
23 する首都圏や北陸圏、北海道との広域連携によりインバウンド向けの取組を推進する。さらに、
24 ゴールデンルート¹⁶⁴に偏重していたインバウンドを東北圏に誘致する。

25

26 (3) 農林水産業の成長産業化に向けた他圏域連携

27 **【第6節東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクトと連携】**

28 自立した圏域の形成に当たっては、地域産業の稼ぐ力を向上させる必要があり、農林水産業の
29 成長産業化が求められている。日本海と太平洋の2面を有し豊かな天然資源に恵まれた東北圏に
30 においては、農林水産業の成長産業化に資する取組を進めている。生産地である東北圏から首都圏
31 を始めとした消費地へ、効率的で速達性のある格子状骨格道路ネットワークの整備や、近年需要
32 のある新幹線輸送に資する鉄道ネットワークの整備を推進する。

33 一方で、ハード整備だけでなく、更なる消費や他圏域から産地への誘客を促すブランディング
34 などのソフト面での取組を併せて行うため、東北圏の農林水産業のPRやイベント等の実施を目的
35 とした首都圏を含む他圏域との連携を強化する。

164 成田国際空港から入国し、東京周辺の観光スポットを巡ってから、箱根、富士山、名古屋等を経由し関西を観光し、
関西国際空港から帰国する、またはその逆に回る場合を指す、日本旅行におけるインバウンドの伝統的な観光ルート
のこと。

1
2 (4) 交通・物流基盤の高質化に向けた他圏域連携

3 **【第2節レジリエンスの実践を通じて効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクト、第8節東北**
4 **圏の発展をけん引する日本海・太平洋2面活用による交通ネットワークとグローバル・ゲートウェ**
5 **イ機能強化プロジェクトと連携】**

6 拠点連結型国土を実現するため、圏域の境界を越えた交流・連携の強化に向けた道路ネットワー
7 クを構築するとともに、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、北海道新幹線等の高速鉄道ネット
8 ワークを形成し、首都圏だけでなく北陸圏、北海道との連携を強化する。

9 また、リニア中央新幹線の整備によって形成される日本中央回廊¹⁶⁵とのネットワーク整備・拡充
10 を推進し、首都圏や中部圏、近畿圏との連携によって、その波及効果を東北圏全体で享受できるよ
11 う取組を推進する。

12 さらに、東北圏域内の港湾・空港においては、隣接する首都圏、北陸圏、その他圏域とのアクセ
13 ス強化だけでなく、国際ターミナルとしての機能向上を図ることで、高い国際競争力を有するグ
14 ローバル・ゲートウェイの実現を目指す。

15 加えて、非常時に東北圏が首都圏の代替機能を担うためには、拠点整備だけでなく陸・海・空の
16 交通手段及び交通網を複層的に整備することが重要であることから、防災機能の高度化に向けた
17 基盤整備を強化する。

18
19 (5) 防災力向上に向けた他圏域連携

20 **【第2節レジリエンスの実践を通じて効果を発揮する防災先進圏域形成プロジェクトと連携】**

21 震災学習の誘致などにより首都圏を含む他圏域に東日本大震災の経験や教訓を伝承・発信する。

22 また、被災地における支援の受入体制の構築や広域防災拠点の早期の整備を支援すべく、東北
23 圏がリーダーシップを発揮しながら、国内外の防災力向上に貢献する。特に、首都直下地震や南海
24 トラフ地震の発生を想定し、圏域内、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏等の研究機関、地域機関、
25 企業等との防災ネットワークを強化する。

26 加えて、地震災害のみならず気候変動により激甚化する水害などの様々な自然災害についても、
27 このネットワークを通じて被害や復興のパターンを圏域間で共有することで、さらなる知見の蓄
28 積を図る。

29
30 (6) 多様な再エネ供給基地の形成

31 **【第4節地域と共生した脱炭素社会の実現へ挑戦する構造転換プロジェクトと連携】**

32 全国と比較して高いシェア率を誇る風力発電を始め、多様な再エネプラントによる安定した電
33 力出力の環境を有する東北圏の特性を活かし、需要量の多い他圏域への電力融通を積極的に推進
34 することで、国内全体の再エネの普及拡大と有効活用に取り組む。

165 リニア駅を核とした広域的な新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、三大都市圏を結ぶルートのこと。